

平成 3 0 年

第 1 回西原村定例会会議録

平成 3 0 年 3 月 8 日

平成 3 0 年 3 月 1 6 日

熊本県阿蘇郡西原村議会

## 平成 3 0 年 第 1 回 定 例 会 会 期 日 程 表

月 日	曜	区 分	日 程	備 考
3 月 8 日	木	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開会</li> <li>・ 会期の決定</li> <li>・ 村長施政方針及び提案理由説明</li> <li>・ 休会の件について</li> <li>・ 全員協議会</li> <li>・ 常任委員会</li> </ul>	
3 月 9 日	金	休 会		
3 月 1 0 日	土	休 会		
3 月 1 1 日	日	休 会		
3 月 1 2 日	月	休 会		
3 月 1 3 日	火	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般質問（2名）</li> <li>・ 議案審議 （議案第7号～議案第17号）</li> </ul>	
3 月 1 4 日	水	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議案審議 （議案第18号～議案第23号）</li> </ul>	
3 月 1 5 日	木	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議案審議 （議案第24号～議案第27号）</li> </ul>	
3 月 1 6 日	金	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議案審議 （議案第28号～議案第34号）</li> <li>・ 委員会の閉会中の継続調査申出</li> </ul>	

# 提出議案等

(平成30年3月8日提出)

(村長提出議案)

- 議案第 7号 西原村指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 8号 西原村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9号 西原村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第10号 西原村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第11号 西原村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第12号 西原村後期高齢者医療に関する条例の一部改正する条例の制定について
- 議案第13号 西原村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第14号 西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第15号 西原村滝地区地域資源活用総合交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第16号 西原村営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第17号 指定管理者の指定について

- 議案第18号 平成29年度西原村一般会計補正予算（第9号）について
- 議案第19号 平成29年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第20号 平成29年度西原村介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第21号 平成29年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について
- 議案第22号 平成29年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第23号 平成29年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第2号）について
- 議案第24号 平成30年度西原村一般会計予算について
- 議案第25号 平成30年度西原村国民健康保険特別会計予算について
- 議案第26号 平成30年度西原村介護保険特別会計予算について
- 議案第27号 平成30年度西原村後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第28号 平成30年度西原村中央簡易水道事業特別会計予算について
- 議案第29号 平成30年度西原村工業用水道事業会計予算について
- 議案第30号 工事請負変更契約の締結について
- 議案第31号 工事請負変更契約の締結について
- 議案第32号 工事請負変更契約の締結について
- 議案第33号 工事請負変更契約の締結について
- 議案第34号 工事請負変更契約の締結について

(平成30年3月13日提出)

(一般質問)

1番 桂 悦朗君 2番 西口義充君

## 目 次

### 第1号（3月8日）

議事日程第1号	1
応招議員氏名	2
出席議員氏名	3
事務局職員出席者	3
説明のため出席した者の職氏名	4
開会・開議	5
日程第 1 会議録署名議員の指名	5
日程第 2 会期の決定について	5
日程第 3 村長提案理由説明（施政方針・議案第7号～第34号）	5
日程第 4 休会の件について	14
散 会	15

### 第2号（3月13日）

議事日程第2号	17
応招議員氏名	19
出席議員氏名	20
事務局職員出席者	20
説明のため出席した者の職氏名	21
開 議	22
日程第 1 一般質問	22
（桂 悦朗）	22
・介護保険事業の取組みについて	
（西口義充）	34
・総合体育館建設計画について	
日程第 2 議案第 7号 西原村指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について	40
日程第 3 議案第 8号 西原村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	42
日程第 4 議案第 9号 西原村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的	

		な支援の方法に関する基準等を定める 条例の一部を改正する条例の制定 について ……………	4 5
日程第 5	議案第 1 0 号	西原村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について ……………	4 7
日程第 6	議案第 1 1 号	西原村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について ……………	4 8
日程第 7	議案第 1 2 号	西原村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について ……………	5 0
日程第 8	議案第 1 3 号	西原村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について ……………	5 1
日程第 9	議案第 1 4 号	西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について ……………	5 5
日程第 1 0	議案第 1 5 号	西原村滝地区地域資源活用総合交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について ……………	5 7
日程第 1 1	議案第 1 6 号	西原村営住宅条例の一部を改正する条例の制定について ……………	5 8
日程第 1 2	議案第 1 7 号	指定管理者の指定について ……………	6 0
散 会			6 3
第 3 号 (3 月 1 4 日)			
	議事日程第 3 号		6 5
	応招議員氏名		6 6
	出席議員氏名		6 7
	事務局職員出席者		6 7
	説明のため出席した者の職氏名		6 8
	開 議		6 9
日程第 1	議案第 1 8 号	平成 2 9 年度西原村一般会計補正予算 (第 9 号) について ……………	6 9

日程第 2	議案第19号	平成29年度西原村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について	90
日程第 3	議案第20号	平成29年度西原村介護保険特別会計補正予算(第3号)について	92
日程第 4	議案第21号	平成29年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)について	95
日程第 5	議案第22号	平成29年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について	96
日程第 6	議案第23号	平成29年度西原村工業用水道事業会計補正予算(第2号)について	99
散 会			101

#### 第4号(3月15日)

議事日程第4号			103
応招議員氏名			104
出席議員氏名			105
事務局職員出席者			105
説明のため出席した者の職氏名			106
開 議			107
日程第 1	議案第24号	平成30年度西原村一般会計予算について	107
日程第 2	議案第25号	平成30年度西原村国民健康保険特別会計予算について	153
日程第 3	議案第26号	平成30年度西原村介護保険特別会計予算について	158
日程第 4	議案第27号	平成30年度西原村後期高齢者医療特別会計予算について	161
散 会			163

#### 第5号(3月16日)

議事日程第5号			165
応招議員氏名			166
出席議員氏名			167
欠席議員氏名			167
事務局職員出席者			167
説明のため出席した者の職氏名			168



開 議	.....	1 6 9
日程第 1	議案第 2 8 号 平成 3 0 年度西原村中央簡易水道事業特別会計予算について .....	1 6 9
日程第 2	議案第 2 9 号 平成 3 0 年度西原村工業用水道事業会計予算について .....	1 7 2
日程第 3	議案第 3 0 号 工事請負変更契約の締結について .....	1 7 4
日程第 4	議案第 3 1 号 工事請負変更契約の締結について .....	1 7 4
日程第 5	議案第 3 2 号 工事請負変更契約の締結について .....	1 7 4
日程第 6	議案第 3 3 号 工事請負変更契約の締結について .....	1 7 4
日程第 7	議案第 3 4 号 工事請負変更契約の締結について .....	1 7 4
日程第 8	委員会の閉会中の継続調査 .....	1 8 2
閉 会	.....	1 8 2
署 名	.....	1 8 3

第 1 号 ( 3 月 8 日 )

## 平成30年第1回西原村議会定例会会議録

平成30年3月8日、平成30年第1回西原村議会定例会が西原村役場に召集された。

平成30年3月8日（木曜日） 議事日程第1号

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 村長提案理由説明（施政方針、議案第7号～第34号）

日程第 4 休会の件について

1、応招議員 (10名)

1 番	堀 田 直 孝 君
2 番	村 上 高 志 君
3 番	坂 本 隆 文 君
4 番	中 西 義 信 君
5 番	西 口 義 充 君
6 番	上 野 正 博 君
7 番	山 下 一 義 君
8 番	林 田 直 行 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	宮 田 勝 則 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (9名)

2 番	村 上 高 志 君
3 番	坂 本 隆 文 君
4 番	中 西 義 信 君
5 番	西 口 義 充 君
6 番	上 野 正 博 君
7 番	山 下 一 義 君
8 番	林 田 直 行 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	宮 田 勝 則 君

4、欠席議員 (1名)

1 番	堀 田 直 孝 君
-----	-----------

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	坂 園 まゆみ 君
議会事務局書記	松 永 誠 司 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	日置和彦君
副村長	内田安弘君
教育長	竹下良一君
総務課長	西山春作君
企画商工課長	須藤博君
教育課長	米口三喜男君
会計管理者	中村義光君
税務課長	佐藤光弘君
産業課長	南利孝文君
建設課長	吉田光範君
震災復興推進課長	高本孝嗣君
住民福祉課長	塚元利文君
保健衛生課長	藤吉昌也君
保育園長	前川ちずる君

○議長（宮田勝則君）おはようございます。

本日は1番議員、堀田直孝君より欠席届が出ております。

第1回の定例会が招集されましたところ、定足数に達しておりますので、平成30年第1回西原村議会定例会を開会します。

ただいまから本日の会議を開きます。本日の会議は、お手元に配付の議事日程第1号のとおり行います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番議員、山下一義君、8番議員、林田直行君を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、3月1日に行われました議会運営委員会で本日8日より16日までの9日間と決定しておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、よって会期は、本日8日より16日までの9日間と決定しました。

日程第3、村長の施政方針及び提案理由の説明を求めます。

（村長 日置和彦君 登壇 説明）

○村長（日置和彦君）おはようございます。

平成30年第1回西原村議会定例会の招集をお願いしましたところ、議員各位におかれましては、公私とも大変ご多忙の中、9名のご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

ことしの冬は厳しい寒さとなり、北陸、東北、北海道においては、大雪に見舞われ、死者を含めて大きな雪害となり、被害に遭われた方々に心からお見舞い申し上げたいと思います。

あの悪夢の熊本地震から、はや1年と11カ月になろうとしております。本村におきましても、議員各位のご指導を仰ぎ、一歩ずつではありますが、確実に復旧から復興に向け進めているところであります。

さて、今定例会は平成30年度の当初予算の審議を上程しておりますが、現在の復旧状況と新年度における所信の一端を述べさせていただきます。

所信表明と申しましても、震災からの復旧、復興が大前提となりますが、まず復旧の進捗状況を申し上げますと、公共土木、農業土木関係は、入札をほぼ終え、工事の完成を待つのみとなっております。そのほか、2月までの家屋の解体は99.4%、経営体育成事業の倉庫、農業用機械等の進捗率が86%、住家等の応急修理は94.3%となっております。しかし、村民グラウンドの復

旧、風の里キャンプ場や、県に委託しております小森地区の農災工事、そして大切畑ダムと布田地区の砂防工事の早期着工など、繰り越し事業を含め復旧工事がまだ多く残っております。

現在、仮設住宅においては、60世帯が退去されていますが、入居期限が1年延長され、今現在251世帯668名の方が入居中であります。高齢者の方など自力で住家の再建が厳しい方のためにも、災害公営住宅の建設を一日も早く完成させたいとの思いから、河原地区12戸、山西地区45戸を8月入居を目指し建設を進めています。山西地区においては、一戸建てとしては県下最大の団地ではないかと思えます。一日も早く完成させ、特に高齢者、低所得者の方々の不安を払拭し、安心感を与え、生涯住んでいただける団地となればと願っています。また、再建可能な方には、もとの集落、もとの宅地で住家の再建をしていただくためにも、宅地の再生事業を進めております。

さきの臨時会で申しましたが、紆余曲折を経て、国の補正予算を得ることができました。今回の予算獲得には、議会のご理解と職員の頑張り、測量、設計の委託事業に早期に着手していたことで、当事業費の県配分の中で6割強が本村に配分され、段取り、準備していたことが功を奏した形となりました。

総事業費も約90億円と膨大となりますので、2年間で完成を目指しますが、できる限り平成30年度で発注を済ませよう計画をしております。県下では約4分の1の不調、不落があると聞きますが、本村では、一部不落がありましたが、現在のところ全ての工事が落札をさせていただいております。今後とも全ての工事を落札していただき、円滑な事業の推進ができることを願っております。

次に、平成29年度の繰越明許費が102億9,000万円と、多くの事業を繰り越させていただいております。裏を返せば、その分、予算は確定しているということでもあります。地方債の借り入れ限度額も平成29年度51億9,000万円、平成30年度は1億8,000万円を予定しておりますが、交付税としての歳入を期待するものであります。

ただ、補正予算をつけていただいたとはいえ、財政的に厳しいことには変わりはないと考えます。膨大な事業費であり、工事を発注し契約すれば前渡金40%の支払い、工事が竣工すれば残りの工事費の支払いは交付金・補助金の歳入前となりますので、一時借入金の借り入れ最高額を50億円と定めさせていただいております。これは全て借り入れるものではなく、今申しましたとおり、支払いが一時的に不足する場合の借り入れであり、できる限り財源模索とやりくりをしながら借り入れを抑えてまいりたいと思っております。さらに、経常的経費についても極力経費削減に努め、安定的な財政運営を目指して進めてまいります。

そのほかにも、農業の振興とあわせ、農業施設の完全復旧、商工業施設の



復活、福祉・教育の充実など、まだまだ山積しておりますが、西原村再生を掲げ、「みんなが憧れ、そして愛される、三ツ星のむら」を目指してまいりたいと考えております。

ともあれ、私たちは1,000年に一度と言われる未曾有の大災害から復旧、復興を成就させ、さらに創造的復興へ向けて全力で戦っていかなければなりません。

平成30年度は、まさに復興計画にありますように、復旧段階から復興段階へ向けての正念場と捉えております。今まで復興に向け夢を描いてまいりましたが、今は確かな目標となり、その目標が見えつつあります。

とうとい命を犠牲になされた方、負傷された方、住家を失われた方々の無念な思いを胸に秘め、一日も早い生活の拠点づくりを進めなければならないと強く思っております。

議員各位の思いと我々執行部の思い、何よりも被災者の悲痛な願い、これらが三位一体となって、完全復興に向け、お互いが協力し合い、知恵を出し合い、汗を流しながら、一歩先を行く施策をもって進めなければならないと考えております。

そして、全ての村民の方々が幸せを実感できるまで、ともに協力し合い、情報を共有し、一体となって、再度日本一の西原村になるよう邁進していく覚悟であります。

議員各位におかれましては、平成30年度も使命達成のため、ご指導とご支援を賜りますようお願いし、提案理由の説明をさせていただきます。

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

議案第7号、西原村指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてご説明いたします。

介護保険法の一部が改正され、平成30年4月1日より指定居宅介護支援事業者の指定権限が県から市町村に移譲されることに伴い、居宅介護支援事業者の指定について条例を制定する必要があります。また、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等が改正されたことに伴い、あわせて指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の条例を制定する必要があります。

詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明いたします。

議案第8号、西原村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

介護保険料につきましては、介護保険法により、3年ごとに見直すこととなっております。現在の第6期介護保険事業計画は平成29年度で終了し、第7期の介護保険事業計画を平成30年度から平成32年度まで3カ年で実施するものであります。

今回の保険料の改正につきましては、65歳以上の第1号被保険者の保険料の基準額を6万4,800円から8万6,400円に改正するものでございます。

今後とも、社会福祉協議会など密接な連携を図りながら、介護予防や地域の支援事業等に積極的に取り組む所存でございます。

詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明いたします。

議案第9号、西原村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、西原村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明いたします。

議案第10号、西原村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、西原村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明いたします。

議案第11号、西原村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、西原村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明いたします。

議案第12号、西原村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、西原村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明いたします。

議案第13号、西原村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、西原村国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明いたします。

議案第14号、西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律の改正により国民健康保険における財政責任主体が都道府県になることに伴う国民健康保険税の改正が平成30年4月1日から施行となるため、西原村国民健康保険税条例の一部を改正する必要があります。

詳細につきましては、税務課長よりご説明いたします。

議案第15号、西原村滝地区地域資源活用総合交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

西原村滝地区地域資源活用総合交流施設の設置及び管理に関する条例第3条に規定する位置の地番が、地籍調査の実施に伴い、地番を変更する必要があることから、関係事項について所要の改正をするものでございます。

詳細につきましては、企画商工課長よりご説明いたします。

議案第16号、西原村営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

災害公営住宅の整備及び公営住宅法等の改正に伴い、関係条例の規定を改正する必要があります。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第17号、指定管理者の指定についてご説明いたします。

西原村滝地区地域資源活用総合交流施設の設置及び管理に関する条例第4条の規定に基づき、当該条例の管理施設である滝交流農園の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要があります。

詳細につきましては、企画商工課長よりご説明いたします。

議案第18号、平成29年度西原村一般会計補正予算（第9号）についてご説明いたします。

今回の補正予算（第9号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29億3,969万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ182億2,972万9,000円とするものでございます。

歳入歳出の主なものを申し上げますと、歳入では、村税1億863万4,000円の増額補正。村民税6,985万5,000円の増額、固定資産税3,538万1,000円の増額等でございます。

国庫支出金14億6,907万3,000円の増額補正。災害廃棄物処理事業費補助金1億1,657万2,000円、宅地耐震化推進事業の社会資本整備総合交付金14億円

の増額等でございます。

県支出金9,598万2,000円の減額補正。熊本地震復興基金交付金及び災害関連地域防災がけ崩れ対策事業補助金の減額等でございます。

繰入金1億円の増額補正。災害復興基金繰入金でございます。

そして、村債に13億3,210万円の増額補正。これは、宅地耐震化推進事業債等の災害復旧事業債13億5,810万円の増額、災害廃棄物処理等事業等の歳入欠かん等債1億1,720万円の増額補正、災害公営住宅整備事業の公営住宅建設事業債の1億3,400万円の減額等でございます。

歳出におきましては、総務費3億1,220万7,000円の減額補正と衛生費1億9,356万9,000円の増額補正、土木費28億1,257万9,000円の増額補正、災害復旧費1億2,613万7,000円の減額補正等でございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第19号、平成29年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,448万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億1,832万円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入で、国民健康保険税が熊本地震に係る保険税の減免等により908万1,000円の減額補正、国庫支出金2,366万9,000円の増額補正、療養給付費等交付金335万円の増額補正、共同事業交付金5,621万円の増額補正でございます。

歳出につきましては、保険給付費2,966万円の増額補正、共同事業拠出金809万円の減額補正、諸支出金の861万円の増額補正、予備費4,500万6,000円の増額補正でございます。

詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明いたします。

議案第20号、平成29年度西原村介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,942万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億9,945万5,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入で、介護保険料が熊本地震に係る保険税の減免等により2,197万3,000円の減額補正、国庫支出金6,706万円の増額補正、支払基金交付金2,938万9,000円の増額補正、県支出金1,523万7,000円の増額補正、繰入金953万4,000円の増額補正でございます。

歳出につきましては、保険給付費7,685万9,000円の増額補正、地域支援事業費202万4,000円の減額補正、予備費2,434万5,000円の増額補正でございます。

詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明いたします。

議案第21号、平成29年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,284万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,067万3,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入で、熊本地震による減免申請等により後期高齢者医療保険料1,248万2,000円の減額補正であります。

歳出におきましては、後期高齢者医療広域連合納付金1,302万1,000円の減額補正、予備費17万6,000円の増額補正でございます。

詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明いたします。

議案第22号、平成29年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ77万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億353万2,000円と定めるものでございます。

主な内容について申し上げますと、歳入につきましては、基金繰入金1,001万5,000円の増額、地方公営企業災害復旧企業債1,390万円の減額補正となっております。

歳出につきましては、業務費823万6,000円、災害復旧費800万円の減額補正、予備費2,057万1,000円の増額補正を行っております。

詳細につきましては、建設課長よりご説明いたします。

議案第23号、平成29年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の収益的収入支出予算の総額を1,626万3,000円と定めるものでございます。

主な内容といたしましては、収益的収入の給水収益50万円、雑収益10万9,000円の増額補正を行っております。

次に、収益的支出といたしまして、営業費用10万5,000円、予備費17万8,000円の増額補正を行っております。

詳細につきましては、建設課長よりご説明申し上げます。

議案第24号、平成30年度西原村一般会計予算についてご説明いたします。

平成30年度西原村の一般会計の予算を歳入歳出それぞれ45億3,538万8,000円と定め、一時借入金の借り入れ最高額を50億円と定めるものでございます。

歳入歳出の主な内容を申し上げますと、歳入では、村税が前年度より5,477万2,000円増額の6億9,460万6,000円。地方譲与税3,700万円。地方消費税交付金1億2,000万円。ゴルフ場利用税交付金2,800万円。地方交付税におきましては、普通交付税が15億3,000万円、特別交付税4億6,800万円で、前年度より5,900万円増の19億9,800万円。分担金及び負担金は、前年度より

1,316万8,000円減の4,637万2,000円。

国庫支出金におきましては、災害復旧費国庫負担金2億2,011万円減、民生費国庫補助金3,379万3,000円減、衛生費国庫補助金5億2,709万4,000円減、土木費国庫補助金27億3,648万6,000円の減額等により、前年度より35億2,144万6,000円減額の3億7,029万7,000円。県支出金は、民生費県負担金4,948万7,000円減、民生費県補助金2,336万円減、農林水産業費県補助金4億8,010万1,000円減、災害復旧費県補助金4億9,012万5,000円減、総務費県補助金3億1,126万4,000円増、土木費県補助金1億5,594万1,000円減等により、8億8,331万3,000円減の5億9,797万円。

財産収入3,329万7,000円、寄附金は4,000万円増の5,010万3,000円。繰入金につきましては、財政調整基金で1億2,000万円、災害復興基金4,500万円、平成28年熊本地震復興基金6,910万円等で合計2億3,410万2,000円となっております。繰越金は8,000万円、諸収入は4,085万7,000円でございます。村債につきましては、臨時財政対策債1億800万円、公共事業等債3,570万円、一般単独事業債2,100万円、災害復旧事業債2,150万円で、合計の1億8,620万円となっております。

歳出についてご説明申し上げます。

議会費につきましては前年度より219万1,000円減の7,099万3,000円、総務費につきましては前年度より19億6,693万8,000円減の9億2,050万円、民生費につきましては1,628万9,000円増の11億38万4,000円、衛生費につきましては11億347万5,000円減の3億7,068万9,000円、農林水産業費につきましては6億2,324万7,000円減の2億490万8,000円、商工費1,394万3,000円、土木費、23億662万7,000円減の3億5,868万円、消防費につきましては3,729万2,000円増の2億573万9,000円、教育費、2,414万2,000円増の2億1,951万9,000円、災害復旧費、8億1,254万3,000円減の2億3,109万円、公債費、2億4,683万8,000円増の8億2,496万2,000円となっております。

本年の予算は、昨年の予算と比べまして、主に熊本地震に関連したところで大幅な減額予算となっております。本年度も引き続き、熊本地震に対応するための財源の確保等に努めながら、効率的な財政運営、財政基盤の安定化に努める所存でございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第25号、平成30年度西原村国民健康保険特別会計予算についてご説明いたします。

平成30年度西原村国民健康保険特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億1,550万3,000円と定めるものでございます。

平成30年度から熊本県が財政運営等の責任主体となり、県内市町村が一体となって国保の事業運営等を共通認識のもとで実施するための予算であります。

主な内容を申し上げますと、歳入で、国民健康保険税 1 億7,592万6,000円、県支出金 6 億5,810万8,000円、繰入金6,085万8,000円などとなっております。

歳出につきましては、保険給付費 6 億4,469万4,000円、国民健康保険事業費納付金 2 億5,549万3,000円、保健事業費675万4,000円となっております。

詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明いたします。

議案第26号、平成30年度西原村介護保険特別会計予算についてご説明いたします。

平成30年度西原村介護保険特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7 億5,599万8,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入では、保険料 1 億5,797万1,000円、国庫支出金 1 億8,038万4,000円、支払基金交付金 1 億9,377万7,000円、県支出金 1 億1,032万4,000円、繰入金 1 億1,353万4,000円などとなっております。

歳出におきましては、保険給付費 7 億626万7,000円、地域支援事業費 3,393万6,000円などで、保険給付費は歳出予算の93.4%を占めております。

詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明いたします。

議案第27号、平成30年度西原村後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

平成30年度西原村後期高齢者医療特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億6,907万5,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入では、後期高齢者医療保険料4,433万6,000円、繰入金 1 億2,277万2,000円などとなっております。

歳出におきましては、後期高齢者医療広域連合納付金 1 億6,596万5,000円で、歳出予算の98.1%を占めております。

詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明いたします。

議案第28号、平成30年度西原村中央簡易水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

平成30年度西原村中央簡易水道事業特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ8,791万8,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入といたしまして、給水収益5,700万1,000円、その他営業収益339万円、補助金1,751万5,000円、繰越金1,000万円でございます。

歳出といたしましては、業務費3,372万3,000円、災害復旧費900万円、企業債償還金3,676万3,000円、予備費642万2,000円となっております。

詳細につきましては、建設課長よりご説明いたします。

議案第29号、平成30年度西原村工業用水道事業会計予算についてご説明いたします。

平成30年度西原村工業用水道事業会計予算は、収益的収入支出それぞれ 1,781万9,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、収入といたしまして、給水事業所8カ所に対する営業収益1,055万2,000円、営業外収益726万6,000円でございます。

支出におきましては、営業費用1,716万7,000円、営業外費用45万円となっております。

詳細につきましては、建設課長よりご説明いたします。

続きまして、議案第30号、工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げますが、この請負契約が第30号から第34号まで同じ請負契約の変更でございますので、一括して説明をさせていただきたいというふうに思います。

まず、議案第30号は、工事請負契約の変更でありますけれども、西原村デジタル防災行政無線同報系システム整備工事につきましては、再度、契約変更がございました。

議案第31号は、西原村青少年の森「風の里キャンプ場」施設建築工事において契約変更が生じたので、提案させていただいております。

議案第32号は、田中高遊線道路災害復旧工事につきましては、再度、契約変更が必要となりましたので、提案させていただいております。

議案第33号は、同じく田中高遊線道路災害復旧工事につきましても、再度、契約変更がございます。

議案第34号につきましては、星田北平線道路災害復旧工事につきましては変更契約が必要となりましたので、それぞれ、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

第30号から第34号、詳細につきましては、それぞれ担当課長よりご説明いたしますので、よろしく願いいたします。

以上、今期定例会に提案いたしました議案28件につきましては、議員各位におかれましては、慎重審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わりたいと思います。大変お世話になります。よろしく願いいたします。

○議長（宮田勝則君）以上で、村長の提案理由の説明は終わりました。

日程第4、休会の件についてを議題とします。

お諮りします。明日9日から12日までの本議会を休会にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、明日9日から12日までの本議会を休会にすることに決定しました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、次の会議は13日午前10時より行います。



本日はこれをもって散会します。

午前10時41分 散会



第 2 号 ( 3 月 1 3 日 )

## 平成30年第1回西原村議会定例会会議録

平成30年3月13日、平成30年第1回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

平成30年3月13日（火曜日） 議事日程第2号

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第 7号 西原村指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 3 議案第 8号 西原村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 9号 西原村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第10号 西原村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第11号 西原村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第12号 西原村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第13号 西原村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第 9 議案第 14 号 西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 15 号 西原村滝地区地域資源活用総合交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 11 議案第 16 号 西原村営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 12 議案第 17 号 指定管理者の指定について

1、応招議員 (10名)

1 番	堀 田 直 孝 君
2 番	村 上 高 志 君
3 番	坂 本 隆 文 君
4 番	中 西 義 信 君
5 番	西 口 義 充 君
6 番	上 野 正 博 君
7 番	山 下 一 義 君
8 番	林 田 直 行 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	宮 田 勝 則 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	堀 田 直 孝 君
2 番	村 上 高 志 君
3 番	坂 本 隆 文 君
4 番	中 西 義 信 君
5 番	西 口 義 充 君
6 番	上 野 正 博 君
7 番	山 下 一 義 君
8 番	林 田 直 行 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	宮 田 勝 則 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	坂 園 まゆみ 君
議会事務局書記	松 永 誠 司 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	日置和彦君
副村長	内田安弘君
教育長	竹下良一君
総務課長	西山春作君
企画商工課長	須藤博君
教育課長	米口三喜男君
会計管理者	中村義光君
税務課長	佐藤光弘君
産業課長	南利孝文君
建設課長	吉田光範君
震災復興推進課長	高本孝嗣君
住民福祉課長	塚元利文君
保健衛生課長	藤吉昌也君
保育園長	前川ちずる君



○議長（宮田勝則君）おはようございます。

本日は全員出席であります。

第1回の定例会が招集されましたところ、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第2号のとおり行います。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問については、3月1日に行われました議会運営委員会の中で、発言時間はおのおの60分以内と決定しておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、60分以内と決定します。

受理番号1番、9番議員、桂悦朗君、件数1件、発言を許します。

（9番議員 桂 悦朗君 登壇 質問）

○9番議員（桂 悦朗君）おはようございます。9番議員、桂でございます。

通告しておりました介護保険事業の取り組みについて村長にお聞きしたいと、また、担当課の取り組みについても質問をしたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

介護保険制度は2000年4月から始まりました。2018年3月で6期18年になります。これまで6期介護保険事業計画を立て事業を進めてきておりますが、全国的に少子高齢化、人口減少、また勤労世代の激減に伴い社会の支え手の不足などにより、介護スタッフ不足も課題となっております。

日本は、高齢化社会を超えて超高齢社会と言われるようになりました。65歳以上の高齢者の割合、高齢化率ですが、2007年には21%で高齢社会とそのときには言われておりました。しかし、その後は超高齢社会と言われるようになっております。2016年には27.3%まで右肩上がりに上昇しております。

人口統計をとった193カ国の中で、日本は高齢化率断トツのトップであります。4人に1人から、数年後には3人に1人が65歳以上になると言われております。それを支えるためにも、多くの税金が必要とされる時代になってきております。

本村はどうでしょうか。2012年度24.4%ありましたが現在では29%となり、年々右肩上がりに上昇しております。2025年には団塊世代が75歳を迎えますが、そのときには35%を超え、3人に1人が65歳以上になると予測されております。また、人口減少についてはどうでしょうか。2014年の7,090人をピークに減少に転じております。2016年の地震後は人口減少が進み、本年1月には6,750人前後で推移しているところであります。

今後は、日本全体の少子高齢化、人口減少を見据えた長期的施策を考えな

ければならないと考えております。

少子高齢化、人口減少対策として、高齢者を支える働き手である若者世代の流出を最小限に抑えるためには、地元の企業への就職や近隣の企業への就職ができるような何かの対策をとらなくてはならないというふうに思っております。今後どのように取り組んでいかれるのか、村長に考えをお聞きしたいというふうに思います。

少子高齢化、人口減少は、これからの介護保険事業にもさまざまな影響を及ぼしてくると考えられます。昔は、3世代同居は一般的で、高齢者の介護も自然にその家族の中で協力し合って行われていました。しかし、家族形態の変化で今では核家族がほとんどとなっております。高齢者のひとり暮らし、また高齢者夫婦の2人暮らしが多く見られるようになりました。また、女性の社会進出の進展、家族の高齢化、老老介護により、家族のみでの介護は困難な時代になっております。本村においても、このように高齢化率が上がってきた中で、介護保険制度を利用する高齢者も増加傾向にあります。さきにも述べましたように、高齢者を支える働き手の不足も大きな問題になってきております。

これからの介護分野においては、介護士や看護師、また保健師、リハビリ専門の職員、そういうふうにした専門分野の介護スタッフが必要になってくるというふうに思います。どこの自治体も人手不足状況にあります。そのような中、人材確保、人材育成をどのように考えておられるか、お聞きしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（宮田勝則君）日置村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君）お答えしたいと思います。

介護保険制度の取り組みについてということが本題でございまして、質問事項、質問要旨も同じ内容かというふうに思います。お尋ねの件は、本題に入る前の前段の質問であるというふうに捉えております。そのようなことでお答えをさせていただきたいというふうに思います。

まず、人口推移の現状を申し上げたいと思っておりますけれども、今、議員が申されましたように、現在、西原村のこしりの1月末での人口は6,768人でありまして、震災前よりも約270名の減少となっております。今後の推計人口は、5年後の平成35年で6,438名で330名の減、10年後の平成40年にはさらに350名の減、6,088名となっております。さらに平成42年には6,000名を割ると予想され、平成45年の15年後には現在よりも約1,000名人口が減少するという推計でございまして。

また、昨年1年間で転出された方が299名、転入が242名でマイナスの57名、死亡された方が75名、出生者は44名で31名が自然減となっており、合計で1年間に88名の人口減と今なっております。

さらに年齢別で見ますと、0歳から9歳が615名、10歳から19歳までが677名、20歳から29歳は512名、30歳から10歳刻みで申しますと、30代が714名、40代が828名、50代が862名、60歳代は団塊の世代で1,167名で、以下10歳ごとに減少しておるところでございます。今申しましたことで、10歳代から20歳代になると一気に165名減少していることがわかります。つまり、高校、大学を卒業したら就職等で村外に流出していると思われまます。申されまますように、若年層の定住が今後の大きな課題と捉えております。

以上のことから、今後さらに高齢化が進み、介護保険の利用者も比例して伸びてくると予想されます。

次、若年層に職場の提供ということでございますが、本村には優秀な企業を含め12社ほどございます、企業が。ほとんどの企業が地震により大きな打撃を受けておられましたが、現在は、100%とは申しませんが、ほぼ震災前と同等の稼働をやっております。数社においては増築され、工場の拡大をされており、従業員の募集をされており、今後増設したいという企業もあると伺っており、明るい展望も見えております。ぜひとも、地元企業に就職ができるよう企業側にも働きかけていけたらというふうに思います。今現在は売り手市場と言われております。今がチャンスというふうに捉えております。

また、具体的なことは申されませんが、数年後500名規模の若年層の施設が近くに来るという話も伺っております。西原村の自然環境や空港に近い、そして熊本市まで30分程度という利便性と生活しやすい地域でありますので、先ほど申しました推計人口が逆に横に並ぶのか、できるならば増加するよう進めていかなくちやならないというふうに考えております。

それにはまず、今現在はもとの宅地で集落再生ができるよう、転出者を極力少なくしなければならないというふうに思っております。そして、若い世代の人が村に残っていただき、年配の方々と触れ合いや生活環境づくり、コミュニケーションづくり、地域づくりを進められたらと思っております。復興のめどを早くつけ、順次対策を講じてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（宮田勝則君）保健衛生課長。

（保健衛生課長 藤吉昌也君 答弁）

○保健衛生課長（藤吉昌也君）桂議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

課内の考えはどうかということでご質問を受けております。

まず、村長も述べましたとおり、介護保険の人口といえますか、西原村の人口も高齢化率が29.3%であり、やはり今後、介護が伸びることは十分考えられます。

高齢化率につきましても、1月末ではございますが各嘱託で高齢化率を出してみました。鳥子で40.6%、小森東で34.7%、小森西で30.9%、宮山地区

で39.8%、布田地区で31.8%、高遊地区で22.1%、谷地区で30.3%、上あげ地区で52.3%、下あげ地区で43.4%ということで、その他の未組織とかいろんな地区がありますが、29.3%よりも高遊地区以外は大幅に上昇しているという状況ではございます。

その中で今、介護保険の要介護認定者は1月末で351人となっております。年々増加傾向にあります。今回、桂議員さんを委員長に高齢者介護保険事業計画及び介護福祉計画の策定委員会を開催し、第7期の計画を出しております。

その中で、先ほど村長も申したとおり、高齢化人口というのは団塊の世代だけじゃなくて、当村におきましてはまだそれ以上に伸びていく状況でございます。そういう状況の中で計画を立てさせていただきました。認定率につきましても、年間大体約60から70名の新規認定をしている反面、先ほどありましたとおり死亡者や転居による資格喪失も同数程度見られており、年間の新規認定者というか介護の認定状況につきましては、ここ数年微増しております。ただ、平成28年の熊本地震により、平成28年につきましてはやっぱり急激な伸びをしているという状況でございます。

介護給付金につきましても、平成28年度6億2,800万円を支出し、平成29年度につきましては7億200万円を見込んでおり、毎年増加している状況でございます。

保険料につきましては、平成27年から平成29年までの3年間、月額5,400円に設定させていただいております。しかし、この保険料では今後の介護給付金の伸びに対応できないと考えることから、平成30年から、第7期の計画でございますが、7,200円を見込んで、今回の条例改正として議会に上程させていただきます。

介護スタッフでございますが、各施設ともやっぱり介護スタッフの人材というのは本当に悩んでいらっしゃる状況でございます。なかなか介護職員になり手がなく、来ても続かないという状況でございます。本当に施設も厳しい状況であるということはおっしゃってあります。

ただ、このような状況の中、当村におきましては平成27年より地域包括センターを社会福祉協議会へ業務委託して、主任ケアマネジャー、社会福祉士を配置しております。また今年度から、平成29年の取り組みとして、できる限り自立した生活が送られるよう支援していく介護保険制度の基本理念に基づき、介護が必要な方に必要なサービスを提供していく反面、身体機能改善が見込める方についてはリハビリ等に改善を図っていただけるような介護予防の取り組みに力を入れております。

具体的な事業といたしましては、村の実情に既存の介護事業所によるサービスに加え、ボランティア、NPO等の多様な主体を活用して支援する仕組みづくりを行う介護予防・日常生活支援総合事業を4月から実施しております。

す。高齢者の多様な日常生活上の支援体制を充実・強化、社会参加の推進を一体的に考えていく生活支援体制整備事業、認知症の人やその家族、状況において必要な医療・介護サービスを受けることができるよう地域支援体制の構築、認知症ケアの向上を図っていくことを目的とした認知症地域支援ケア向上事業を展開させており、これからの事業を推進していくため、今年度、生活支援コーディネーター及び認知症地域支援推進員をセンターに配置しております。

また、地域の実情に即して構成する協議体をつくり、生活支援コーディネーターと協力して地域の方でいろんなボランティアがスタッフとしてできないかということで、一応協議会を立ち上げて4月から本格的に地域のほうに入って行って、いろんな支援をできる方を発掘していこうというふうに考えております。

さらに平成30年度には、これらの事業の展開について医療の専門職が必要であり、社会福祉協議会から新たに保健師をセンターに配置予定でございます。

介護予防に力を入れていくことにより、少しでも介護給付費を抑えていくために、センターのスタッフを充実させていきます。

しかし、事業等を実施する上で一番重要なことは、やっぱり行政、役場です。行政と委託業者、社協、みどりの館、そよ風、また地域の方の連携が本当に必要だろうと考えております。課内でも話し合いを行い、介護だけではなく、今後、医療も一緒ですから、医療・介護で対応できる課内の体制を築いていきたいというふうに考えております。

国保の65歳以上の加入率も40%になっており、この方がそのまま介護高齢者というふうに進んでいくことも十分考えられます。特定健診を十分に生かし、保健師による保健指導を徹底することにより、健康寿命を延ばすことができ、介護予防や重症化防止に何とか歯どめをかけたいと考えております。

また、センターには先ほど申しましたとおり保健師を配置予定ですが、配置されます保健師の育成のためにも役場の保健師との情報交換、情報共有を密にしていきます。その結果、地域活動にも生かしていけると考えております。そのことにより、今まで以上に医療・介護の連携がうまくいくと考えております。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）2回目、続けてください。

○9番議員（桂 悦朗君）今、課長が言われました。今後、社協と行政、これが一致団結してやらないと、西原村の介護保険事業というのはなかなか難しんじゃないかなど。その中で、先ほど言われましたけれども、保健師を1人採用するということで、保健師も入ってからすぐにできる問題ではございません。現在、保健師がおられますので、教育というのをやはり十分にしてもらって、そして地域に根差した保健師をつくってもらいたいなど。そうする

ことによって地域の人たちとのコミュニケーションもとれてくるんじゃないかなと。

それと、若い人たち、40歳以上で65歳未満の方々です。その方の健康というのも保健師さんたちはきちんと把握してもらって、そして将来的には国民健康保険になられるわけですから、そういう面についてもきちんと今のうちにやっていくということも考えてもらいたいなというふうに思います。

今後もしそういう考えを持って人をつくっていく、人材を。そして、先ほども言われましたけれども、入ってきた人が今すぐやめてしまう状況にあるということは、もう全国的にどこでも一緒みたいなんです。要するに長続きをしない。その中で、じゃ確保はどうしていくのかというのが一番心配されます。そういう人がいなければ今後の介護というのはなかなかできない、介護事業というのはなかなか進んでいかないというふうに思いますので、きちんとしたことで確保してもらいたいというふうに思います。

また、先ほど村長の答弁がありました、人口減少、それも県のほうもかなり今考えています。対策を打っているのが、先ほど村長も言われましたけれども、売り手市場、この影響で若年層の県外流出の歯どめがなかなかきかない状況に今ありますということで、企業と連携して学生さん、大学生、高校生、それを県内で優良企業を紹介する。ブライ企業ということで認定し、大学生や高校生だけでなく、保護者にも説明をしていっているということでございます。

また、2018年度には県外からも学生を呼ぼうということで、セミナーとかそういうものを計画しているということですから、県も今かなり人口が減ってきているのを、これからの企業のあり方、それと先ほど言ったように、介護についてもやはりそういう人材が不足するというので大変気になって、そういう取り組みをしております。先ほど村長が言われましたように、本村の企業にも雇用があれば、若い人たちがそこに勤めるということになれば、この対策になるんじゃないかなと。

また、子育て環境を整え、地元で子育てを希望する若者がふえ、村外からも転入して子育てを希望してもらえるような村にしていくことも必要であるというふうに思っております。これが少子化、人口減少の歯どめになるのではないのかな。

先ほども、横ばいなのか、それからアップしていければいいんだけど、横ばいでおればいいのかというふうにも思います。近隣の天津町、菊陽町、合志市、今はふえておりますけれども、ここも数年後には横ばい、また少しずつ減少していく、そういうふうにはやっばりなっていくんじゃないかなと。全国的にそういうふうには減ってきている中で、ここだけがふえていくということはあるんじゃないかなと。そういうものも常に頭の中に入れてながらやっていかないと、先々大変なことになるんじゃないかなというふう

に思っております。

県内の企業も人手不足で苦慮している中、県内の介護人材の不足はもっと深刻な状況にあるというふうに思います。2020年度に必要な介護職員というのは県内で約3万3,000人で、120人ほど不足すると。また、2025年度には1,530人ほどが不足すると見込まれております。

2018年度の予算案では、高齢化で膨らむ社会保障費というのが32兆9,730億円と過去最大になってきているということも新聞に掲載されておりました。高齢者の増加に伴い介護保険の利用者数は年々ハイペースで伸びてきているため、制度発足当初の2000年に3兆6,000億円だった介護保険の総使用額は、2016年には10兆4,000億円、それと2025年には現在の2倍以上の21兆円に膨らむ見通しと、これは厚生労働省が試算しております。

要介護3以上の人の増加や認知症患者の増加などによる介護保険財政の破綻を回避するために、政府は要介護支援の一部を自治体に移したり、特別養護老人ホームの入所基準を原則要介護3以上に制限したり、一定以上所得がある人の自己負担を3割に上げるなど、創設時の制度の理念を大きく変えてきております。

このように変化してきている介護制度、政府が進めている施設から在宅への介護政策の方針に対して、最も懸念されるのが介護難民ではないでしょうか。女性の社会進出が広がり、専業主婦が減り、在宅介護をするにも家族が不在である世帯もふえております。それが現状だというふうに思います。そこに無理が来ているんじゃないかなというふうに思います。

仕事を減らしたり、やめて介護に専念すれば、介護離職者がふえると社会的にも大きな影響を与えます。国の政策、現状を住民にしっかり伝え、理解してもらい、家族のあり方を一緒に考えていくときが来ているんじゃないかなというふうに思います。

住民の健康づくりや高齢者の介護予防に積極的に取り組むことが必要であると思うが、今後どのように取り組んでいかれるか、お聞きしたいというふうに思います。

○議長（宮田勝則君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（藤吉昌也君）ご質問にお答えいたします。

住民に対する意識を高める施策という部分が一番大事だろうというふうに思っております。

要介護認定を受けた方につきましては、介護保険事業所等で利用したサービスに係る費用のうち1割を支払うことにより、サービス利用をすることができます。残りの費用については公費及び保険料で補われます。この費用が総給付費といいます。この給付費を含む介護サービスを利用する費用は、今年度、先ほど申しましたとおり7億200万円を見込んでおります。西原村の介護保険財政につきましては、今年度が事業計画の3年目であり、3年のト

ータルとして収入が支出を上回ることはない見込みではございますが、次期年度、第7期への繰り越しがほとんど見込めない状況でもあります。このようなことから、第7期の事業計画では、基準額を月額1,800円程度引き上げなければ3年目には給付に係る費用を支払えない状況であると見通しております。

今後も介護給付費はふえていくことを考えると、状況によっては今回計画している基準額7,200円では不足することも考えられます。このようなことがないように、今後、介護予防事業に力を入れていくことが必要だと考えております。その取り組みの一つとして、先ほど申しましたとおり介護予防・日常生活支援事業通所サービスがあります。このサービスは、65歳以上の全ての方を対象とした介護予防事業でございます。介護保険の認定を受けなくても、簡単にチェックリストを記入していただき、記入内容から生活機能の低下が見られるようにできるサービスでございます。

サービスの内容については、生活機能を改善するための運動機能の向上に即したプログラムで4カ月から6カ月の短期で行う、今、みどりの館で熊本リハビリテーションの指導で行っておりますひまわりの会、日常生活支援運動レクリエーション活動により機能訓練を行うすみれの会があります。これらの活動を週に1回利用していただいております。

来年度の取り組みとしましては、地域ふれあいサロン活動の強化でございます。現在、各地区で行われておりますサロンにつきまして、毎週開催されている地区から月に1回開催されている地区があります。毎週開催地区をふやす取り組みを行い、高齢者の通いの場を充実させていきたいというふうに考えております。

この取り組みの一環として、来年度当初に介護予防サポート育成研修を行う予定としております。サロンが週に1回開催され、私たちは計画の中でスーパーサロンという名称で仮に呼んでおりますが、地域の通いの場ができることによって地域全体の介護予防を推進することで、高齢者の生きがい、元気な高齢者がふえることにより、介護認定率の引き下げ、ひいては介護保険料の削減になると信じて活動を進めてまいります。

また、通いの場が地域づくりの拠点となり、桂議員が申しておられますとおり、小さな子どもたちから高齢者の皆さんが寄っていただけるような活動の場になればいいなというふうに思っております。

第7期の計画の中で、全地区にそういう通いの場、スーパーサロンを広げていきたいというふうに考えております。

○議長（宮田勝則君）3回目、続けてください。

○9番議員（桂 悦朗君）今、課長が答弁されましたように、本村にはひまわりの会、この人たちについては地域に帰れる、そのような状況の方が寄って、今、機能回復というか、そういうことをされております。すみれの会も一緒



です。

今後、地域ふれあいサロンということで広めていきたいということですが、地域サロン、本来であれば若い人たちがその中に入って高齢者の方と話し合いをしながら、そして少しでも介護的なことができれば一番いいんでしょうが、今、65歳から70歳まで仕事をしてもらえないですかということ、会社も今それだけ仕事を長くしてくださいというふうに言っておりますので、なかなかそういう場と一緒にできないうのかなと。

先ほど言っていました、今、2地区を要するにモデル地区として1週間に1回やっているということですから、これを広めていかないと、なかなか地域の人たちの介護というのが高まっていかないんじゃないかなというふうに思います。少しでも地域に人たちが寄ってそういう話をする、そういう機会をつくるのが、これからの介護事業というのには一番いいのかなというふうに思っております。

今後、この件については介護保険料をアップせざるを得ないという理由にも現在なっておりますけれども、県は第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画案ということで、65歳以上の県平均の介護保険料を第6期に比べて716円高い6,400円になると推計していたんですが、西原村においては、これが2000年の初年度は3,000円でスタートしておりますが、2期目は3,160円で前期よりも160円程度増加しておりました。ところが、5期から6期に1,100円ほど上がっております。7期目が今度は1,800円上げて7,200円、これを見れば今後大変また上がるんじゃないかなと、大幅に上がるんじゃないかなという不安も出てきます。

そういうもので、皆さん方にどのように伝えていくのかなというのが今後の課題じゃないかなと。そして、皆さん方にわかってもらいたい。何でこういうふうにして上げなくちゃならないのか。こういうふうにしてしていかないと今後大変ですよということを本当に伝えていかないと、西原村の介護保険料というのはどんどん上がっていくんじゃないかなと。また、国民健康保険も一緒ですよ。両方とも何か上がっていくんじゃないかなという心配をしております。

今度、7期の介護保険事業計画の策定委員の皆さんも、今回は本当に苦渋の選択をされました。少ない年金で生活をされている高齢者のことを考えると大変だという意見もありました。また、今後8期、9期と介護保険支援事業が計画されるんですが、この状況であれば保険料の増額が心配されます。この点についても今後どのようにしていくのだろうという、そういうのも考えておかななくちゃならないということで、この件について住民にどのように説明していかれるのか、お聞きしたいというふうに思います。

○議長（宮田勝則君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（藤吉昌也君）今の桂議員のご質問にお答えいたします。

先ほど言われましたとおり、答申の中でも苦肉の決断をしていただきました。また、村民への丁寧な説明をお願いしますということで答申の中にもうたっていただいております。今回1,800円ということで大幅な値上げをするわけですので、そのあたりの説明につきましては真摯をもってしたいというふうに考えております。

ほとんどの方が年金からなどの天引きということで、年金額が下がったというふうに感じられるのがほとんどではないかと思えます。制度の説明をしっかりと行い、理解していただく以外にないというふうに考えておりますが、やはり説明するいろんな場を多く持つと。今回、特に老人会等の会合とか地域ふれあいサロンに出向き、内容の説明、広報西原や西原村のホームページを活用した周知にも徹底してまいりたいというふうに考えております。

やはり、説明する場所をつくる、出向くということが、今私が考えている中では一番かなというふうに考えております。皆さん方で予防する、重症化にならないということで力を入れていただきたいと思えます。

介護保険制度は、介護を必要としている高齢者、高齢者を介護している家族等のさまざまなニーズに対して、各種サービス提供により身体的、精神的、経済的な負担を回している制度でございます。それがないとなかなか介護というのは難しい部分というふうに考えておりますので、決して介護保険利用で介護給付費の上昇、保険料の上昇につながるということではないということだけは皆さん方にわかっていただきたい。逆に言うならば、介護を利用することで給付費が上がる、保険料が上がるから利用しないと、そういう考えじゃなくて、制度を上手に使っていただき、少しでも健康寿命、在宅で生活できることが一番大事なことというふうに考えておりますので、そのあたりも踏まえまして十分説明をしていきたいというふうに考えております。

最後に、議員の皆様にもできるだけ介護保険の状況等を地域の皆様に、私たちのお願いですが、お伝えしていただけたらというふうに思っております。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）3回質疑をいたしましたけれども、まとめますか。質疑を続けますか。

○9番議員（桂 悦朗君）もう一回村長に聞きたいことがありますので。

○議長（宮田勝則君）それでは、時間がありますので続けてください。

○9番議員（桂 悦朗君）今、自治体が抱えている喫緊の課題というのは、先ほども言いましたけれども、出生数が減少して高齢者の増加、また勤労世代の減少に伴う社会の支え手の不足、これが互いに絡み合っただけで人口減少というふうな形になっているというふうに思えます。これが社会のあらゆる場面でも影響を及ぼしてくるんじゃないかなというふうに考えております。

私たちが考えなきゃいけないのは、15年、20年、30年後の西原村を見据えて、今何をしなくちゃならないのかな、今できることは何なのかなというこ

とではないでしょうか。

私たちも、あと20年すれば80歳を超し、そしてその状況というのは、今認知症がかなりふえてきているということですが、将来的に認知症でこういう介護をしなくちゃならないという方々がかなりふえてくるんじゃないかなと。それだけ高齢化率が上がれば、その部分については多くなっていくというふうに考えております。

今の若い人たちにとってはまだ20年後、30年後というのはわかりませんが、私たちからすると、もうあと20年後にはどうなるかわからない状況。その中で今やらなくちゃならないことというのは何なのかなど。

村長、今度災害公営住宅ができますが、そのことを考えると、先日、ちょうどテレビで見たんですが、東日本の災害公営住宅団地において、高齢化率がそこは52%ということでは言っていましたけれども、そこで孤独死が多くなってきていると。それと、そこで役員をされた方が、高齢者を抱えているものですから大変らしいんです。そういうものを考えたら、本村にも今度45戸と12戸ということではできますが、その自治体の責任者になる方というのは大変ではないかなと。高齢者ひとり住まい、2人住まい夫婦のところが多くなります。そうすると、徘徊とかなられたときには大変かなと。またそういうものも考えて今後、村もしていかななくてはならないし、それは、先ほども言いましたけれども、保健師さん、それと社協さんが一緒になって、そういうところも常に頭の中に入れて行動してほしいなというふうに思います。

そこらあたりで、今後のことを考えて今何をしていくのか、その村長の答弁をお願いしたいというふうに思います。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）高齢者がふえるということはいいことであって、長生きをしていただくということでもあります。要は健康で長生きしていただければいいですけども、今申されましたように認知症の方もあられます。体の自由がなくて介護の方もおられます。そういった方々に対しては、要するに介護予防という形で、要支援から要介護にならないようにいかにしていくか、これが大事ではなかろうかな。

そして、今の仮設住宅で一番多いところは高齢化率が71%ということで、お年寄りの方が多くおられます。ことしは災害公営住宅もできます。ということで、多くの方が仮設住宅を出ていかれる、あるいは自分で自力で家を再建して出られるということで、残られた方が少なくなってくる。点々と少なくなっていくんじゃないかなというふうに思います。

ということは、隣近所のつき合いがなくなる、コミュニケーションがとれなくなる、そういうことによって今言われましたように孤独死とかいうことも出てきやせんかなというふうに思いますので、そこら辺も踏まえて、仮設住宅も来年まで延長されましたけれども、その後もまだまだ家を建てること

ができない方もおられるかと思えます。そういったときには、やはりそういった方々にまず近くに1カ所に集まっていただいて、仮設住宅でされるならばそういった形でするならばなということによって、隣近所のつき合いもできるしというような思いを持っております。

災害公営住宅においてもまた同じであって、高齢者の方々が入られます。これは、災害公営住宅だけじゃなくして一般住宅も全く同じで、お年寄り2人がおられて片一方が亡くなられたりとかいろいろなことがありますので、公営住宅ばかりではなくして、全ての住宅においてもそういったことを考えていかにくちやならないんじゃないかなろうかというふうに思っております。

やはり我々は、いかに若年層を村に呼び込むか、あるいは村に定住していただくか、そのことも考えていかになくてはなりません。今、鳥子工業団地を含めた約12社ほどの企業さんがございますけれども、その中で従業員の方々が1,564名おられます。西原村から何名かというところと128名と。約8%の西原村の住民の方が勤めておられる。この8%をいかに多くしていくかということで、先ほど申しましたように、今、売り手市場ということで、企業さんも従業員が足りないということでもあります。一つの企業が募集をかけた。なかなか集まってくれないということで、今後さらに募集をかけていくというようなところもございます。一番多いところは、従業員数も571名というところもございます、企業さんには。その中には25名の方が西原村から行っておられますけれども、これは5%にも満たないというところもございますので、そういったところも踏まえて、企業さんにもそういったことを募集をお願いしていくならばと。

村の高校を卒業した子どもたちも、できるだけそういった西原村の企業に就職していただいて西原村に残っていただく、このことが村の活性化にもつながるし、若年層をいかにふやすか、そのことによって子どももふえるということでもありますので、そういったことを今後進めていければなというふうに思います。

売り手市場になると、介護士あるいは看護師あたりの仕事の方々、今までもきついということでなかなか就職で手が集まらないという話もございますが、これは今の言い方ですと逆ですね。結局、いい仕事につきたい、売り手市場だからつきたいと、そういった職につく人が今後まださらに難しくはならないかなということも心配しておりますけれども、やはりそれは環境づくりをやっていかにくちやならないんじゃないかなというふうに思っております。

お年寄りがふえるということはいいいことであって、その方々が要介護にならないような、先ほど課長が申しましたように地域サロンをふやしたりとか、あるいはひまわりの会、すみれの会といった方々と一緒になって、社協を通じてまた進めていくなればというふうに思っております。

なかなか難しいところもあるとご理解いただきたいというふうに思います。できるだけそのようなことで進めていくなればというふうに考えておりますので、どうかよろしくご指導いただきますようお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）時間はまだありますので。

○9番議員（桂 悦朗君）わかりました。

介護というのは、なかなか今後難しい点もあると思います。また、今夫婦2人で生活されているところは老老介護、そして、ましてや先ほども言いましたけれども、認認介護というのも多くなってきているということも言われております。そういう中で皆さん方と生活をしていかなくちゃならない。やっぱり地域に根差した介護というのを今から先進めていかなくちゃならないということになると、地域の方、私たちも今、老人会と言われたら、60歳から老人会と言われてもなかなか老人会に入られるような状況というか、まだ皆さん仕事をされておるですよね。そういう人たち、逆に70歳以上を老人会とするのであれば、その前の段階の人たちのグループをつくるとか、そういうグループの人がその上の人たちと要するにお互いにコミュニケーションをとりながらチームをつくっていくということも考えていったらいいのかな。

40代は40代のグループ、50代は50代のグループという形で、自分たちは次の段階に上がっていく前のことでどういうふうにやっていかないかなのかなということで、介護についてを皆さん方で考えていく、そういう組織づくりというのも今後は考えていかなくちゃならないのかなというふうに私はちょっと感じておりますので、今後そういうふうな形で少しでもいければなというふうに思っております。

今後、介護事業については、行政も大変ですけれども住民の方も大変な状況になってくると思いますので、理解をしてもらいたいというふうに思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（宮田勝則君）受理番号2番、5番議員、西口義充君、件数1件、発言を許します。

（5番議員 西口義充君 登壇 質問）

○5番議員（西口義充君）5番議員、西口です。通告の1件、総合体育館建設についてお話をいただきたいと思っております。

先日、東日本大震災が起きてから7年、3月11日2時46分、大震災が起きましたけれども、その報道がテレビ等でたくさん流されており、各地域で追悼式も行われておりました。本当に痛ましい災害だったなというのを繰り返し考えながら見ておりました。

当西原村も、熊本地震が起きまして、あと一月で2年目になろうとしております。早いのか遅いのかわかりませんが、着実に西原村においては復興へ進んでいると思っております。

被害の大きい6集落は本年より工事が始まりますが、ほかの地域においては住宅の整備等も着々と進んでいるのが見受けられています。少し安心をしているところでもございます。

さて、今回の質問、総合体育館建設について3点ほどお伺いいたします。

まず、震災後の取り組み状況と今後の方向性はどのようになっているのかということです。今の計画については、仮設住宅で生活されておりますけれども、また、ほかにみなし住宅での生活が続いている中で、大変なときでもありますが、今現在仮設を利用しておられる世帯が250世帯とお聞きをしております。

その中から、本年8月、復興住宅の完成等へ向けて、完成しますと入居者の方が57世帯移動されるわけでございます。また、当時の仮設木造住宅を含めて利用されますと希望者が80世帯ほどあられるというふうなお話を聞いております。また、施設の中におられましても、新たに住宅を整備される方も多数あるかと考えられます。しかし、やはりもとに戻るまでには相当の時間も必要かと思っております。

そのような環境の中でも、運動とスポーツ、憩いの場の公園と、体力維持ができる施設がないことで、当村でも待っておられる方のことも知っていただきたいと思っております。

村長もこの時期返答しにくいところではございますけれども、今のお考えをいただき、中間報告的なことも必要ですので、お答えをお願いしたいと思います。

○議長（宮田勝則君）村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君）それでは、お答えさせていただきます。

総合体育館建設計画についてということで、まずは震災後の取り組み状況と今後の方向性はどのようになっているのかということでございますけれども、お答えさせていただきます。

まず、本事業の経緯、経過についてご説明したいと思います。

この事業は、平成23年度に本村の主要な体育施設であります西原村農林漁業トレーニングセンターが建築後約29年を経過し、施設の設備の老朽化や利用者のニーズや、本村で開催される多数の来訪者がある各種大会への対応ができない等の問題提起に対して、大規模改修またはほかの場所で新規の建設の検討を平成24年度より開始しております。

検討に当たっては、第1段階として村議会の代表、小中学校長、各種団体関係者等を委員として構成する総合体育館建設検討委員会及び役場庁舎内関係課で構成する総合体育館建設庁舎幹事会を設置し、現在の施設を改修して活用するのか、あるいは新規の建設とするのかをご審議いただき、その結果、新規に建設すべきという結論をいただき、総合体育館建設委員会及び庁舎内

建設幹事会での審議を経て建設基本構想を策定いたしました。その後、平成25年度に総合体育館建設委員会及び庁内建設幹事会での審議を経て建設基本計画を策定しております。

当該事業実施に当たっては国からの財政支援が不可欠であることから、補助事業や交付対象となる交付金等を精査した結果、国土交通省所管の社会資本整備総合交付金、特定地区公園整備事業でありますけれども、その施設整備の補助率2分の1を活用した事業実施を決定しております。

この間の経緯は、平成27年度に用地購入及び公園、体育館の測量設計業務委託を実施しております。また、国への当該事業の予算要望活動も継続して実施しております。平成28年度から計画地内の造成工事を着手する計画でありました。国からの財政支援も、本村からの交付金要求額の95%を交付金の予算配分としていただいたところでございます。内示でありますけれども、いただきました。

そういうことで、平成28年度早期の工事発注を予定しておりましたけれども、4月に熊本地震が発生し、多くの被災された方々の避難所生活からの住まいの確保が急務と判断し、本事業での建設計画地約4.8ヘクタールに災害応急仮設住宅312戸を建設し、入居していただいております。

しかし、そういったことで、今後の方向性と申されますけれども、方向性は変わっておりません。ただ、今は、体育館を建設するには、まだまだ仮設住宅にお住まいでございますのでできません。といったことで、今はそういった建設については何も考えていないということでございます。以上です。

○議長（宮田勝則君）2回目、続けてください。

○5番議員（西口義充君）方向性は今までどおりということで、計画を進めていくというようなことでございますので、安心をしております。

次の質問をさせていただきます。村の防災拠点为国や県の防災施設として取り組むことで、国の支援状況、補助率は変わってくるのではないかとこのことを質問させていただきます。

特に熊本は、九州の中の防災拠点として今少しずつ進んでいますが、その中で西原村は空港に一番近く、西原村でできるであろう総合体育館も防災施設としての機能もあると思っております。

今後来るであろう日本の大震災、南海トラフ地震、豪雨災害、大災害、それに備えた施設も各地で必要になってくると思っております。また、そのことは事実ではなかろうかとも思っております。

村の要望として、震災が起きたときの食料等の備蓄、物資の保管、被災者支援の施設として働きかけを国・県に対して要望していくことで、常に村長が思い描いておられるような施設ができるのではないかとこのように私は常に思っております。

夢を持って村づくりをされております。また、施設においてもいろいろお

考えを聞く場面がたくさんあります。その中で、話ができる範囲内で結構でございますけれども、住民の方にもこういう思いがあるんだというようなこともお話ができれば、村長のお考えをいただきたいなと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）2点目でございますけれども、防災拠点を国や県の防災施設として取り組むことで、国の支援状況、補助率が変わってくるのではないかとということでございます。

もちろん、もともと防災の拠点ということもあわせて建設を計画しておりましたので、その防災拠点であることには間違いがございません。

ただ、今先ほど申しましたように、設計はできておりましたので、その設計どおりに時期が来たならば計画していかなきゃなりませんけれども、今は国のほうにも何にも申し上げておりませんので、今は補助率がどうのこうのもここで話しする段階ではございません。ただ、いずれ建設するならば、防災の拠点として総合防災センターとかいろんな形でするならばというような思いはございます。

今まで何回か申し上げてきたと思いますけれども、要するに総合体育館をつくって、今回の地震でも約4,000名の方が避難されました。そのうち1,800名の方は公的な避難所に入っていたいただきましたけれども、残りの方は車中泊とかそういったところで避難生活をなされておりましたので、そういったことを思うと、いつかまた起きかわからない大災害に備えての準備はしておかなきゃなりません。

ただ、先ほど申しましたように、仮設住宅にまだお住まいでございますので、具体的なことは今のところ申し上げるわけにはまいりませんので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（宮田勝則君）3回目、続けてください。

○5番議員（西口義充君）今回の質問、村長にとっては本当にお答えしにくい質問ですけれども、3点目に入らせていただきます。

最後になりますけれども、施設の内容の見直しはあるのかということで質問させていただきます。

震災前の計画の中で公園内のトイレが少ない、そういう記憶がありまして、今回の質問に入れさせていただきました。ある議員さんともお話しして、外にトイレが少ないね、これはというようなことで話をしたことを思い出しております。

今回の熊本地震において、私も各地域を回る中でトイレに関しての要望等がかなりあり、大変苦勞されていたことを思い出しておりました。西原村も、いずれ整備されるであろう防災施設としての活用できる体育館、そして公園の整備等もあるわけでございます。



今現在、都心においては防災に対応できるような公園の整備が進められております。西原村も、防災拠点として計画する場合、やはりトイレ等の水回りが今後必要になるのかなと思っております。

想定外のことが起こるかもしれませんが、先ほど言いましたように西原村は空港に近い利便性がありますので、避難場所になることも考えられると私は思っております。

西原村も、今回の地震で全国からたくさんの人に支援をしていただき、そして助けていただきました。各地で災害が起きたときには、今度は我々が恩返しをする、またできる大事なことだと思っております。

私も、今回の熊本地震被害状況は想定外でありました。16年前、当村において発災型防災訓練を取り入れたことをいつも思い出します。きっかけは、阪神・淡路大震災により多くの方が亡くなり、火災による死者もたくさん出ました。我々の村には布田川断層がある、この断層があることで、災害が起きたときにはどう動くか、いち早く住民の方をどう守っていくのかという思いで取り組んでまいりました。

当時は、消防において各地域においての老人世帯の情報は知り得ることができました。資料をいただくこともできました。そして幹部だけには資料として管理していただくという条件で、各班においては老人世帯、ひとり暮らしの世帯、いざというときには各班で持ち寄ってその老人の方を助け出すというようなことまで計画に入れて、訓練をしてまいっておりました。

しかし、訓練をしておりましたけれども、当村においても8名の方が亡くなりました。これも想定外で、大きな地震で仕方なかったのかなという思いであります。今後も、まだまだ想定外のことが起きると私は思っております。

施設といえども、非常の場合のことも視野に入れておくことも大事だと思っております。まだまだ先のことだと思えますけれども、公園等の整備等の見直し、非常の場合トイレも使用できるような、今、都心が進めておりますけれども、そういうようなことも必要ではないかと思い、計画の見直しができるのではないかという思いで質問させていただきました。村長のお考えをお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）なかなか難しい、お答えしにくい話でございますけれども、今後、南海トラフ大地震が発生するだろうと。パーセントも70から80%というふうに、かなり高い確率で発生するだろうということでもあります。

多分にも九州では宮崎県、大分県には津波等の被害があるんじゃないかなということも想定されます。津波が来れば、宮崎空港、大分空港は海岸沿いにございますので、その空港も利用できなくなるだろうということで、熊本空港が防災の拠点空港として今、整備を進めておられます。そういったとき

に我々は何をしなくちゃならないのかと考えたときには、やはりそういった大分、宮崎方面が津波でやられた場合は、いただいた恩を返さなきゃならないということでございます。

しかし、私どもの村にもいつ発生するかわからない大規模災害が想定されます。そのときは絶対的に避難所が不足するということも考えられます。今回の地震では学校施設を利用させていただきましたけれども、児童生徒のことを考えるならばできる限り学校の施設を避けたいというふうな思いもございます。いろんなそういったことを推測すれば、総合体育館の必要性は大きいというふうに感じております。

また、施設の内容の見直しというお話でございますけれども、もともとあそこは飲料水の備蓄タンクをつくるということと、停電時の電気の蓄電施設あるいはヘリポート、防災倉庫、そういったことで、先ほど申しましたように総合防災センター的な役割を果たしているようなことで、いずれは整備をしなきゃならないというふうに思います。今ここでいつごろ整備するとは申し上げられませんが、そういったことで、しなくちゃならないということしております。

ただ、今は震災からの復旧・復興を最優先に進めております。特に、住家の再建のための宅地の再生、これを一日でも早く進めなければならないと考えております。仮設住宅にお住まいの方々の宅地の再生を早くしなければ住家の再建ができませんので、それをまずやってしなくちゃならないというふうに考えております。

ただ、財政的には厳しい状況下にありますので、総合体育館等の建設の思いを私は抱いておりますけれども、まだまだそこをここでどうのこうの言うのは時期尚早ではなかろうかなというふうに思っております。いろいろお尋ねでありますけれども、時期の決まらない話あるいは先の話でございまして、どうかここで申し上げることができませんので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

まずは、仮設住宅にお住まいの方々が安心してあそこに住んでいただくこと、そしてやがて家を再建していただくこと、それが最優先でありますので、どうかご理解をいただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（宮田勝則君）まとめてください。

○5番議員（西口義充君）今回の質問。本当に村長に対して最初は迷いましたけれども、やはり村民の方に中間報告みたいな思いでさせていただくならばということでございます。

本当にまだまだ仮設住宅にもたくさんの方が住んでおられますし、復興までには相当なまだ時間がかかると思っております。東日本の被災者の方もまだ7万3,000人ほどおられるというふうな話を聞いておりますし、7年がたっておる中で7万3,000人です。西原村には、何年後になるかわかりません

けれども、一日でも早く住民の方がもとの生活に戻れるよう願って、この計画は続けていただきたいと思います。と思っております。

今回、本当に村長には失礼かと思いましたが、先ほど話しましたように、報告をさせていただくなればと思っております。どうもありがとうございました。

○議長（宮田勝則君） 暫時休憩します。

（午前 11 時 17 分）

（午前 11 時 33 分）

○議長（宮田勝則君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第 2、議案第 7 号、西原村指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

（保健衛生課長 藤吉昌也君 登壇 説明）

○保健衛生課長（藤吉昌也君） 議案第 7 号についてご説明いたします。

議案第 7 号、西原村指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

西原村指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を次のように制定することとする。

平成30年 3 月 8 日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由。

介護保険法の一部が改正され、平成30年 4 月 1 日より指定居宅介護支援事業者の指定権限が県から市町村に移譲されることに伴い、居宅介護支援事業者の指定について条例を制定する必要がある。また、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等が改正されたことに伴い、あわせて指定居宅介護支援事業等の事業の人員及び運営に関する基準を条例で制定する必要がある。これがこの議案を提出する理由でございます。

ここからは、お手元にお配りしております西原村指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（案）の概要でご説明をさせていただきたいと思います。

内容につきましてです。

条例の趣旨につきましては、先ほど申しましたとおり、介護保険法の一部改正により平成30年 4 月 1 日より指定居宅介護支援事業者の指定権限が県から村に移譲されるに伴います条例の制定が必要であること、また、指定居宅

介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準が改正されたことに伴います  
基準を条例で定める必要があり、関係条例の整備を行わせていただきます。

内容につきましては、国が行う関係省令の改正の内容に準じて条例を制定  
しております。

図式で原稿と平成30年4月以降というふうに書いております。今までは県  
の指定ということですが、4月以降に指定を受ける場合は市町村が指定をす  
るということがございます。それに伴います条例の制定でございます。県の  
条例につきましては3月で廃止ということで、町村で条例を制定しなさいと  
いうことですので、今回、条例を提出させていただいております。

参考に書いておりますとおり、指定介護支援事業者は今現在、みどりの館、  
そよ風、社協でございます。施行期日は平成30年4月1日からでございます。

以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。  
質疑ございませんか。

4番議員、中西義信君。

○4番議員（中西義信君）4番、中西です。

条例の中身の件で、5ページの第8条のサービス提供困難時の対応という  
のを説明していただければと。

第8条がそのまま書いてあったらわかりませんでしたけれども、その前に  
サービス提供困難時とはと書いてありますものですから。

○議長（宮田勝則君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（藤吉昌也君）困難時の対応といたしましては、その事業者  
が使えないとか、そういうことを私は想定しております。ほかの必要な事業  
者にその旨を伝えて、ほかの事業者を利用させていただくということで理解を  
しております。

○議長（宮田勝則君）4番、中西君。

○4番議員（中西義信君）それは、受ける側でなくて提供する側のほうと受け  
取っていいのかな。

○議長（宮田勝則君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（藤吉昌也君）この文言では「利用者に対し自ら適切な指定介  
護を提供することが困難」ということで書いてありますので、事業者側がそ  
の方に対して困難なときというふうに考えております。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

1番議員、堀田直孝君。

○1番議員（堀田直孝君）1番、堀田です。

条文の中の第2条ですけれども、ここに暴力団に関する記述がありますが、  
今現在、暴力団関係者が暴対法の締め付けにより福祉事業に進出がかなりあ  
っております。この中で、暴力団とは暴力団か普通の事業所であるか否かを

どこで判断するかと、そういうところの基準は設けてありますでしょうか。  
また、関係機関との協力体制、そういうのはありますでしょうか。

○議長（宮田勝則君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（藤吉昌也君）要綱の中で法律第2条第6号に規定する暴力団  
ということで、暴力団または同号に規定する暴力団組合員でなくなった日か  
ら5年を経過しない者については指定ができないと。暴力団等がその事業活  
動を支配する法人ということで、実質、今、堀田議員が言われたとおり、そ  
のあたりの協力体制というのは今のところ何も協力体制自体は結んでいない  
わけですが、県から委任を受けたわけでございますので、そのあたりは今後  
詰めていきたいなというふうに思っております。

○議長（宮田勝則君）1番、堀田君。

○1番議員（堀田直孝君）こういうときのために県は、暴迫センターを県庁の  
東門の前にあります県OBの警察官がしておりますので、そういうところと  
の協力体制を結んだらいかかかなと思って提案して、終わりたいと思います。  
以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第7号、西原村指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並び  
に指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制  
定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第7号は原案どおり可決されました。

日程第3、議案第8号、西原村介護保険条例の一部を改正する条例の制定  
についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

（保健衛生課長 藤吉昌也君 登壇 説明）

○保健衛生課長（藤吉昌也君）議案第8号についてご説明いたします。

議案第8号、西原村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村介護保険条例（平成12年西原村条例第18号）の一部を改正する条例  
を次のように制定することとする。

平成30年3月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございます。

介護保険法第117条及び同法第129条に基づき、第7期西原村介護保険事業計画を策定したことに伴い、西原村介護保険条例の一部を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

ここからは、お手元に渡しております西原村介護保険条例の一部を改正する条例（案）の概要についてご説明申し上げます。

内容につきましてでございます。

条例改正の趣旨は、先ほど申しましたとおり、第7期西原村介護保険事業計画策定に基づき保険料率の改定が必要になり、今回の条例を改正させていただきます。

内容につきましては、介護保険法第129条第2項により、第1号被保険者に対し政令で定める基準に伴い、条例で定めるところにより制定された保険料率により算定された保険料によって課すこととなっております。

また、同条第3項では、保険料率は、市町村介護保険事業計画に定める介護保険給付等対象サービス見込み等に基づいて算定した保険給付に要する費用を計画期間3年を通じて財政の均衡を保つことができるものでなければならないということになっております。

今回、策定委員会を通しましていろんな論議をしていただき、保険料を上程させていただいております。保険料の基準額につきましては、第5段階というのが標準額ということになりますが、年額6万4,800円、月額5,400円から年額8万6,400円、月額7,200円に改正するものでございます。

施行期日としましては、平成30年4月1日よりでございます。

以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

4番議員、中西義信君。

○4番議員（中西義信君）4番、中西です。

先日もいろいろ伺ったんですけども、きょうは第5段階の基準額の所得というのは大体どれぐらいのものかというのを教えていただければ。

○議長（宮田勝則君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（藤吉昌也君）第5段階につきましては、対象者といたしまして、世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で第4段階以外の方ということになっております。だから、第4段階というのが、世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は非課税で、前年度の合計所得金額プラス課税年金収入額が80万円以下の人ということになっておりますので、それ以外の方が5段階に該当するということになります。

○議長（宮田勝則君）今の内容で結構ですか。

○4番議員（中西義信君）書いてあるのはわかりますけれども、できれば庶民にもちょっとわかるように説明していただけると。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

（午前 11 時 51 分）

（午前 11 時 53 分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

税に関係しておりますので税務課長に答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐藤光弘君）私も介護の内容ちょっと初めて見させてもらったんですけれども、税ということなんですが、住民税の非課税というのはおわかりかと思えます。所得割、均等割がかかっていないということになりますので、先ほどの第5段階という話になりますと幾つもの条件をクリアしていかないと第5段階にはならないということになります。まず、世帯の誰かに住民税が課されているが、本人は住民税非課税、第4段階以外の者ということで、先ほど説明があったこの言葉しかちょっと説明できません。いろんな控除額がありまして、所得割というのは控除額を引いた残りです。均等割というのは所得控除分を引いた残りでは計算しませんので、その人のケース・バイ・ケースで大分違ってくると思えますので、今ここでどういう方と云われても、すぐには数字が提示できないというのが現状でございます。

以上です。

○議長（宮田勝則君）4番、中西君。

○4番議員（中西義信君）多分難しいだろうというのは想定しながら質問しましたけれども、先ほどの一般質問で住民にきちんと説明するというお話をいただきましたものですから、ちょっとここでも聞いてみようかなと思って、そういった感じできちんと説明を、今でも戸惑われるような言葉ではなく、きちんと説明をお願いしたいと思います。要望で終わります。

○議長（宮田勝則君）要望でありますので答弁は結構かと思えますけれども、答弁しておきますか。

保健衛生課長。

○保健衛生課長（藤吉昌也君）今、中西議員が言われたとおり、個人によってはいろんな、私の保険料は幾らになるとかいうふうに聞かれると思えます。

現在出しておりますので、平成29年度分です。それと比較しながら、やはりどういうふうな、所得というのが来年の6月以降しかわからない状況でございますので、そのあたりを踏まえながら、なるべくわかるようにということでご説明をしていきたいなというふうに考えております。

○議長（宮田勝則君）中西議員、よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第8号、西原村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、議案第8号は原案どおり可決されました。

日程第4、議案第9号、西原村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

(保健衛生課長 藤吉昌也君 登壇 説明)

○保健衛生課長(藤吉昌也君) 議案第9号についてご説明いたします。

議案第9号、西原村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成30年3月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、西原村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する必要があるとございます。これが議案を提出する理由でございます。

ここからは、お手元に別紙で条例の一部を改正する条例(案)の概要ということでお上げしておりますが、それでご説明をさせていただきたいと思っております。

1、条例の趣旨としまして、先ほども申しましたとおり、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴います。所要の改正をする必要があり、関係条例を整備させていただきます。

内容についてでございますが、国が行う関係省令の改正に準じて条例を改正しております。

主な内容につきましては、第2条で、指定介護予防支援事業の活動におい



て連携していく者の中に、障害者総合支援法に指定する指定特定相談事業者を加えております。うちでいいますと高森療とか時計台を相談事業者として指定しております。

次に、第5条の2の中で、公正中立なケアマネジメントの確保、利用者の契約に当たり、利用者や家族に対して居宅サービス事業所について複数の事業所の紹介が可能であることを義務づけるということです。

もう一つ、医療と介護の連携の強化として、指定介護予防支援の提供の開始に当たり、利用者等に対して入院することになったときは、担当職員の氏名及び連絡先を病院または診療所に提供するよう依頼することを義務づけております。

また、第32条に、利用者が医療系サービスの利用を希望している場合は、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めることとされているが、この意見を求めた主治の医師等に対してケアプランを交付することを義務づけております。

施行期日としては、平成30年4月1日でございます。

介護予防の事業者としましては、先ほど申し上げたみどりの館、そよ風、社協でございます。

以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

1番議員、堀田直孝君。

○1番議員（堀田直孝君）1番、堀田です。

ケアプランを立てるに当たりましてケアマネジャーは非常に大事でございます。現在、各事業所にケアマネジャーがおります。その中で、本村においては包括支援センターというところに委託しておるわけですが、その主任ケアマネジャーというのがプランを立てる重要な役目をしておりますが、今後、人材確保という点で、今現在どのくらい主任ケアマネジャーの資格を持っている方がいらっしゃるのか。また、村としてその育成に対する助成、援助、そういうのがあるのかなのか、そこをお聞きしたいと思います。

○議長（宮田勝則君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（藤吉昌也君）各事業所には主任ケアマネジャーがいらっしゃるかと推測しております。ただ、その人間については今のところ、すみませんが把握はしておりません。社協さんについては、今後、包括で3月で退職される時期に包括のほうに行かれる方も主任ケアマネジャーを持っているということだけは聞いております。

あと、そのあたりの助成については、ちょっと突発的に来ましたものですから今のところは何も考えていない状況ですが、いろんな部分でご指摘をいただきましたので、今後、検討課題という形で考えさせていただきたいと思

います。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第9号、西原村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第9号は原案どおり可決されました。

暫時休憩します。

（午後 0時06分）

（午後 1時10分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き、午後の会議を開きます。

日程第5、議案第10号、西原村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

（保健衛生課長 藤吉昌也君 登壇 説明）

○保健衛生課長（藤吉昌也君）議案第10号についてご説明いたします。

議案第10号、西原村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成30年3月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございます。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、西原村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

ここからは、先ほどお手元に条例（案）の概要ということで示しております。

条例改正趣旨につきましては提案理由と同じでございます。関係条例に伴います整備ということでございます。

内容につきましてはですが、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の中に共生型地域密着型サービス及び介護医療院が追加されること及びその他のサービスに基準の改正があったため、以下の基準を改正するものでございます。

下のほうに、参考にしておりますが、共生型地域密着型サービスということで、高齢者、障害者がともにサービスを受けられる施設ということで今回新たに追加をいたします。

もう一つ、文言で介護医療院ということですが、介護医療院につきましては、介護療養病床の受け皿という施設と考えていただきたいと思います。介護療養病床があと6年で廃止という形になります。中身につきましては、ここに書いておりますとおり、長期にわたる治療が必要である要介護者に対して、療養上の管理、介護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他の必要な医療並びに日常生活の世話を目的とする施設ということで、この施設については西原村にはございません。今、介護療養病棟ということで入っている方もいらっしゃいますが、施設自体は今のところ西原村にはございません。

施行期日については平成30年4月1日からです。

以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第10号、西原村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第10号は原案どおり可決されました。

日程第6、議案第11号、西原村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

(保健衛生課長 藤吉昌也君 登壇 説明)

○保健衛生課長(藤吉昌也君) 議案第11号についてご説明いたします。

議案第11号、西原村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成30年3月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございます。

地域居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、西原村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

これからは、またお手元に条例の概要ということで示させていただいております。

条例の趣旨におきましては、先ほど提案理由の中で申しましたとおり、所要の改正をする必要があるために条例の整備を行うためでございます。

内容につきましては、主な基準の政令の改正ということで、共用型認知症対応型通所介護の利用定員を「1施設当たり3人以下」から「1ユニット当たりユニットの入居者と合わせて12人以下」に改正と。ここに共用型認知症対応型通所介護ということですが、認知症対応型施設についてはグループホームということでお考えをいただきたいと思います。今、グループホームには1ユニット9名の方がご入所されております。1ユニット9名プラス3名の方がデイサービスを利用できるというふうに改正ということで捉えていただきたいと思います。

介護院につきましては、先ほどありましたとおり介護院創設に伴う介護医療院の追加、サービス計画者の作成の研修ということで、「別に村長が定める研修」から「別に厚生労働大臣が定める研修」に改正しております。

施行期日については平成30年4月1日からでございます。

以上でございます。ご審議方よろしく願いいたします。

○議長(宮田勝則君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第11号、西原村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第11号は原案どおり可決されました。

日程第7、議案第12号、西原村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

（保健衛生課長 藤吉昌也君 登壇 説明）

○保健衛生課長（藤吉昌也君）議案第12号についてご説明いたします。

議案第12号、西原村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成30年3月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございます。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、西原村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

またここからは、お手元にお配りした別紙について、概要（案）につきましてご説明いたします。

制定の趣旨につきましては、先ほど申しましたとおり、各法令の改正に伴います住所地特例の事務取扱に変更が生じました。これに伴い、西原村後期高齢者医療に関する条例の一部改正が必要になってきております。

主な内容につきましては、住所地特例者の事務取扱の変更ということで、国民健康保険法の規定により住所地特例の適用を受けて従来の住所地の市町村の被保険者とされている者が後期高齢者医療制度に加入した場合、当該住所地の適用を引き継ぎ、従前の住所地の高齢者医療の被保険者となるということです。具体的に言いますと、国民健康保険の方が県内じゃなくて県外のほうの住所地特例施設に行かれた場合に、国民健康保険でも住所地特例施設としてみなします。ただ、今までは、県外の住所特例施設につきましては、

例えばお隣の大分県の住所地特例でしたらば75歳になったときに大分県の後期高齢者医療の被保険者となるということになっていましたが、その取り扱いが75歳になっても熊本県の被保険者ということになるという取り扱いの改正でございます。

施行期日については平成30年4月1日からでございます。

以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第12号、西原村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第12号は原案どおり可決されました。

日程第8、議案第13号、西原村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

（保健衛生課長 藤吉昌也君 登壇 説明）

○保健衛生課長（藤吉昌也君） 議案第13号についてご説明いたします。

議案第13号、西原村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成30年3月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございます。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法の一部を改正する法律の施行に伴い、西原村国民健康保険条例の一部を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

また、すみません、お手元のほうに概要ということで示させていただいております。

制定の趣旨、平成30年4月から熊本県と県内市町村が一体となって国保の事業運営を共通認識の下で実施するとともに、市町村の事務の広域化や効率化を推進することができるよう、県と市町村が国保を共同運営するための統

一的な方針として熊本県国民健康保険運営方針が策定された。これに伴い、西原村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定を行うものであります。

主な内容としまして、被保険者資格の適用除外の規定の統一ということで、児童養護施設入所児童等で扶養義務者のない場合の被保険者資格の適用除外規定について、条例で規定すると。児童養護施設に入所の児童におきましては、扶養義務のある親とかがあります方につきましては被保険者証をつくっております。ただ今回、扶養義務者のない方につきましては適用除外ということで、例えば国保の資格を起こさないという条例の制定でございます。

2番目に、葬祭費支給金額の統一と。書いてありますとおり、葬祭費の支給につきましては市町村によってばらつきがあるため、県内どこに住んでいても共通の給付が受けられるように金額を統一し、後期高齢者医療制度の葬祭の支給金額等を踏まえて2万円としております。これにつきましても、保険者が熊本県に変わりました、熊本県の被保険者ということで、どこにおられても同一の葬祭費を支給するというので、今回、条例に出させていただきます。

施行期日が平成30年4月1日ということになります。

以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

1番議員、堀田直孝君。

○1番議員（堀田直孝君）1番、堀田です。

まず、概要書の中の主な内容の1番ですけれども、児童養護施設入所児童者の除外者は健康保険で見ないということになると、どこが面倒を見るところになりますでしょうか。

○議長（宮田勝則君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（藤吉昌也君）児童福祉法の中で見るということになります。

やり方としましては、生活保護の方と一緒に、病院に行かれる場合は受診券というのを発行されます。それに基づきまして病院にかかるという形になります。

○議長（宮田勝則君）1番、堀田君。

○1番議員（堀田直孝君）了解しました。

続きまして、今回葬祭費が現行3万円から2万円に落ちるということでございますが、現在までの本村における葬祭費の支給状況、大体1年間に何名か、昨年度は何名かというのがわかれば教えてください。

○議長（宮田勝則君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（藤吉昌也君）お答えいたします。

平成27年度に14名、平成28年度に8名、平成29年度が今まで11名の葬祭費の支給をしております。

- 議長（宮田勝則君）堀田君。
- 1番議員（堀田直孝君）ということですが、先ほどの説明で今回健康保険が統一されるということですが、この統一方針が一応策定されたということです。この策定委員会というのはどういったメンバーで、いつされたのか、教えてください。
- 議長（宮田勝則君）保健衛生課長。
- 保健衛生課長（藤吉昌也君）県内町村担当者を含めまして、いろんな分野で連携会議というのをやっております。いろんな事業、またこういった保険事業、いろんな部分で各町村分かれて連携会議の組織があります。連携会議自体につきましてはもう2年前ぐらいから準備に入っております、その中で会議を年に数回、部会によって違いますが、最低でも2カ月に1回ぐらいの会議があったんじゃないかなというふうに思っております。その中で葬祭費につきましても、うちよりも高いところもありましたし安いところもあったということで、今回、いろんな部分を合わせるという形で統一した見解を出されて、今回の町村の条例改正に出させていただきます。以上です。
- 議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。
- 4番議員、中西義信君。
- 4番議員（中西義信君）4番、中西です。
- 質問の内容は先ほどほとんど一緒だったんですけども、1つだけ、うちは3万円ですけども、ばらつきの高いところは幾らだったのかなと。上下とかわかれば。
- 議長（宮田勝則君）保健衛生課長。
- 保健衛生課長（藤吉昌也君）すみません、明確には記憶しておりませんが、たしか5万円ぐらいだったと思います。
- 議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。
- 9番議員、桂悦朗君。
- 9番議員（桂悦朗君）桂です。
- 今、上限が5万円と言われましたが、5万円のところ、会議のときにそこからの意見とか、それと3万円より低いところ、その皆さん方が意見をしておられると思いますので、どのような意見が出たのか、ちょっとお聞きしたいと思います。
- 議長（宮田勝則君）保健衛生課長。
- 保健衛生課長（藤吉昌也君）まことに申しわけございませんが、この部会にうちの村は入っておりません。一応資料を提供いたしまして論議させていただいて各町村の意見は聞かれたということでございますが、そういう中で最後に2万円という形でお示しがあったということでございます。
- 議長（宮田勝則君）9番、桂議員。
- 9番議員（桂悦朗君）今回こういうふうにして条例として出されておるん



ですが、その中に入ってなくて2万円を提示されたということですよ。じゃ、うちは何で2万円に今回出したのか。そこらあたりも、ちょっと違うんじゃないかなと。自分たちが行っておって意見を言うて、そして皆さん方の声を聞いて、そして自分とも2万円が決まったから、ここでそういう説明ができんとちょっと違うんじゃないかなというふうに思ったんですよ。そこらあたり、その中に入ってなくて、2万円と来たから今度は2万円にしました、それでいいのかなと。今度こういう保険を変えた場合に、今それでここにおる議員さんたちが納得できるのかなというところもあると思うんですよ。そこらあたり、どのようにお考えですか。

○議長（宮田勝則君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（藤吉昌也君）一応、統一見解の中で会議の中でご説明があったものですから、今言われたとおり、私のほうから2万円ではいけませんよという意見は、まことに申しわけございませんが、出しておりません。そんな中で、熊本県の被保険者という統一的な考えということで、私も納得して2万円という形でお出しさせていただきました。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

1番議員、堀田直孝君。

○1番議員（堀田直孝君）1番、堀田です。

反対討論をいたします。

今回の県の健康保険事業の統一、これは、経営が難しいということで統一になりました。その中で、統一になることによって少なくとも利点がなければいけないと思うんです、メリットが。その中のメリットというのが、給付費を統一してするというのもありますけれども、今回の葬祭費、先ほどうちの意見が出ていないということで、我々は、少なくとも3万円から上がるのであれば異議はないんですけれども、下がるというと、被保険者から見ると。ただ、先ほど聞いたときに20名弱、予算にしても20万円そこそこの金額でございます。この給付費を県から統一して払うかということ、今回の予算が提示してありますが、後の審議に出ますが、村の健康保険特会の中に給付費が含まれておるということであれば、そこは自由にできるんじゃないかなろうかと。

それと、統一する中で税賦課徴収の部分も統一されるのであれば、それは当然異議はないんですけれども、賦課徴収においては町村努力に任せるということになっておりますので、ちょっとそこもおかしいんじゃないかなろうかと思えます。

今回、条例は県統一されたと言っております。ほかの市町村議会も全て提

案として上げられておりますが、多分、反対する市町村が必ず出てきます。ですから、ここでうちが条例を認めた場合、2万円でした、よその市町村は認めませんでした、3万円のままいきます、5万円のままいきますということになったときの住民感情はどうなるかということで懸念しますので、そこで私は反対いたします。以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかに賛成者等の討論。

9番議員、桂悦朗君。

○9番議員（桂悦朗君）9番議員、桂です。

先ほど質問して、うちのほうはそれに加わっていないということでありましたが、ここに県で統一して市町村でそういう話が出たということであれば、やはり高かったところにしても安かったところにしても皆さん方の意見というのはこれに決まったのではないかなということ、それと、市町村どこに行ってもこの金額になると。それは、よその市町村に行ったときに金額が上がったりとか下がったりとかするというのであれば別ですが、今回は統一しておりますので、これに対しては私としては賛成をします。以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかに討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論がありませんので、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第13号、西原村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（宮田勝則君）起立多数でございます。

よって、議案第13号は原案どおり可決されました。

日程第9、議案第14号、西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を税務課長に求めます。

（税務課長 佐藤光弘君 登壇 説明）

○税務課長（佐藤光弘君）議案第14号についてご説明いたします。

議案第14号、西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成30年3月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

内容につきましては、配付しております西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について（案）の概要でご説明させていただきます。

概要書を願ひいたします。

この条例は、地方税及び航空機燃料譲与税の一部を改正する法律が平成29

年3月31日に公布され、平成30年4月1日から施行されることとされました。これに伴い、西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定を行うものであります。

内容につきましては、第2条第1項の改正は地方税法第703条の4第2項の法律改正に合わせての改正であり、国民健康保険の事業主体が都道府県に変わり、歳入会計を都道府県の特別会計で運営する改正であります。平成30年4月1日から国民健康保険の事業主体が熊本県に移るための条例改正です。

第2条第2項、第3項、第4項の改正は、第2条第1項が細分され、号に制定されたための改正であります。

施行期日は、平成30年4月1日から施行するものであります。

経過措置としまして、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものであります。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

8番議員、林田直行君。

○8番議員（林田直行君）8番、林田です。

まことに勉強不足で申しわけございませんが、ただいまの改正内容について、事業主体が県になるというて、歳入だけといいますか、歳入の会計が県の特別会計になって、あとの事務処理は各町村が、歳出のほうですか、そういうあたりは全部受け持ってして、最後の処理はどういうふうにするのかという、わかりますか。収支というか、どうなるのかわかりませんので、お願いします、説明。

○議長（宮田勝則君）税務課長。

○税務課長（佐藤光弘君）先ほど保健衛生課長からご説明がありましたけれども、事業主体が熊本県になって、熊本県の特別会計に西原村の特別会計から納付金として納付します。そして、給付につきましては熊本県が行い、その他につきましては市町村が課税し徴収し、そして県の特別会計に納付するという流れになります。以上です。

○議長（宮田勝則君）8番、林田君。

○8番議員（林田直行君）理屈としては県がするというような感じでしたが、結局は町村が何もかもするというような感じに受けてよかつかな。

○議長（宮田勝則君）税務課長。

○税務課長（佐藤光弘君）県が主体となるということになりましたけれども、事務の流れからしまして、ほぼ今までの事務がそのまま市町村に残るというふうな形になっております。以上です。

○議長（宮田勝則君）8番、林田君。

○8番議員（林田直行君）ということは、国民健康保険の管理を県がしながら、地元町村が実際に動くというような感覚でいい。それならば、せんでもいいんじゃないかというあれもありますが、どういう県の考えといたしますか、国といたしますか、そのもとにやられるのかなと思います。説明をお願いします。

○議長（宮田勝則君）税務課長。

○税務課長（佐藤光弘君）私たちも何度か直接話したりとかしましたんですが、将来的には同一税率でというふうな考え方も持っておられまして、県内を統一する形。ただ、どうしても市町村が住民税を握っております関係上で課税、それから、先ほどちょっと堀田議員のほうからもありましたですが、徴収関連については市町村ですというふうな形にしておりまして、見た目にはおっしゃるとおり県内統一というふうな考え方がありますが、今のところの事務の流れとしましては、何ら市町村に変わったことはない。ただ給付が県に行くというふうな事務の移動ぐらいしかありません。以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第14号、西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第14号は原案どおり可決されました。

日程第10、議案第15号、西原村滝地区地域資源活用総合交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を企画商工課長に求めます。

（企画商工課長 須藤 博君 登壇 説明）

○企画商工課長（須藤 博君）議案第15号について説明いたします。

議案第15号、西原村滝地区地域資源活用総合交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村滝地区地域資源活用総合交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定することとする。

平成30年3月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございます。

西原村滝地区地域資源活用総合交流施設の設置及び管理に関する条例第3

条に規定する位置の地番が、地籍調査の実施により変更になっております。現在の地番と整合性を図る必要がございます。また、当該条例は地番のみの記載でありましたことから、施設を明確化する必要がございます。以上が、この議案を提出する理由でございます。

条例改正の内容に関して、さきに皆様の議席にお配りしております西原村滝地区地域資源活用総合交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について（案）の概要により、ご説明させていただきます。

今回の条例改正の趣旨は、本条例第3条に規定します位置の地番が地籍調査の実施により変更となっていることから、現在の地番と整合性を図る必要がございます。また、当該条例におきまして地番のみの記載でありましたことから、管理の対象となる施設を明記するものでございます。

主な改正内容についてご説明いたします。

1つ目は、条例第3条に規定されている位置の改正です。

当該条例は、平成17年西原村第4回定例会において制定されております。当該施設の位置の地番は、当時の字図等に基づき当該条例に明記されております。当該施設がある地域の地籍の現地調査が平成22年に実施されておまして、地番が変更されております。以上の理由から、現在の地番との整合性を図るために、①に記載のとおり、当該条例の位置、地番を変更いたします。

また、当該条例は地番を記載しているため、②の管理の対象となる施設を明記いたしました。

なお、施設の名称につきましては、当該施設の設置時の事業計画における施設名称としております。

以上が本条例改正の内容であります。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第15号、西原村滝地区地域資源活用総合交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第15号は原案どおり可決されました。

日程第11、議案第16号、西原村営住宅条例の一部を改正する条例の制定に

ついてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 西山春作君 登壇 説明)

○総務課長(西山春作君) それでは、議案第16号についてご説明いたします。

議案第16号、西原村営住宅条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村営住宅の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成30年3月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございますが、災害公営住宅の整備及び公営住宅法等の改正に伴いまして、関係条例の規定を改正する必要があるがございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

ここから、皆様にお配りしております別紙により説明をいたします。

西原村営住宅条例の一部を改正する条例(案)の概要をごらんください。

まず、条例改正の趣旨でございますが、先ほど申し上げましたとおり、災害公営住宅の整備及び法律の改正に伴いまして条例を改正する必要があるというものでございます。災害公営住宅につきましては、ご存じのとおり、災害により住宅を失い、自力での住宅再建が困難な被災者の方に整備する、低廉な家賃で賃貸をする住宅ということでございます。

改正の主な内容でございますけれども、まず、1といたしまして第3条関係の別表でございます。既存の河原団地、公営住宅ですけれども、その解体に伴いまして、今、25戸のうち2棟4戸を解体しております。その分の減ということでございます。なお、平成30年度に2棟4戸を再建予定としております。

それから、2番目といたしまして、災害公営住宅建設に伴うものでございます。これは、別表の中で追加をするものでございます。第2河原団地、2LDK6戸、3LDK6戸、それから山西団地に2LDK30戸、3LDK15戸を整備するというものでございます。この分を別表に追加しております。

それから、第51条といたしまして条文の追加をしております。管理委託ということで、今後管理の委託等を検討していく上での条文の追加ということでございます。

それから、4番目で、公営住宅法施行令の一部改正に伴いまして条ずれが発生しておりますので、その修正のために改正を行っております。

施行期日は公布の日としておりますが、別表の改正につきましては規則で定める日から施行するとしております。

それから、附則の第2項で準備行為といたしまして、第2河原団地、山西団地につきましては、入居者の決定その他供用するために必要な準備行為は、この施行の前日においても行うことができるというものをつけております。

以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長(宮田勝則君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入りま

す。質疑ございませんか。

8番議員、林田直行君。

○8番議員（林田直行君）8番、林田です。

概要の説明の中で、管理の委託などを検討した上で追加するものということで、管理を委託するというようなことができるという解釈でいいのかなど。要するに、今までは総務課がやっておりましたが、委託会社というか団体といますか、そういうところをお願いができるというような感覚でいいのかなということで、わかりませんので説明をお願いします。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（西山春作君）ただいまの林田議員の質問でございますが、おっしゃるとおりに、第51条の中で村営住宅の維持管理とか修繕とか環境整備、徴収につきまして今後検討していくならという、民間委託という形ですね。ということで、条例上の整備をまずさせていただいております。委託することができるということで、しております。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）林田君、よございますか。

○8番議員（林田直行君）はい。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第16号、西原村営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第16号は原案どおり可決されました。

日程第12、議案第17号、指定管理者の指定についてを議題とします。

内容の説明を企画商工課長に求めます。

（企画商工課長 須藤 博君 登壇 説明）

○企画商工課長（須藤 博君）議案第17号についてご説明いたします。

議案第17号、指定管理者の指定について。

次のように指定管理者を指定するものとする。

平成30年3月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

施設の名称、西原村滝地区地域資源活用総合交流施設（滝交流農園）。指定管理者所在地、阿蘇郡西原村大字河原3467番地。名称及び代表者、滝交流農園管理組合、代表者西野秀登。指定の期間、平成30年4月1日から平成33

年3月31日まで。

提案理由でございます。西原村滝地区地域資源活用総合交流施設の設置及び管理に関する条例第4条の規定に基づき、西原村滝地区地域資源活用総合交流施設の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がございます。これが、議案を提出する理由でございます。

今回の提案は、平成17年に条例制定されました西原村滝地区地域資源活用総合交流施設の設置及び管理に関する条例第4条の規定に基づきまして、同条例第3条の3467番地に置かれております施設であります通称滝交流農園施設の管理につきまして、滝交流農園管理組合を指定管理者に指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を得る必要があることから提案するものです。

当該施設、滝交流農園施設につきましては、平成8年度に山村振興等農林漁業特別対策事業により、主に体験学習受け入れ施設として、消費者との交流の輪を広げ、中山間地における農業の必要性の理解や河原地域の活性化を目的として整備されています。当該施設は平成9年4月から滝交流農園管理組合により施設の清掃等の管理をされており、この間、滝交流農園施設を拠点といたしまして、都市住民との交流を目的として田植え体験、ブルーベリー狩りとそうめん流し、田植え体験で植えた後の稲刈り体験等のイベントが開催されております。イベント開催時には、地元滝地区住民と参加された方との交流が実施されてきております。一部の地元の滝地区の方には、参加された方との交流を現在も続けておられます。

当該施設のある滝地区は、本村でも高齢化率が高い状況にあります。当該施設の周辺には、本村の有数な地域資源でございます白糸の滝があり、夏場には涼を求めて多くの観光客の方が多数来訪されます。また、中山間地特有の棚田等の景観や自然環境は、来訪される方にも癒やしの場となっております。さらなる来訪者をふやすとともに、都市住民との交流活動を実施することで交流人口の増加、ひいては移住・定住人口の増加が図られると考えます。この自然環境を生かした都市住民との農作業体験等の交流を地区住民全体で取り組むことで、地域の住民の方が生きがいや地域の魅力を再認識し、地区住民が元気になり一体となって活動していくことで、地域の活性化につながると考えます。

以上の目的を果たすために、滝交流農園を拠点施設として位置づけ、当該施設をこれまで以上に活用していくことが必要であると考えます。指定管理者制度により、この間の都市住民の方との活動実績がある地元滝交流農園管理組合を指定管理者として、今後の施設管理や運用をお願いしたいと考えます。

以上が本議案を提案する理由でございます。ご審議方よろしくお願いた



します。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

1 番議員、堀田君。

○1 番議員（堀田直孝君）1 番、堀田です。

交流農園、村外の人たちとの交流事業ということで、かなり効果を上げているかと思えます。また目的も達成している状況と思えますが、その中で、糸舞季のところなんですけれども、そこは大体滝部落の人が以前されておったんですが、今、飲食店さんが入られておる。これは指定された組合からの委託かもしれませんが、ここのお客さんの状況を見ると余り入っていないような状況が見受けられますが、指定管理をする中で多分、事業報告または決算報告等があるかと思えます。今、決算状況というか収支状況はこのまま大丈夫なのか、危なくはないのかというところを質問したいと思えます。

○議長（宮田勝則君）企画商工課長。

○企画商工課長（須藤 博君）お答えします。

糸舞季につきましては、議員のご指摘のとおり、今指定管理ということで、村と糸舞季管理組合ということで指定管理協定のもとで運用をさせていただいております。ただ、店舗につきましてはこの間、私の知る範囲では、2 業者の方が入られたということでございます。現在、次の業者さんが入っております。決算といいますか、収支状況につきましては毎年度報告をいただいておりますが、何分にも維持管理費等の支出が高くて、経営的にちょっと厳しいという状況は把握しているところでございます。以上です。

○議長（宮田勝則君）1 番、堀田君。

○1 番議員（堀田直孝君）予想どおり、なかなか経営は難しいところかなと思えますが、これが赤字になったときに村からの今現在、補填はあっていないかと思うんですけれども、今後、そういう赤字になったときに、補填とかそういう助成関係の計画とかはありますでしょうか。

○議長（宮田勝則君）企画商工課長。

○企画商工課長（須藤 博君）今回ご提案させていただきます交流農園につきましては、また細かい指定管理の協定書を取り交わす、今回ご承認いただければそれを詰めていく話になります。今現在協定を取り交わしております糸舞季に関しましては、協定書の中で、収支に決算上マイナスが出た場合は村のほうから助成するというので以前から規定してございましたので、それに沿ってこの間、過去補填している状況でございます。

今回の交流農園につきましても、内容を精査して、補填するのかということところはまた検討をしたいということを考えております。

- 議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。  
（「質疑なし」の声）
- 議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。  
これより討論に入ります。討論ございませんか。  
（「討論なし」の声）
- 議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。  
これより本案を起立により採決します。  
議案第17号、指定管理者の指定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
（起立全員）
- 議長（宮田勝則君）全員起立であります。  
よって、議案第17号は原案どおり可決されました。  
以上で、本日の議事日程は全部終了しました。  
これをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。  
（「異議なし」の声）
- 議長（宮田勝則君）異議なしと認め、次の会議は明日14日午前10時より行います。  
本日はこれをもって散会いたします。

午後 2時16分 散 会



第 3 号 ( 3 月 1 4 日 )

## 平成30年第1回西原村議会定例会会議録

平成30年3月14日、平成30年第1回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

平成30年3月14日（水曜日） 議事日程第3号

- |       |        |                                    |
|-------|--------|------------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第18号 | 平成29年度西原村一般会計補正予算（第9号）について         |
| 日程第 2 | 議案第19号 | 平成29年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について   |
| 日程第 3 | 議案第20号 | 平成29年度西原村介護保険特別会計補正予算（第3号）について     |
| 日程第 4 | 議案第21号 | 平成29年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について  |
| 日程第 5 | 議案第22号 | 平成29年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について |
| 日程第 6 | 議案第23号 | 平成29年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第2号）について    |

1、応招議員 (10名)

1 番	堀 田 直 孝 君
2 番	村 上 高 志 君
3 番	坂 本 隆 文 君
4 番	中 西 義 信 君
5 番	西 口 義 充 君
6 番	上 野 正 博 君
7 番	山 下 一 義 君
8 番	林 田 直 行 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	宮 田 勝 則 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	堀 田 直 孝 君
2 番	村 上 高 志 君
3 番	坂 本 隆 文 君
4 番	中 西 義 信 君
5 番	西 口 義 充 君
6 番	上 野 正 博 君
7 番	山 下 一 義 君
8 番	林 田 直 行 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	宮 田 勝 則 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	坂 園 まゆみ 君
議会事務局書記	松 永 誠 司 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	日置和彦君
副村長	内田安弘君
教育長	竹下良一君
総務課長	西山春作君
企画商工課長	須藤博君
教育課長	米口三喜男君
会計管理者	中村義光君
税務課長	佐藤光弘君
産業課長	南利孝文君
建設課長	吉田光範君
震災復興推進課長	高本孝嗣君
住民福祉課長	塚元利文君
保健衛生課長	藤吉昌也君
保育園長	前川ちずる君



○議長（宮田勝則君）おはようございます。

本日は全員出席であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第3号のとおり行いますが、昨日行いました議案の質疑の中で、執行部の答弁の訂正がございますので、まずは議案第13号の中の質疑で訂正があります。

保健衛生課長。

○保健衛生課長（藤吉昌也君）おはようございます。

きのうの議案第13号、西原村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定の質疑の中で、私の回答の中に、葬祭費の上限とといいますか、高いところと安いところは幾らかということでご質問があったと思います。

その中で、私のほうの記憶が曖昧だったものですから、終わりました調べてさせていただいたんですが、やはり高いところで3万円、安いところで2万円ということでございます。

ちなみに、全市町村45市町村ありますが、2万円のところが27市町村、2万5,000円のところが2市町村、3万円のところが16ということになっております。

先日も申しましたとおり、連携会議の部会の中で一応2万円ということで決まって、私たちにご報告という形になっております。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）次に、議案第17号、指定管理者の指定についての答弁につき訂正がございますので、企画商工課長に求めます。

○企画商工課長（須藤 博君）議案第17号につきまして、昨日ご承認いただきました。

指定管理者の指定についてのご質疑の回答の中でございますが、その回答の中で、糸舞季に飲食店が入っている件につきまして説明いたしておりますが、再委託ではなく、現在、当該施設の管理の委託につきましては、指定管理協定を取り交わしております滝交流館糸舞季管理組合による管理運営で実施しております。

以上、説明させていただきます。

○議長（宮田勝則君）ただいま2議案につきまして、それぞれ訂正がありましたから、議長よりただいまの訂正を議事録に入れることと決定しますが、よろしいですか。

（「はい」の声）

○議長（宮田勝則君）それでは、本日の会議に移ります。

日程第1、議案第18号、平成29年度西原村一般会計補正予算（第9号）に

ついてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 西山春作君 登壇 説明)

○総務課長(西山春作君) それでは、議案第18号についてご説明申し上げます。

議案第18号、平成29年度西原村一般会計補正予算(第9号)。

平成29年度西原村の一般会計補正予算(第9号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29億3,969万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ182億2,972万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

債務負担行為の補正。

第3条、債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正。

第4条、地方債の追加、廃止及び変更は、「第4表 地方債補正」による。  
平成30年3月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

6ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費でございます。

款2総務費、項1総務管理費、事業名、風の里キャンプ場管理棟外溝整備事業463万4,000円、災害公営住宅整備事業13億3,951万円。

款4衛生費、項1保健衛生費、災害廃棄物処理等事業2億6,738万7,000円。

款5農林水産業費、項1農業費、震災復旧緊急対策経営体育成支援事業4億4,579万円。日向・葉山・医王寺地区ほ場整備事業365万1,000円。

款7土木費、項2道路橋梁費、宅地耐震化推進事業50億4,471万円、小規模住宅地区改良事業27億5,858万6,000円、都市防災推進事業4,260万円。

款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、過年度農地等災害復旧事業2億9,544万7,000円。

項2公共土木施設災害復旧費、公営住宅災害復旧事業8,108万4,000円。

項3文教施設災害復旧費、公立学校施設災害復旧事業1,005万円。

7ページをお願いいたします。

第3表、債務負担行為補正でございます。

変更でございます。

事項、西原中学校自動体外式除細動器レンタル料。補正前、期間、平成29年度から平成33年度まで、限度額44万5,000円。補正後、期間、平成29年度

から平成34年度まで、限度額、補正前に同じでございます。

その下になりますけれども、にしはら保育園自動体外式除細動器レンタル料。補正前、期間、平成29年度から平成33年度まで、限度額44万5,000円。補正後、右側になりますけれども、期間、平成29年度から平成34年度まで、限度額、補正前に同じでございます。

8ページをお願いいたします。

第4表、地方債補正でございます。

1、追加するものでございますが、起債の目的、19、災害対策債（益城・嘉島・西原環境衛生施設組合災害関連負担金）、限度額80万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

その下になりますが、2、廃止。

起債の目的、7、農林水産業施設災害復旧事業債（農地等災害復旧事業・過単災）、それから、11、公営住宅建設事業債（災害公営住宅整備事業）、限度額、970万円、1億3,400万円。

9ページになります。

3、変更。

左のほうから、記載の目的、3、公共事業等債（災害関連地域防災がけ崩れ対策事業）、4、公共土木施設災害復旧事業債（道路橋りょう災害復旧事業・過補災）、5、公共土木施設災害復旧事業債（道路橋りょう災害復旧事業・過単災）、8、その他公共施設・公用施設災害復旧事業債（その他公共施設等災害復旧事業）、9、宅地耐震化推進事業債（宅地耐震化推進事業）、10、災害対策債（災害廃棄物処理等事業）、12、文教施設災害復旧事業債（公立学校施設災害復旧事業・単独）、13、文教施設災害復旧事業債（公立社会体育施設災害復旧事業）、14、防災対策事業債（単県急傾斜崩壊対策事業）。次のページをお願いいたします。15、公共土木施設災害復旧事業債（公営住宅災害復旧事業）、16、歳入欠かん債（歳入欠かん債）。

まず、補正前でございますけれども、限度額、4,670万円、1億5,660万円、2,000万円、1,950万円、11億円、8億8,900万円、1,840万円、920万円、1,820万円、次のページですが、1,600万円、350万円。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

それから、右にいきまして、補正後、限度額、3,660万円、1億1,170万円、3,550万円、1,900万円、24億9,980万円、10億560万円、1,980万円、600万円、1,910万円、次のページになりますが、1,570万円、330万円。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、歳入歳出補正の主なものについてご説明いたします。

13ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款1村税、項1村民税、目の個人、法人合わせまして6,985万5,000円の増額補正でございます。

その下になります、項2固定資産税、目1固定資産税3,538万1,000円の増額補正でございます。

16ページをお願いいたします。

16ページの中ごろになります、款14国庫支出金、項1国庫負担金、目3災害復旧費国庫負担金2,547万5,000円の減額補正でございます。公共土木施設災害復旧費負担金の減額でございます。

その下の段になりますけれども、項2国庫補助金、目2衛生費国庫補助金1億1,641万5,000円の増額補正でございます。災害廃棄物処理事業費補助金の増額等でございます。

17ページをお願いいたします。

中ほどになりますけれども、目4土木費国庫補助金13億9,707万9,000円の増額補正、宅地耐震化推進事業の社会資本整備総合交付金の増額等でございます。

20ページをお願いいたします。

上のほうからですけれども、款15県支出金、項2県補助金、目5総務費県補助金2,329万5,000円の減額補正でございます。熊本地震復興基金交付金等の減額でございます。

その下になりますけれども、目6教育費県補助金2,362万8,000円の減額、文化財分の熊本地震復興基金交付金等の減額でございます。

その下になります、目7土木費県補助金3,369万5,000円の減額、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業補助金の減額でございます。

21ページをお願いいたします。

中ほどになりますけれども、款17寄付金、項1寄付金、目1指定寄付金1,811万6,000円の増額補正、ふるさと納税寄附金等の増額でございます。

下のほうにまいりまして、款18繰入金、項1繰入金、目1基金繰入金1億円の増額補正でございます。災害復興基金繰入金繰り入れのための増額でございます。

22ページをお願いいたします。

上のほうですけれども、款20諸収入、項4雑入、目1雑入1,483万7,000円の減額補正、公団分収造林負担金の減額補正等でございます。

中ほどになります、款21村債、項1村債、目2公共事業等債1,010万円の減額補正、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業分の減額でございます。

目6災害復旧事業債13億5,810万円の増額補正、道路橋りょう災害復旧事業と、それから公共土木施設災害復旧事業債2,970万円の減額及び宅地耐震化推進事業債13億9,980万円の増額等でございます。

23ページですけれども、目7歳入欠かん等債1億1,720万円の増額補正、災害廃棄物処理等事業分の増額などがございます。

一番下になりますけれども、目8公営住宅建設事業債1億3,400万円の減額補正、災害公営住宅整備事業分の減額でございます。

次に、25ページをお願いいたします。

中ほどになりますけれども、款2総務費、項1総務管理費、目7基金費1億2,937万5,000円の減額補正、財政調整基金積立金及び災害復興基金積立金等の減額でございます。

26ページをお願いいたします。

下のほうになりますけれども、目15震災対策費1億4,949万3,000円の減額補正。先ほどの総務費のところから歳出のほうになっております。

目15震災対策費1億4,949万3,000円の減額補正、地方自治法による災害派遣職員関連の減額等でございます。

27ページをお願いいたします。

目17住宅復興費2,543万円の減額補正、災害公営住宅整備土地購入費の減額等でございます。

30ページをお願いいたします。

一番下のほうになりますけれども、款3民生費、項1社会福祉費、目10震災対策費1,098万3,000円の減額補正、被災者民間賃貸住宅入居支援事業助成金等の減額でございます。

34ページをお願いいたします。

中ほどになりますけれども、款4衛生費、項1保健衛生費、目3環境衛生費1,874万1,000円の減額補正でございます。益城、嘉島、西原環境衛生施設組合負担金の減額等でございます。

35ページをお願いいたします。

目7震災対策費2億2,745万8,000円の増額補正でございます。災害廃棄物処理・処分業務委託料の減額及び被災建物等解体・撤去業務委託料の増額及び災害廃棄物仮置場復旧工事の増額等でございます。

37ページをお願いいたします。

中段、中ほどですけれども、款5農林水産業費、項2林業費、目2公団造林費1,216万円の減額補正でございます。

38ページをお願いいたします。

下のほうになりますけれども、款7土木費、項1土木管理費、目3震災対策費、土砂災害特別警戒区域内被災住宅再建支援事業補助金等1,814万9,000円の減額補正でございます。

39ページをお願いいたします。

項2道路橋梁費、目4がけ崩れ対策費28億3,857万3,000円の増額補正でございます。宅地耐震化推進事業の増額などがございます。

43ページをお願いいたします。

43ページの中段になりますけれども、款9教育費、項4社会教育費、目4震災対策費2,358万4,000円の減額補正、被災文化財等復旧復興事業補助金の減額等によるものでございます。

44ページをお願いいたします。

上段になりますけれども、款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目1農地等災害復旧費1,570万円の減額補正でございます。農地等災害復旧工事等の減額でございます。

中ほどに、中段になりますけれども、項2公共土木施設災害復旧費、目1道路橋りょう災害復旧費1億792万4,000円の減額補正でございます。道路橋りょう災害復旧工事等の減額によるものでございます。

あと、45ページ、予備費に4億7,208万4,000円の増額補正を行っております。

以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

4番議員、中西義信君。

○4番議員（中西義信君）4番、中西です。

まずは、昨年度の繰越明許の分です。約64億円あったと思いますけれども、議案の後のほう、明後日のほうでは、事故繰りじゃありませんけれど、延長の話も出ていますけれども、現在段階で進捗率がわかるものならば教えていただきたいです。

○議長（宮田勝則君）それは、平成28年度、平成29年度含めてですか。

○4番議員（中西義信君）すみません、平成29年、昨年の予算に出たやつです。ことしではありません。

○議長（宮田勝則君）平成29年の分のみですか。

○4番議員（中西義信君）はい、そうです。（「28年まで」の声）平成28年度、64億5,400万円の。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

（午前10時32分）

（午前10時34分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

答弁を総務課長に求めます。

○総務課長（西山春作君）平成28年度分も含めてのことしの実施状況、進捗率ということですが、今の時点では、まだわからない状態ということでございます。一応報告をしておきます。

○議長（宮田勝則君）中西議員、よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

7番議員、山下一義君。

○7番議員（山下一義君）7番議員、山下です。

ページ数は21ページ、款項の区分は、款17寄付金、項1寄付金、目1指定寄付金についてお尋ねいたします。

まず、企画課長と総務課長にお答えをお願いしたいと思います。

ここに載っております指定寄附金、それからふるさと納税寄附金、それから災害復興復旧寄附金、ふるさと納税災害復興復旧寄附金、それから一般寄附金とありますけれども、これの今年度の総額がわかったら教えてほしいんですけど。

○議長（宮田勝則君）企画商工課長。

○企画商工課長（須藤 博君）お答えします。

企画商工課の所管の分についてご説明させていただきます。

まず、17-1-1-1の指定寄付金でございますが、きょう現在、収入済み額として990万円いただいております。

次の17-1-1-2の災害復興復旧寄附金でございますが、きょう現在、1億5,433万2,371円いただいております。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（西山春作君）総務課の分についてお答えをいたします。

この補正予算分につきましては、補正予算を組む段階での分ということでご理解をいただきたいと思っておりますけれども、まず指定寄附金で100万円をいただいております。

それから、災害復興復旧寄附金でございますけれども、1月末時点で9,831万円ほどいただいておりますので、今回、当初、現予算として組ませていただいた分から520万円ほど増額をさせていただいております。

それから、一般寄附金につきましては、300万円をいただいております。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）山下君。

○7番議員（山下一義君）この寄附金に対しまして、ふるさと納税等につきましては返礼品がありますけれども、ほかのこの一般寄附あるいは災害復興復旧寄附金については、何か返礼品とか、そういうふうな粗品とか、そういうのは何か考えておられますか、総務課のほうでは。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（西山春作君）今のところは、好意で西原の復興のために使っていただきたいということでいただいておりますので、感謝状とかをまず出したりしているところではございます。よろしく申し上げます。

○7番議員（山下一義君）企画のほうは、返礼品等がありますので、大丈夫かと思えます。

○議長（宮田勝則君）山下議員、よろございますか、今の質問は。

ほかに質疑ございませんか。

2番議員、村上高志君。

○2番議員（村上高志君）ページ数、17ページです。

目4の社会資本整備総合交付金という14億円とありますが、ちょっとこの14億円について説明をお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）復興課長。

○震災復興推進課長（高本孝嗣君）ただいまご質問いただきました社会資本整備総合交付金の耐震化分ということでございまして、ご存じのように、昨年来よりやっております地がけ関係の、それに対します国からの補助金でございまして、2分の1がこちらのほうに入っております。

そのまた、ほかの部分につきましては、村債あたりを活用しながら、地がけ関係の石垣を、今後、修復とか復興をしていくというところでございまして。これは、国の補助金でございまして、2分の1の相当分ということでご理解をいただければと、このように思っております。以上でございまして。

○議長（宮田勝則君）村上君、よろございますか。

ほかに質疑ございませんか。

6番議員、上野正博君。

○6番議員（上野正博君）6番議員、上野です。

先ほど、山下議員と同じ項目の指定寄附金の件ですけれど、指定寄附金は100万円ですね。これ、小学校、保育園に使ってくれというような指定と聞いております。

この使い道、今、保育園に行くと、毎回あそこの玄関の柱が腐りかけて、今度また卒園式に行きますけれども、あれを見るたび、どうかならんかなということで、小学校、保育園に指定寄附金ということでございまして、修理といいますか、使い道をそっちに使ってもらったらどうだろうかということと、最後の予備費の4億7,208万4,000円、これを基金に入れずに予備費に回したということで、ちょっと詳しく説明をお願いします。以上です。

○議長（宮田勝則君）ただいま2点の質疑があつてあります。

1点目、指定寄附金についての使途の話、総務課長、答弁は。

総務課長。

○総務課長（西山春作君）ただいま、指定寄附金の、今回99万9,000円させていただいている分につきましては、ある団体から保育園や小中学校の子どもたちのために使っていただきたいということで目的を指定された分でございます。

内容につきましては、今回、歳出側の補正で計上させていただいております各関係課から、保育園、学童クラブ、小中学校の備品購入ということで計上させていただいております。



それから、先ほど予備費のほうで、今回、大きな補正をさせていただいておりますけれども、元来、剰余金といいますか、通常は財政調整基金のほうに前年度の剰余金の2分の1を積み立てると、それから余裕があれば財政調整基金等に入れていくということでございますけれども、今、国のほうが地方財政の状況、特に基金の保有額といいますか保有料につきまして、かなり注目をされております。

地方が基金等で多くのお金を持っているというふうに見られることもございますので、今回、県のほうからも若干お話はあったんですけれども、財政調整基金をなるべく減らしてといいますか、ふやさないで、予算上の剰余金においては予備費も、これは過大になっても仕方がないということで、今回、予備費のほうに回させていただいたということでございます。

これは、特に国、県からの指導ということではございません。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）上野君、よございますか。

○6番議員（上野正博君）はい、いいです。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

1番議員、堀田直孝君。

○1番議員（堀田直孝君）1番、堀田です。

まずは、歳入のほうで、13ページの固定資産税、滞納繰越分が351万5,000円と、高額な増額補正が計上してあります。今現在、この徴収困難なときにこんなに伸びた要因、どういった要因で伸びたのかということと、次は。続けていいですかね、質問。

○議長（宮田勝則君）はい、続けていいです。

○1番議員（堀田直孝君）15ページの祭壇貸付料が、当初予算の3万円がそのまま減額されていますが、これは利用が一度もなかったのかということです。

それと3番目に、保健衛生課になるかと思いますが、経済対策分の臨時給付金、この目的または（「ページ」の声）ああ、ページ。ページは、歳入がページ16、歳出が29ページです。

その実績または給付対象者に払われておりますが、その目的と実績、それと多分これに対する対象者全てに払われたのか、対象者の把握はどうされているのか、漏れはないのかということと、次に29ページの湯の里荘負担金が当初2,145万3,000円だったかと思いますが……

○議長（宮田勝則君）堀田君、ちょっと数が多過ぎますので。

○1番議員（堀田直孝君）多過ぎますかね。一つ一ついきましょうか。

○議長（宮田勝則君）最初の2件についてで、とりあえずとめたいと思います。よございますか。

○1番議員（堀田直孝君）はい、いいです。

○議長（宮田勝則君）歳入について、固定資産税の増額の要因ということで、

答弁、税務課長に求めます。

○**税務課長（佐藤光弘君）** ご質問の固定資産税の滞納繰越分が当初予定450万円だったんですけれども、351万5,000円の増額補正で、計801万5,000円の累計というふうな形で、300万円ほど当初予算より伸びておりますけれども、主な要因としましては、滞納者であったあるA社が、数年前に滞納でありましたので、そこを差し押さえしておりました。第1抵当権ではなくて第2抵当権だったんですけれども、そこを任売したいということで差し押さえを解除してくれということでしたけれども、そこを、うちとしては差し押さえを解除するためには滞納分を納めてもらわないとだめということで、その話し合いが折り合いがつかまして、300万円弱だったかと思っておりますけれども、正確な数字、ちょっと今持ち合わせておりませんけれども、300万円弱だったような気がしますけれども、その分が入ってきているということで、差し押さえ効果等の要因が一つ出てきたというような状況でございます。

以上ですが、よろしいでしょうか。

○**議長（宮田勝則君）** 1番、堀田君。

○**1番議員（堀田直孝君）** 普通、任売の申し入れがあるときは、延滞金の免除とか条件をつけてきますけれども、そこも延滞金も徴収したということでありますでしょうか。

○**議長（宮田勝則君）** 税務課長。

○**税務課長（佐藤光弘君）** 延滞金につきましては、折り合いの中で立場上、第2位ということでありまして、第1抵当権者のほうが強く物を申ししていましたんで、弁護士が間に入って何度か交渉しました結果、延滞金まではいけずに、妥協というか折り合いをつけたというような状況で、延滞金のほうまではいけなかったというのが現状でございます。

○**議長（宮田勝則君）** 第1点目、いいですか。

○**1番議員（堀田直孝君）** はい。

○**議長（宮田勝則君）** 2点目、ページ15、祭壇貸付料等について、答弁は教育課長。

○**教育課長（米口三喜男君）** 祭壇使用料なんですけど、使用料のほうは、平成29年度現在のところはあっておりませんので、その分の減額としております。以上です。

○**議長（宮田勝則君）** 引き続き、堀田君。

○**1番議員（堀田直孝君）** 続いて質問いたします。

ページ、歳入では16ページ、歳出では29ページですけれども、経済対策臨時給付金という項目がありますが、これは今まであった臨時給付金と一緒なものか、違うものか。それと、その支給することによっての効果が見えたのか、見えないのか。それと、給付対象者はどういう人か。それと、一般的に、多分非課税とかいろいろな基準があると思っておりますけれども、その基準に対して

全ての方に交付ができたのか、または漏れがあるのではないだろうかというところの質問です。

○議長（宮田勝則君）住民福祉課長。

○住民福祉課長（塚元利文君）お答えいたします。

臨時福祉給付金につきましては、消費税が8%になったということで、その対応ということで支給されるものでありまして、対象者が当初2,330人を予定しておりましたけれども、申請時点で1,898人ということで支給をしているような状況でございます。

一応、対象者につきましては、名簿を拾い出しまして、本人さん宛てに案内状を出しているということでございます。

効果につきましては、ちょっとこちらのほうでは把握できないような状況でございます。以上です。（「漏れ等がありますか」の声）漏れ等は、今のところ、ないと思っております。

○議長（宮田勝則君）1番、堀田君。

○1番議員（堀田直孝君）あしたの審議になるかと思いますが、新年度予算には多分計上がなかったかとは思いますが、来年の、今後続く予定とかはございますでしょうか。

○議長（宮田勝則君）住民福祉課長。

○住民福祉課長（塚元利文君）先ほどのをちょっと訂正させていただきます。

対象者につきましては、申請書を出していただけないとできないということになりますので、漏れがないというのではなくて、申請が出ない人については、ちょっと出せない形になります。

それとあと、来年度については、今のところ、予定はございません。以上です。

○議長（宮田勝則君）1番、堀田君。

○1番議員（堀田直孝君）臨時給付金については、わかりました。

続きまして、29ページでございます。

湯の里荘の負担金、当初2,145万3,000円ということで計上させてあったと思いますが、今回、その額が101万4,000円の増額という理由はどういうことでしょうか。

○議長（宮田勝則君）住民福祉課長。

○住民福祉課長（塚元利文君）湯の里荘の建設関係で、補助対象外等で経費が必要になってきたために、各町村の負担金割合において請求があっているような状況でございます。

○議長（宮田勝則君）1番、堀田君。

○1番議員（堀田直孝君）ということは、今回だけ増額に至ったということでしょうか。

○住民福祉課長（塚元利文君）はい、そのとおりであります。

○議長（宮田勝則君）1番、堀田君。

○1番議員（堀田直孝君）了解しました。

あと1件、ちょっと意味がわからないところの質問ですけれども、37ページ、農林水産業費ですけれども、パッケージデザイン委託料というのが計上されておりましたが、そのまま減額されておりますが、これはどういった目的のパッケージ制作だったのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（宮田勝則君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）37ページ、山村活性化支援事業費のパッケージデザインについてです。

これは、甘藷部会とか、それから里芋部会の出荷用の箱についてのデザインを行うということでありましたけれども、里芋については、特段、箱で売買しているわけじゃないので、市場のほうからも今までの箱のままのほうが、もう仲買さんもわかっているのにいいんじゃないかというような話もあったというように聞いております。

それから、甘藷に関しましては、表の印刷を若干変えるというような最終的には内容になりましたが、そういったことであれば、印刷屋さんのほうが、もう負担はしなくて結構ですということでありましたので、減額させていただくというところであります。

○議長（宮田勝則君）1番、堀田君。

○1番議員（堀田直孝君）今、西原村の農産物、甘藷、里芋を出荷しておりますが、やはりくまモン効果ということで、くまモンのデザインの農産物の出荷パッケージがかなりございますが、このあたりが西原の民間、個人でされている方は使われておりますが、JA関係出ていないような感じがしますが、こういうのを使う目的とか、使えるのか使えないのか、お願いします。

○議長（宮田勝則君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）くまモンにつきましては、実は以前、甘藷、里芋ともにシールをつくっております。実際に、売り場で販売する場合というのは、箱で置くのではなくて、量販店さんのほうで袋詰めをして販売する形になります。その袋に張れるようにということで、もう数年前でありますけれども、シールをつくって、販売店さんのほうに、市場さんのほうに配布しておるといふところでありますので、また不足してくるようであれば、何らの形で補充をしていこうかなということを検討したいと思います。

○議長（宮田勝則君）1番、堀田君。

○1番議員（堀田直孝君）ということは、シールはJAじゃなくて役場のほうでつくったということでしょうか。

○議長（宮田勝則君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）もう五、六年以上前の話で、すみません、私も余りはっきりと記憶しておりませんが、少なくとも村のほうから負担したという

記憶はちょっとございませんので、農協のほうでつくったんじゃないかと思  
います。

○議長（宮田勝則君）1番、堀田君。

○1番議員（堀田直孝君）今、喜ばしいことに、新規就農者が積極的に市場を  
開拓して売り上げを伸ばしている、そういう中で、そういうシールとかを使  
いたいというときに、無料で村から提供してくれるのか否かということをお  
聞きしたいと思います。

○議長（宮田勝則君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）村の立場といたしましては、やはり品質の保持です  
とか、あと農薬取締法とか、そういった観点から、できるだけ部会のほうか  
らの出荷をお願いしたいということで考えておるところであります。

したがいまして、部会のほうを通じて出荷いただけるということであれば、  
そういった形をとりたいと思いますが、新規就農については、新規就農者の  
個人販売について、今のところ特に考えておりません。といいますのが、や  
はりJAのほうで県のほうに申請されて、デザインなどもされた上でつくっ  
ていらっしゃるので、それについては、ちょっと村のほうからいろいろ意見  
は言えないんじゃないかなど。

ただ、今後の動向を見まして、必要であれば、村のほうでも検討してい  
きたいというふうに思います。

○議長（宮田勝則君）堀田君。

○1番議員（堀田直孝君）昔は、JAに皆委託するというのが基本でありまし  
たが、今、JAのいろんな問題もございまして、もう個人的に自主、特にイ  
ンターネット販売とか、そういうふうに努力されている農家さんがかなり見  
受けられますので、できればそういうところにもそういう援助もお願いした  
いと思います。以上、終わります。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

3番議員、坂本隆文君。

○3番議員（坂本隆文君）3番、坂本です。

ページは26ページで、風の里キャンプ場管理運営経費負担金ということに  
なって53万円ほど上がっておりますけれども、こちらは営業されていないと  
いうふうに聞いておりますけれども、このお金は何になっているのか、教え  
てください。

○議長（宮田勝則君）企画商工課長。

○企画商工課長（須藤 博君）お答えします。

昨年度も同じように平成28年度補正予算をさせていただいておりますが、  
現在、商工会のほうでキャンプ場の指定管理者ということとして管理してい  
ただいております。

地震被災後に、運営できない状況でございまして、昨年と同様に本年度も

営業休止という状況でございますので、それに対します管理費用、電気代であったり、維持管理費用的なものを商工会さんのほうに負担金としてお支払いするということでの計上でございます。

○議長（宮田勝則君）3番、坂本君。

○3番議員（坂本隆文君）じゃ、風の里のキャンプ場の現在は、電気はつけている、明かりをつけているとか、そんな状態になるということですか。また、電話とか、その辺もつないでいるという状態なんですか。

○議長（宮田勝則君）企画商工課長。

○企画商工課長（須藤 博君）電気につきましては、現在、水道関係の工事もございましたので、電気のほうは接続しております。

ただ、キャンプ場施設の中の管理棟自体がまだ解体してできておりませんので、管理棟ができますときには、そこに電気を供給するという形で考えているところございます。

電話につきましては、電話は、今、撤去しておりますので、電話のほうの負担のほうは発生しておりません。以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

5番議員、西口義充君。

○5番議員（西口義充君）ページは18ページと30ページになりますけれども、地域支え合い事業ですけれども、これは県のほうの支出になりますけれども、この事業は、30ページですね、震災対策費のほうで373万円、地域支え合い事業委託料とありますけれども、これはもともと事業はこんなあったんだと思いますけれども、何でこのような予算が削られておるのか、その内容をお知らせいただくなればと思っております。

それから、33ページの衛生費の予防費なんですけれども、これも委託料の中で、今回大きく820万円の減額となっておりますけれども、検診のほうでは受診される方が少ないのかなと思うんですけれども、この額は余りにも差がありますので、その内容をお知らせいただくなればと思っております。

○議長（宮田勝則君）最初に、地域支え合い事業委託で、住民福祉課長。

○住民福祉課長（塚元利文君）お答えいたします。

地域支え合い事業につきましては、今現在、社協のほうに委託しております事業で、仮設住宅のところに宿舎を置いて、見回りとか、ああいった形の事業のというような事業でございます。（「支え合いセンターでしょう。何で減ったか」の声）当初4,228万円予算組んでおりましたけれども、実質的に委託料としまして3,649万8,000円ということで一応予定しておりますので、そのものの差額のほうを減額という形でさせていただきました。

予算につきましては、人件費とかの積み上げで出しております。以上です。

○議長（宮田勝則君）西口君、1点目、よろしいですか、今ので。

○5番議員（西口義充君）はい、それで大丈夫です。

○議長（宮田勝則君）2点目、保健衛生課長。

○保健衛生課長（藤吉昌也君）ご質問にお答えいたします。

予防費の中の委託料820万円の減額補正ということでございますが、内容から言いますと、実績に伴います減額補正ということでございます。

やはり、受診率につきましても、震災後、若干下がっております。なかなか、金額的には一つ一つで、いろんな検診がありまして、胃がん検診、肺がん、大腸がんといろんな部分がありまして、トータルでいきますと、住民検診で約120名ぐらい、やはり減っております。

また、一番大きい予防接種の広域委託料という部分につきましては、項目、これもMR、日本脳炎、二種混合、インフルエンザ、幼児肺球と、いろんな部分のトータルでこの金額のほうが減額になっております。一つ、一番大きいのは日本脳炎の予防接種といえますか、その分がやはり6カ月から18歳までが対象ということで、大分予算のほうを多くやはり組んでおります。ただ、予算は370人で組んでいたんですけれども、現実には188人の方が受けられたということで、一つ一つの枠自体を大きくとっております、実績に伴います減額ということでご理解をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（宮田勝則君）西口君。

○5番議員（西口義充君）なかなか受診される方が少ないというふうなことで、やはり今、健康保険税も相当高くなっておりまして、早期の発見によって治療費も相当抑えられると思っておりますので、皆さんのほうでもう一度呼びかけをして、呼びかけをしても、なかなか受診される方は少ないと思っておりますけれども、どうにか治療費を抑えるためにはやはり受診をした方がいいんじゃないかなということでございます。もう少し努力していただければと思います。それだけです。

○議長（宮田勝則君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（藤吉昌也君）西口議員の言われるとおりでございます。

来年度につきましては、ここの特定健診でございますが、未受診者には個別勧奨しようというふうに思っております。受けてくれということをやちょっと口やかましく言おうということで、そのあたりは保健師等とも、今、相談をしているところでございます。

ただ、受診率につきましては、やはり目に見えないというか、特に受診後、病院にかかったから、もう検診をせんでええとか、そういうふうな方もいらっしゃるしまして、そういう方については、やはり病院からのいろんなデータをいただきたいということで今お願いしておりますので、そういう方が病院で受けられて、この検診を受けられないという方もまじっておりますので、実際もう少し受診されている方というのは多いかなというふうに理解しております。以上です。

○5番議員（西口義充君）はい、大丈夫です。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

1番議員、堀田直孝君。

○1番議員（堀田直孝君）1番、堀田です。

先ほど、西口議員が地域支え合いセンターの質問されましたが、これは村から社協に委託しておるということで、被災者支援ということで頑張っておられると思いますが、村は委託しただけで、把握というところをしておられるか。多分、報告受けられておるとは思いますけれども、今現状の、この地域支え合いセンターがあることによる効果が、こういった効果が出ているのか、またはこういった問題点があるのかを報告受けられていると思いますので、その辺の報告をお願いします。

○議長（宮田勝則君）住民福祉課長。

○住民福祉課長（塚元利文君）定期的に地域支え合いセンターのほうで開催されておりますので、一応担当者か私のほうが参加するようにはしています。

また、内容につきましては、各支援の状況とか、あと各支援物資なんかは、よそからいただいたりとか、講演とか相談業務等によそから来られてとか、あとボランティア活動で伺ったりとか、そういった形のお世話等をされているようです。あとまたは各季節のイベント等でも、クリスマスパーティーとか、そういうふうな形のお手伝いもやっているということでございます。

○議長（宮田勝則君）1番、堀田君。

○1番議員（堀田直孝君）私がお聞きしたかったのは、仕事内容じゃなくて、こういったところで効果があっているのか、問題点が具体的にどういうのが今発生しているかということでございます。

○議長（宮田勝則君）住民福祉課長。

○住民福祉課長（塚元利文君）効果につきましては、地域住民の方が、あそこがあるということで、気軽に相談できるということで、精神的に大分いいんじゃないかと思えます。それとあと、定期的に訪問されるということで、孤独死なんかの予防にもつながっているのではないかなと思っております。

問題点としましては、今後、縮小されるような形に県の方からなってくると思いますので、そのときの対応をどうしていくかというのが一応今後の課題になってくるんじゃないかと思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君）1番、堀田君。

○1番議員（堀田直孝君）そうですね、私も懸念するところは、今後、縮小されるというたときに、きのう村長が、できるだけ寄り添って、仮設住宅のほうを存続していきたいということでありましたので、そのあたりの地域支え合いセンターのケアのやっていき方を今後検討していただきたいと思えます。以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。



8番議員、林田直行君。

○8番議員（林田直行君）8番、林田です。

ページは31ページ、民生費、児童福祉費の児童措置費のところでございます。943万円ぐらいの減額ということで、大体見れば保育園の先生関係だなということで、報酬、それに賃金、臨時雇用、それに委託料、そういう関係で、保育園の先生が募集をかけても来なかったという理解でいいのですかね。募集かけても、どういう状況かを、ちょっと園長先生、お願いします。

○議長（宮田勝則君）保育園長。

○保育園長（前川ちずる君）ご質問にお答えいたします。

昨年の9月下旬から、以前、にしはら保育園でお世話になっていた派遣会社ですけれども、そちらのほうに依頼して紹介のほうをお願いしておりました。ところが、なかなかこちらの日額とか通勤距離とか、そういった方とマッチングするような方がいらっしゃらず、11月、12月と複数で派遣会社をふやし、探していたところです。あわせて、ハローワークのほうでも昨年7月からずっと募集、求人等を出しておりましたが、一度も連絡がなく、今のところ全く、1名も派遣業務委託、派遣の保育士または看護師等の確保ができない次第です。以上です。

○議長（宮田勝則君）8番、林田君。

○8番議員（林田直行君）募集をかけても、なかなか求人がなかったということでございますが、もう大体新年度の保育園というか、園児の募集は終わって、大体どれぐらいの園児が来るということがもう把握されておると思っておりますが、その中で、村長さんにも伺いたいんですが、村長さんが昔から待機児童0というふうな基本のもとで頑張って、今まで民間を入れたり、いろいろやっておりますが、受け皿はできたがといたしますか、ちょっとどうなっておるかかわからんですがね。今、待機児童0ですかね、園長先生。

○保育園長（前川ちずる君）はい、今のところは0です。

○8番議員（林田直行君）ありがとうございます。

そういうことで、待機児童0にはなっておりますが、その受け皿が、もう何度もいろいろ試行錯誤されておりますが、小さい幼児がおれば多くの先生が必要になると思っておりますので、できますならば1クラスは絶対先生がおってもらいたいというのが念頭でございますので、その点、措置を、今後の対策をどう考えられますか。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）今、おっしゃるとおり、0歳児は3人に1人の保育士がつかなくちゃならないということで、最近、0歳児がかなり多くなってきておるということでございます。

保育園、受け入れ態勢は大丈夫かということでありますけれども、4月から新たに2人採用が決定して、採用通知は出したところでございます。

そして、6月、7月と、今、育児休暇で休んでおられる先生方が復帰するというので、今現在よりも4名ふえるということでございます。

ただ、園長が定年ということでもありますので、3名はふえるということでもありますので、そこら辺で対応できるのではなかろうかなというふうに思っております。

まだ言われませんが、あと1人、ひよつとするとふえるかもしれません。そういったことも、今、話をしております。

事務所のほうも、毎日はやめるということで大変厳しくなるかなと思っておりますので、そこら辺も、まだちょっと話はできませんけれども、対応する方を、週2日でも3日でもいいということでも来てもらえんかなという話はしております。まだ、お答えはいただいておりませんが、そういった対策でやっていこうかなというふうに思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君）8番、林田君。

○8番議員（林田直行君）大体、対応を徐々にされているということで認識しまして、わかりました、いいです。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

5番議員、西口義充君。

○5番議員（西口義充君）歳出で39ページですけれども、がけ崩れ対策費、工事請負費ですけれども、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業単独工事とあつたんですけれども、その下の宅地耐震化推進事業単独工事、一般財源から8,256万8,000円とありますけれども、この内訳をちょっと教えていただければと思います。

○議長（宮田勝則君）復興課長。

○震災復興推進課長（高本孝嗣君）がけ崩れ対策事業の中で、石垣関係等、平成28年度からの繰り越しの約11億円ほどを含んでおります。

今回も、今月に入って入札をする予定でございますけれども、これが事業の勘定になりますと、当然ながら、またこれから繰り越しということで、その繰り越し額が事故繰りという対策でなって予算化してまいります。そうなりますと、事故繰りの場合は減額もできませんし、増額はできますけれども減額ができない。増額になった分は、当然ながら村の持ち出しというふうになりまして、その予備をやはりどうしてもここに、今、計上させていただいておるところでございます。

実際的に、3,000万円、5,000万円というふうな多額のように感じておりますけれども、事業の箇所からいたしますと、やはり数十億円の中で3,000万円、5,000万円ということで、いつ何どきにその増額になるかわからないというところで、この1%ほどを予算化させていただいておるところでございますので、どうかご理解をしていただきたいと思います。

我々といたしましては、その増額ができるだけないように、工事の現場の

ほうにも赴きながら頑張っていきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）西口君。

○5番議員（西口義充君）事故繰り分の増額分の予備費ということでございますけれども、一般財源8,000万円というのと、村にとっては大変大きな金額でございますので、この中で、なるべく予算を抑えられるところは抑えて、村のために頑張っていたいただきたいと思えます。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

9番議員、桂悦朗君。

○9番議員（桂悦朗君）9番、桂です。

ページは37ページです。

農林水産業費、これで有害鳥獣捕獲ということで、イノシシの分では58万5,000円減額になっておりますが、本年度、大体どれぐらい捕獲の予定で、どれぐらいとれたのか。

それと、今、大峯山の裾の畑とか、そこが物すごく荒れているんですね。それで、今、庭先まで子どもが出てきているという情報を得ています。そこまで来ているということですから、いや、イノシシ、イノシシがかなりおるんじゃないかな。

最近、うちあたりは、多分箱でないととれないということですので、そういうものをしてもらわないと、何か事故があってからじゃ大変じゃないかなというふうに思っておりますので、ちょっとそこあたり、何頭ぐらい大体とれているのか、それとどういうふうに活動されているのか、そこらあたりちょっとお聞きしたいと思う。

○議長（宮田勝則君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）有害鳥獣のお尋ねでございます。

まず、捕獲実績ということでございます。

まず、予算上の話させていただきますと、180頭で計上いたしております。これは、有害鳥獣の捕獲計画の中に掲載された数字でございますので、これに基づいて予算計上しているところであります。

捕獲実績につきましては、平成23年ぐらいまでは、毎年10頭前後ということになっておりました。平成24年度から国の事業等が強化されまして50頭、平成25年度では83頭、平成26年度97頭、平成27年度147頭、平成28年度が43頭、これは震災の関係でございます。平成29年度につきましても130頭ということで、まずまずの成果じゃないかなというふうに思っております。

大峯の件ですが、大峯山につきましては、銃猟禁止区域になっておることと、とめ刺しが銃を使ってすることができないということと、必然的にわなが箱わなに限定されてしまうということとでございます。

これについては、昨年あたりからちょっと話が多くなってきておりますの

で、県とも協議いたしましたところ、県としては、銃猟禁止区域の銃猟の許可は村に権限があるということでございます。ただ、やみくもに認めてしまいますと、銃猟禁止区域の意味もございませんので、例えば冬の間の短期間とか、そういったことでできんだろうかということで、今、猟友会と協議をしておるところでございます。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）9番、桂君。

○9番議員（桂 悦朗君）今、一生懸命、何とか工夫をしてとろうというところでもありますので、住民もイノシシが出てきたときに対応ができないものですから、それと庭先まで来ているということで大変心配されておるんですね。子どもたちがおれば大けがする、まあ大けがで済めばいいんですが、そういうこともございますので、そこらあたりは考えて、今後、やってもらいたいなど。

それと、心配するのは、今、大峯の裾野の畑がかなり荒れている。こういうところにあるから、そういうふうにして鳥獣、イノシシ、シカがなつとも思います。そういうところの指導、荒れているところをやっぱり指導していかないと、今後、もう畑を使わないとか、田は売れないとか言われているのではあれば、そのままほったらかしにされるんですね。そこらあたりをどういうふうにご指導していかれるのか。

それと、今、枯れていますので、火が入ったら大変だなという、そういうところも心配しているところ、そこらあたり、ちょっとお聞きしたい。

○議長（宮田勝則君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）指導体制についてでございます。

先ほど申し上げました実績の中で、平成25年ぐらいから補助事業に取り組んでおるということでお答えさせていただいたところでございますが、平成25年、6年、7年と、電気牧柵の設置等を各地区で行っているところであります。

この設置をしたところについては、研修会の参加、それから先進地研修ということでこれまでやってきたところです。ただ、平成28年以降が、震災の関連で若干そこに手が回っておりません。

猟友会の駆除隊のほうからも、ぜひそういう残渣処分ですとか、それから餌づけをしないとか、そういったことの啓発をやってほしいというのは以前からあっておまして、産業課経済係の中でも各部会とか、そういった人が集まる場でそういった啓発を必ずするということとしておまして、最近では農協のほうからも、JAの部会の際に、こちらから言わなくても、農協の担当者がそういったことを言うてくれるというふうになってきておりますので、やはり啓発は数というふうには思っておりますので、これからも引き続きやっていきたい。

ただ、どうしても部会等に所属されていない人もいらっしゃる。実は、

けさ、駆除隊の隊長がお見えになりまして、やはりその辺のことをおっしゃっていらっしやいました。

我々としても、やっぱり集落の中に入っていかなとかなかなと、実際には、部会とかばっかりに頼らんで、機会を捉えながら、集落の会合に入ったときには、そういった話までさせていただくというようなことで進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（宮田勝則君） よございますか。

ほかに質疑ございませんか。

4番議員、中西義信君。

○4番議員（中西義信君） 4番、中西です。

ページ29の福祉タクシーの減額の件というに関連といえば関連なんでしょうけれども、30ページの後期高齢者のあんま・はり・きゅうの10万円の減額とあります。

言いたいのは、高齢化に進んでいるというのは事実なわけですし、本来なら福祉タクシーの利用等ももっとももっとふえていいんじゃないかと思っています。それが減額になっているということ自体は、浸透しているのかどうかというのが一つと、もう一つ、あんま・はり・きゅう関係は、もともと幾らかもわかりませんが、これも10万円減額されておりますけれども、特に仮設とかに住まれている方々で、体調不良等、多々出てくるときに活用していただくために特に利用していただけるのがいいのかなと思っていますけれども、そこらあたりが減額となっておりますから、現状というか、どういうふうに何か認識されているか、ちょっと伺いたい。

○議長（宮田勝則君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（塚元利文君） 福祉タクシーの件についてお答えいたします。

福祉タクシーについては、当初予算で500万円ということで組みせていただいております。毎年、大体300・400万円弱の請求という形になってきているような状況でございます。

申請されている方は、一応374名が申請されておりますけれども、実質的に使われている方はそこまではっていないと思います。

それとあと、申請はしたけれども、使用しないとかなという方もおられるんじゃないかと思っています。

現状については、そういった状況でございます。

○議長（宮田勝則君） 4番、中西君。

○4番議員（中西義信君） タクシーの件ですけれども、やはり年とともに、毎年、人口的にはふえるのが普通かなと思っています、高齢化が進んでいるわけですから。そこら辺で、本当に理解されている方が少ない、浸透しているのかというのをちょっと思って質問しています。年とともに、免許証を返納される方もふえるわけですから、そういったところで理解されている方が、

本当に年配の方で、ちゃんと通じているかというのを心配しています。

○議長（宮田勝則君）住民福祉課長。

○住民福祉課長（塚元利文君）その点につきましては、民生委員さんたちの訪問等のごときとかにも一応お願いするような形で、あと広報紙等でも一応宣伝していきたいとは思っています。

○議長（宮田勝則君）もう一点、保健衛生課長。

○保健衛生課長（藤吉昌也君）ご質問にお答えいたします。

はり・きゅうの施術費の補助金につきましては、行かれた分の1回1,000円の助成という形でございます。ただ、これを使えるところが、益城町と大津町のはり・きゅう院さんと契約という形で、その他にはちょっと使えませんもんですから、大津町の鳥子川の、ちょっと名前忘れちゃいましたが、あそこが一番多いというふうに今現状では思っております。

ただ、一応、整骨院につきましては保険適用になりますもんですから、いろんな部分で何とか整骨院とか、何とかによく行かれています、その分は保険のほうでされていますので、その兼ね合いもあると思います。以上です。

○議長（宮田勝則君）中西君、よございますか。

○4番議員（中西義信君）大丈夫です、すみません、失礼いたしました。

うちの近所も3軒ほどあつたりするものですから、もうちょっと活用があつていいのかなと、減額というと本当に浸透しているのかなと思って、どうもすみませんでした。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第18号、平成29年度西原村一般会計補正予算（第9号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第18号は原案どおり可決されました。

暫時休憩します。

（午前11時33分）

（午後1時00分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第2、議案第19号、平成29年度西原村国民健康保険特別会計補正予算

(第2号)についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

(保健衛生課長 藤吉昌也君 登壇 説明)

○保健衛生課長(藤吉昌也君)議案第19号についてご説明いたします。

議案第19号、平成29年度西原村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)。

平成29年度西原村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,448万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億1,832万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

ここからは、主な内容につきましてご説明させていただきたいと思えます。

6ページをお願いしたいと思います。

6ページの歳入予算についてご説明いたします。

款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税849万1,000円の減額補正、目2退職被保険者国民健康保険税59万円の減額補正であります。これは、熊本地震にかかわる保険税の減免等によります減額補正でございます。

款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1療養給付費負担金1,081万2,000円の減額補正であります。これにつきましては、負担金の変更申請を行っております。交付見込み額による減額補正でございます。

すみません、7ページをお願いいたします。

款3国庫支出金、項2国庫補助金、目1財政調整交付金3,443万1,000円の増額補正でございます。調整交付金につきましても、補助金申請の変更申請を行っております。それに伴います増額補正でございます。

真ん中ぐらいになりますが、款7、共同事業交付金、項1共同事業交付金、目1高額医療費共同事業交付金、目2保険財政共同安定化事業交付金、2つ合計で5,621万円の増額補正をさせていただいております。これにつきましては、国保連合会から交付金額が示されておりますので、それに伴います増額補正でございます。

次に、歳出の主なものについてご説明をさせていただきます。

9ページをお願いいたします。

款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費5,000万円の増額補正、目2退職被保険者療養給付費300万円の減額補正であります。これにつきましては、今、支払いの実績及び今後支払う見込みの金額で補正をさせていただいております。

続きまして、10ページをお願いいたします。

款2 保険給付費、項2 高額療養費、目1 一般被保険者高額療養費1,600万円の減額補正です。これにつきましても、3月までの支払い見込みで減額補正をさせていただいております。今回、減額が多いのは、9月までの療養免除がありまして、本来なら高額出す分を、高額じゃなくて保険者の給付費のほうでお出ししていますものですから、1,600万円という減額補正ということでございます。

続きまして、11ページをお願いいたします。

款7 共同事業拠出金、項1 共同事業拠出金、目1 高額医療費共同事業拠出金、目2 保険財政共同安定化事業拠出金、合計で809万円の減額補正をさせていただいております。これにつきましても、国保連合会のほうから事業費の拠出金ということで示されます。それに伴います減額補正でございます。

12ページをお願いいたします。

款11 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金、目3 償還金1,306万円の増額補正でございます。これにつきましては、平成28年度療養給付費等の負担金の精算に伴います返還金でございます。

あとは、予備費に4,500万6,000円の増額補正をさせていただいております。以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第19号、平成29年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第19号は原案どおり可決されました。

日程第3、議案第20号、平成29年度西原村介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

（保健衛生課長 藤吉昌也君 登壇 説明）

○保健衛生課長（藤吉昌也君）議案第20号についてご説明いたします。

議案第20号、平成29年度西原村介護保険特別会計補正予算（第3号）。

平成29年度西原村介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めると



ころによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,942万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億9,945万5,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

ここからは、主な内容につきましてご説明させていただきます。

6ページをお願いしたいと思います。

歳入でございます。

款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料2,197万3,000円の減額補正でございます。これにつきましては、熊本地震による減免等によります減額補正でございます。

款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金2,967万2,000円、同じく国庫支出金の項2国庫補助金、目1調整交付金3,793万7,000円の増額補正、款4支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金2,964万円、7ページの款5県支出金、項1県負担金、目1介護給付費県負担金1,518万6,000円の増額補正であります。これにつきましては、県の補助金交付または補助金変更申請に伴います交付額の確定によります増額補正でございます。

款6繰入金、項1一般会計繰入金、目1介護給付費繰入金926万7,000円の増額補正であります。これにつきましては、村の負担分の増額補正をさせていただいております。

次に、歳出の主な部分につきましてご説明をさせていただきたいと思えます。

8ページをお願いいたします。

真ん中ぐらい、ちょっと下ですが、款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目1介護サービス等諸費8,217万9,000円の増額補正でございます。これにつきましては、支払い実績及びこれから払う分も見込みましての増額補正でございます。

9ページをお願いいたします。

款2保険給付費、項3高額介護サービス等費、目1高額介護サービス等費560万円の減額補正でございます。これにつきましては、先ほどの国保と一緒にございますが、4月から9月までの減免に伴います減額でございます。この分の給付費につきましては、介護サービス諸費のほうで支払いをしております。

あとは、予備費のほうに2,434万5,000円の増額補正をさせていただいております。

以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

1 番議員、堀田直孝君。

○1 番議員（堀田直孝君）1 番、堀田です。

先ほど、一般会計でも質問しましたけれども、6 ページですけれども、第 1 号被保険者の保険料の、この過年度分ですけれども、68万4,000円伸びたということであれば、やはり努力をされたのかなと思います。

その中で、昨年度、私も質問しましたが、時効の中断を全然されていなかったということで、こういうときは税務課と重なっておけば、それに対する交付要求とか、そういうことをして時効の中断ができるということをしたと思いますが、先ほどと一緒の質問です。

この伸びた要因はどういうところかということと、今年においては、時効というのがどれだけあるのか、ないのか、時効を迎える保険料ですね、あるのか、ないのかというところを質問します。

○議長（宮田勝則君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（藤吉昌也君）一応、19名の方については、完納という形で今しております。いろんな部分で催告状あたりを出しまして、窓口のほうで介護保険の制度並びにいろんな納付のお願い、もしくは誓約書等を書いていたでいる次第でございます。

時効につきましては、3月までには、最終的に今やっけていまして、すみません、ちょっと私もそこまでは把握しておりませんが、今、いろんな努力のほうはやっています。税務のほうともいろんな話をしていますが、税務担当者もなかなか新任ということで、そのあたりの連携を今後密にさせていただきたいと思いますが、本当に税務課の力というのが必要になってきている状況でございますので、今後もいろんな形で協力をさせていただきたいと思ひます。

○議長（宮田勝則君）1 番、堀田君。

○1 番議員（堀田直孝君）災害復旧のさなか、非常に忙しい中ではありますが、やはり時効を迎えるということは不名誉なことでございますので、できるだけ、状況はわからないということですが、時効を迎えないように努力をお願いします。以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第20号、平成29年度西原村介護保険特別会計補正予算（第3号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第20号は原案どおり可決されました。

日程第4、議案第21号、平成29年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

（保健衛生課長 藤吉昌也君 登壇 説明）

○保健衛生課長（藤吉昌也君）議案第21号についてご説明いたします。

議案第21号、平成29年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）。

平成29年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,284万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,067万3,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

ここからは、主な内容につきましてご説明をさせていただきたいと思いません。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款1 後期高齢者医療保険料、項1 後期高齢者医療保険料、目1 特別徴収保険料1,467万1,000円の減額補正でございます。これは、熊本地震にかかわる減免等によります減額補正でございます。

目2 普通徴収保険料218万9,000円の増額補正でございます。これにつきましては、減免等により、年金からの引き落としの方がとまります。その年の2月には保険料があるかないかで変わってきますので、そういうことで、減免等で年金から引かれない方が普通徴収という形で回っておりますので、その方についての増額補正でございます。

款5 諸収入、項2 償還金及び還付加算金、目1 保険料還付金52万2,000円の増額補正でございます。これにつきましては、平成28年度後期高齢者医療保険等負担金の精算でございます。後期高齢者広域連合のほうから精算という形で入ってきております。

続きまして、7ページの歳出をお願いいたします。

款 2 後期高齢者医療広域連合納付金、項 1 後期高齢者医療広域連合納付金、目 1 後期高齢者医療広域連合納付金1,302万1,000円の減額補正でございます。これにつきましては、後期高齢者医療広域連合のほうから負担金額を示してきます。負担金額の確定に伴います減額補正でございます。

あとは、予算費に17万6,000円の増額補正をさせていただいております。

以上でございます。ご審議方よろしく願います。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第21号、平成29年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第21号は原案どおり可決されました。

日程第5、議案第22号、平成29年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

内容の説明を建設課長に求めます。

（建設課長 吉田光範君 登壇 説明）

○建設課長（吉田光範君）議案第22号につきましてご説明いたします。

議案第22号、平成29年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）。

平成29年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ77万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億353万2,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成30年3月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容につきましてご説明申し上げます。

4ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正。

起債の目的、地方公営企業災害復旧事業債（西原村中央簡易水道事業熊本地震災害復旧工事）。補正前、限度額2,700万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。補正後、限度額1,310万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

7ページをお願いいたします。

歳入予算でございます。

款1水道事業収益、項1営業収益、目1給水収益、節1水道使用料300万円の増額補正。2月末までの実績に基づき増額するものでございます。

同じく、目2その他営業収益、節2工事申込金111万8,000円の増額補正。これにつきましても、実績に基づき増額するものでございます。

款5繰入金、項1繰入金、目1基金繰入金、節1基金繰入金1,001万5,000円の増額補正でございます。

款6村債、項1村債、目1災害復旧事業債、節1地方公営企業災害復旧事業債1,390万円の減額補正です。災害復旧事業債変更に伴い、起債借入額の変動による減額でございます。

8ページをお願いいたします。

歳出予算でございます。

款1水道事業費、項1営業費用、目1業務費、節13委託料300万円の減額補正。これにつきましては、震災復旧が完了した後の委託業務を計上しておりましたが、一部復旧が終了しなかったため減額するものでございます。節15工事請負費500万円の減額補正。これにつきましては、県道堂園小森線道路改良に伴い水道管の埋設を予定しておりましたが、道路改良工事の着手がなかったため減額するものでございます。

目2災害復旧費、節15工事請負費800万円の減額補正。これにつきましては、下布田地区の集落再生事業に伴う水道管復旧工事で、事業着手ができなかったために減額するものでございます。

項2営業外費用、目2消費税相当額、節45消費税相当額356万5,000円の減額補正。

項3予備費、目1予備費2,057万1,000円の増額補正をしております。

以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

1番議員、堀田直孝君。

○1番議員（堀田直孝君）7ページなんですけれども、1番の給水収益の中に水道使用料過年度分が31万8,000円計上されている。当初予算では、ここは1,000円しか組んでいないんです。ということは、過年度分がなかったのに、

補正で過年度分が発生しているというのがどうもつじつまがわからないのですけれども、そこの説明をお願いします。

○議長（宮田勝則君）建設課長。

○建設課長（吉田光範君）ご説明いたします。

当初予算を組む場合に、12月末ぐらいで予算化をするわけでございます。最終的に、滞納分につきましては、12月末現在ではまだ把握し切れない部分がありまして、収納が、多分ご存じのとおり、5月いっぱいまでが前年度の収納ができるということで理解しておりますので、その部分で予算だけの1,000円の計上をさせていただいておって、最終的には補正で対応するというところでやっているということでございます。以上です。

○議長（宮田勝則君）1番、堀田君。

○1番議員（堀田直孝君）水道は、以前から100%収納ということで、すごい実績を上げておったわけですがけれども、この31万8,000円、過年度分ということですがけれども、これを入れることによって100%収納があったということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（宮田勝則君）建設課長。

○建設課長（吉田光範君）31万8,000円を入れれば100%でございます。今現在、31万1,000円でございます。約7,000円ぐらいがまだ未払い、未収益の部分がございます。その辺は、うちのほうとしましても、なるだけ早目に入れたいとは思っておりますが、担当者等と一生懸命頑張って個人さんに当たって収益を、その分、滞納がないようにしたいと思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

9番議員、桂悦朗君。

○9番議員（桂悦朗君）9番、桂です。

収入で、基金繰入金1,001万5,000円。これ、歳出を見ますと、予備費が2,057万1,000円。基金を繰り入れて予備費に回す、ちょっとその説明、お願いしたい。

○議長（宮田勝則君）建設課長。

○建設課長（吉田光範君）基金を取り崩しまして予備費に、予算の中では、まだ项目的にはこれだけしか補正の中では出ていませんのでわかりませんが、実際は予備費に2,000万円、何で入れるのかというご質問だと思います。

それにつきましては、平成28年度の繰り越しに伴いまして財源が不足しております。そのために、一応予備費に2,000万円を確保したいということで、させていただいておるところです。以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

6番議員、上野正博君。

○6番議員（上野正博君）6番議員、上野です。

補正とは直接関係はありませんが、関連ということで質問させていただきます。

布田区では、今、道路沿い、県道沿いに秋田原から本管をずっと引いておりますけれど、この後、集落内のほうに支線を埋設するかと思います。これは、震災した集落再生への小規模住宅がもうそろそろ始まるかと思いますが、それと同時にこの水道工事も進めていくのか、それとも小規模住宅集落再生事業が終わってから、その後、水道工事ということになるのか。その場合には、どうしても道路をかき上げて、一番高いところで1 m80cmぐらいのかき上げがあります。そうしたら今まであった水道をどうするのか。新たに側溝と水道の配管を進めていくのか、建設課長、お願いします。

○議長（宮田勝則君）建設課長。

○建設課長（吉田光範君）ただいま、上野議員のご質問でございますが、水道のほうとしましては、災害復旧で下布田の被災の管路につきましては、部分的に災害復旧の査定を受けまして、国庫の補助をいただいております。これも、普通の一般の災害復旧で3年間で仕上げるということですので、来年、30年度までが期限になっておるわけでございますが、集落再生の絡みもありまして、道路がかなり上がるということで、うちのほうも発注を見送ったわけでございます。

今後は、復興推進課とともに、一応事業の進みぐあい、それを見ながら、うちのほうで災害復旧をするのか、復興のほうですするのか、ちょっとその辺はお互いにすり合わせをしながら調整をさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第22号、平成29年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第22号は原案どおり可決されました。

日程第6、議案第23号、平成29年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

内容の説明を建設課長に求めます。

（建設課長 吉田光範君 登壇 説明）

○建設課長（吉田光範君）議案第23号につきましてご説明いたします。

議案第23号、平成29年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第2号）。  
西原村。

あけていただきまして、1ページをお願いいたします。

平成29年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第2号）。

第1条、平成29年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、平成29年度西原村工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予算額を次のとおり補正する。

左から、科目、既決予算額、補正予算額、計の順で説明いたします。

まず、収入でございます。

第1款水道事業収益、1,598万円、28万3,000円、1,626万3,000円。

第1項営業収益、913万6,000円、50万円、963万6,000円。

第2項営業外収益、684万3,000円、21万7,000円の減額、662万6,000円。

第3項特別利益、1,000円、0円、1,000円。

支出。

第1款水道事業費用、1,598万円、28万3,000円、1,626万3,000円。

第1項営業費用、1,142万3,000円、10万5,000円、1,152万8,000円。

第4項予備費、410万6,000円、17万8,000円、428万4,000円。

平成30年3月8日提出、西原村工業用水道事業管理者、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容につきましてご説明いたします。

2ページをお願いいたします。

平成29年度工業用水道事業会計補正予算（第2号）説明書。

収益的収入及び支出。

まず、収入につきまして、款1水道事業収益、項1営業収益、目1給水収益、節1料金収入、水道使用料を50万円の増額補正。これは、工業団地内企業使用水量の増によるものです。

項2営業外収益、目3長期前受金戻入、節1長期前受金戻入32万6,000円の減額補正でございます。

3ページをお願いいたします。

支出でございます。

款1水道事業費用、項1営業費用、目1原水及び浄水費、節2動力費10万円の増額補正。

項4予備費、目1予備費、節1予備費に17万8,000円の増額補正を行っております。

以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入りま



す。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第23号、平成29年度西原村工業用水道事業会計補正予算(第2号)について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、議案第23号は原案どおり可決されました。

以上で本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 異議なしと認め、次の会議は明日15日午前10時より行います。

本日はこれをもって散会します。

午後 1時48分 散 会



第 4 号 ( 3 月 1 5 日 )

## 平成30年第1回西原村議会定例会会議録

平成30年3月15日、平成30年第1回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

平成30年3月15日（木曜日） 議事日程第4号

- 日程第 1 議案第24号 平成30年度西原村一般会計予算について
- 日程第 2 議案第25号 平成30年度西原村国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 3 議案第26号 平成30年度西原村介護保険特別会計予算について
- 日程第 4 議案第27号 平成30年度西原村後期高齢者医療特別会計予算について

1、応招議員 (10名)

1 番	堀 田 直 孝 君
2 番	村 上 高 志 君
3 番	坂 本 隆 文 君
4 番	中 西 義 信 君
5 番	西 口 義 充 君
6 番	上 野 正 博 君
7 番	山 下 一 義 君
8 番	林 田 直 行 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	宮 田 勝 則 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	堀 田 直 孝 君
2 番	村 上 高 志 君
3 番	坂 本 隆 文 君
4 番	中 西 義 信 君
5 番	西 口 義 充 君
6 番	上 野 正 博 君
7 番	山 下 一 義 君
8 番	林 田 直 行 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	宮 田 勝 則 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	坂 園 まゆみ 君
議会事務局書記	松 永 誠 司 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	日置和彦君
副村長	内田安弘君
教育長	竹下良一君
総務課長	西山春作君
企画商工課長	須藤博君
教育課長	米口三喜男君
会計管理者	中村義光君
税務課長	佐藤光弘君
産業課長	南利孝文君
土木建築係長	久野太君
震災復興推進課長	高本孝嗣君
住民福祉課長	塚元利文君
保健衛生課長	藤吉昌也君
保育園長	前川ちずる君

○議長（宮田勝則君）おはようございます。

本日は全員出席であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第4号のとおり行います。

日程第1、議案第24号、平成30年度西原村一般会計予算についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 西山春作君 登壇 説明）

○総務課長（西山春作君）それでは、議案第24号についてご説明いたします。

議案第24号、平成30年度西原村一般会計予算。

1枚あけていただきまして、平成30年度西原村の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ45億3,538万8,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

地方債。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

一時借入金。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50億円と定める。

歳出予算の流用。

第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成30年3月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

あけていただきまして、7ページをお願いいたします。



第2表、債務負担行為でございます。

上の項目の事項、期間、限度額の順で読み上げます。

総務課輪転機リース料。平成30年度から平成34年度まで。226万円。

役場庁舎自動体外式除細動器（AED）レンタル料。平成30年度から平成34年度まで。36万円。

総合行政庁内バックアップシステムリプレースリース料。平成30年度から平成35年度まで。1,461万1,000円。

戸籍総合システム機器リプレースリース料。平成30年度から平成35年度まで。1,328万円。

住基ネットワーク機器リプレースリース料。平成30年度から平成35年度まで。813万8,000円。

庁内システム管理サーバ・FWリプレースリース料。平成30年度から平成35年度まで。2,023万8,000円。

職員PCリプレースリース料。平成30年度から平成35年度まで。2,258万7,000円。

電算室空調リプレースリース料。平成30年度から平成35年度まで。155万3,000円。

学童クラブ自動体外式除細動器（AED）レンタル料。平成30年度から平成34年度まで。134万2,000円。

地籍調査事務支援システムリース料。平成30年度から平成34年度まで。170万1,000円。

8ページをお願いいたします。

山西小学校校務支援システムリース料。平成30年度から平成34年度まで。247万5,000円。

河原小学校校務支援システムリース料。平成30年度から平成34年度まで。247万5,000円。

西原中学校校務支援システムリース料。平成30年度から平成34年度まで。247万5,000円。

震災復興推進課庁車リース料（2台）。平成30年度から平成34年度まで。255万5,000円。

震災復興推進課土木CADシステムリース料。平成30年度から平成34年度まで。149万円。以上でございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。

第3表、地方債でございます。

起債の目的、1、臨時財政対策債、2、公共事業等債（道路新設改良事業）、3、公共事業等債（災害関連緊急傾斜崩壊対策事業・県事業）、4、緊急防災・減債事業債（J-ALERT受信機更新事業）、5、緊急防災・減債事業債（小型動力ポンプ付積載車購入事業）、6、公共土木施設災害復

旧事業債（道路橋りょう災害復旧事業・過補災）、7、農林水産業施設災害復旧事業債（農地等災害復旧事業・過単災）、8、厚生労働施設災害復旧事業債（社会福祉施設災害復旧事業）。

限度額、1億800万円、960万円、2,610万円、240万円、1,860万円、770万円、1,290万円、90万円、8件で1億8,620万円でございます。

起債の方法、利率、それから償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、歳入歳出の主なものについてご説明をいたします。

初めに、歳入からご説明いたします。

12ページをお願いいたします。

12ページ上段のほうから、款1村税、項1村民税、目1個人1億6,191万6,000円、目2法人5,875万6,000円、村民税合計で2億2,067万2,000円、前年度比較で3,719万3,000円の増となっております。

その下になりますが、項2固定資産税、目1固定資産税4億53万6,000円、前年度対比1,882万3,000円の増額でございます。

続きまして、14ページをお願いいたします。

中ほどになりますけれども、款6地方消費税交付金、項1地方消費税交付金、目1地方消費税交付金1億2,000万円でございます。前年度対比で1,000万円の増額となっております。

15ページをお願いいたします。

一番上になりますけれども、款10地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税19億9,800万円、前年度対比5,900万円の増でございます。普通交付税15億3,000万円及び特別交付税4億6,800万円でございます。

続きまして、16ページをお願いいたします。

16ページの下段、下のほうになりますけれども、款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金2億1,942万1,000円、障害者福祉費国庫負担金及び児童手当国庫負担金などとなっております。

17ページをお願いいたします。

中ほどの上になりますけれども、目3災害復旧費国庫負担金9,322万4,000円、公共土木施設災害復旧費負担金でございます。

18ページをお願いいたします。

下のほうになりますけれども、款15県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金1億3,899万1,000円、保険基盤安定県負担金、障害者福祉費県負担金などでございます。

続きまして、21ページをお願いいたします。

中ほどの上のほうになりますけれども、項2県補助金、目5総務費県補助金3億1,302万8,000円、熊本地震復興基金交付金などでございます。

24ページをお願いいたします。

24ページの中段になりますけれども、款18繰入金、項1繰入金、目1基金繰入金2億3,410万円、前年度対比で1億9,590万円の減額となっております。財政調整基金繰入金1億2,000万円などとなっております。

続きまして、26ページをお願いいたします。

下のほうになりますけれども、款21村債、項1村債、目1臨時財政対策債1億800万円でございます。

次のページで、一番下の村債の計で1億8,620万円で、前年度対比、比較で20億4,180万円の減額となっております。

次に、歳出でございます。

28ページをお願いいたします。

款1議会費、項1議会費、目1議会費7,099万3,000円でございます。

29ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費2億9,532万円で、前年度対比較で6,562万9,000円の増でございます。

続きまして、40ページをお願いいたします。

40ページで、目15震災対策費1億9,096万9,000円、地方自治法による災害派遣職員給与等の負担金などの予算を計上しております。

続きまして、50ページをお願いいたします。

50ページの下のほうになりますけれども、款3民生費、項1社会福祉費、目4障害者福祉費2億1,102万9,000円でございます。前年度対比で1,436万8,000円の増となっております。

続きまして、53ページをお願いいたします。

上のほうになりますけれども、目7介護保険推進費1億1,373万6,000円、前年度対比1,518万3,000円の増でございます。

その下になりますけれども、目8後期高齢者医療費1億2,287万3,000円、前年度対比1,092万7,000円の増でございます。

続きまして、54ページをお願いいたします。

中ほどになりますけれども、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費1億4,825万3,000円、前年度比較で2,274万6,000円の増でございます。

次のページをお願いいたします。

目2児童措置費2億2,606万3,000円、前年度対比して412万9,000円の減額となっております。

次に、60ページをお願いいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費1億640万4,000円でございます。前年度比較1,238万8,000円の減でございます。

続きまして、62ページをお願いいたします。

目3環境衛生費1億5,962万1,000円、前年度比較1,609万3,000円の減額となっております。

続きまして、76ページをお願いいたします。

中ほどになりますけれども、款7土木費、項2道路橋梁費、目4がけ崩れ対策費2億333万円、被災宅地復旧支援事業交付金でございます。

次のページをお願いいたします。

款8消防費、項1消防費、目1非常備消防費1億6,820万2,000円、前年度比較で1,553万7,000円の増となっております。

続きまして、100ページをお願いいたします。

中ほどになりますけれども、款10災害復旧費、項2公共土木施設災害復旧費、目1道路橋りょう災害復旧費1億1,300万2,000円、道路橋りょう災害復旧事業に関するものでございます。

次のページをお願いいたします。

項3文教施設災害復旧費、目2社会体育施設災害復旧費9,015万2,000円、村民グラウンド災害復旧工事請負費でございます。

中ほどになりますけれども、款11公債費、項1公債費、目1元金7億9,469万5,000円、前年度比較2億3,481万2,000円の増となっております。

主なものは以上となっております。

103ページからは給与費明細書でございます。特別職、一般職の給与等を計上しております。

110ページにつきましては、地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。一番下の合計のところ、平成28年度末現在高で42億6,417万円、次の平成29年度末現在高見込額で96億7,930万8,000円、それから一番右の平成30年度末現在高見込額で90億7,081万3,000円となっております。

次のページからは債務負担行為の調書となっております。

以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

4番議員、中西義信君。

○4番議員（中西義信君）4番、中西です。

歳入の14ページ、ちょっと比較といいますか、14ページの一番下に地方特例交付金とあります。住宅ローン減税が昨年と同額になっておりますけれども、その前のページの固定資産税を見ますと、家屋分は去年よりか増額になっております。増額になっているということは住宅がふえているのかなと思うわけで、住宅がふえるということは震災関係で新しく家を建てる方がふえてくるのかなと理解しています。

そうなった場合、住宅ローンの減税の特例交付金等あたりも、本当は家屋の戸数がふえれば増額になるのかなと思ったんですけれども、同額だから、そのずれは何なのかなと。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（西山春作君）中西議員がおっしゃいますとおり、地方特例交付金につきましては、住宅ローン減税等も考慮しながら、特例交付金という形で交付されるものでございますけれども、結果として、うちのほうに特例交付金ということで来るということで、国等から交付されるというものでございます。

この分について、即、固定資産税が反映されるかというのは、今のところ不明ということでございますので、地方特例交付金につきましては、過去の決算とかことしの予算、地財法の伸び等を考慮しながら推計という形で計算しておりますので、この年度につきましては同額を計上させていただいているということでございます。以上です。

○議長（宮田勝則君）よございますか。

ほかに質疑ございませんか。（「歳入からいくんですか、全部でいくんですか」の声）歳入、歳出、それぞれ連携していますので、まとめて結構です。質疑ございませんか。

2番議員、村上高志君。

○2番議員（村上高志君）2番、村上です。

ページ数が75ページです。

道路維持費、報償費623万円についてちょっとお尋ねします。

これは、道路品評会の報奨だと思いたしますが、まだ私が2回目の議会ですの  
で、前年度もこの金額だったと思いたしますが、何年前からこの金額で計上されて  
おりますでしょうか。すみません、課長代理ですけれども、よろしくお願  
いします。

○議長（宮田勝則君）建設課長代理、久野土木建築係長。

○土木建築係長（久野 太君）報償費についてお答えいたします。

平成30年度予算総額の623万円、この金額は平成28年度から増減がござい  
ません。

○議長（宮田勝則君）2番、村上君。

○2番議員（村上高志君）村道手入れに対する需用費や各中山間地の消耗品等  
もふえておりますし、時代の流れによって手入れの仕方も変わっております  
ので、今年度はこの金額で構いませんが、来年度ぐらいからは少し上げても  
らえないだろうかと思いたしますが、村長、よろしくお願ひします。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）道路清掃は、それぞれの地域を、自分たちの地域は自分  
たちで美しくするという郷土愛というか、美化作業でございしますので、それ  
ぞれの集落がそういった形でやっていただいております。

報償費だけの問題だけじゃなくして、そういった形でやっていただいておりますが、上げる上げないは、ことしはこの予算で通していただきますけれ

ども、来年度あたりはいろんな角度から検討して、このままいくのか上げるのか検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（宮田勝則君）よございますか。

ほかに質疑ございませんか。

5番議員、西口義充君。

○5番議員（西口義充君）西口です。

39ページ、地域づくり推進費、500万円ほど毎年見てありますけれども、この中で、今回、内容の見直し等があったということで、食料費に関しては認めないようなお話を聞いておりますけれども、やはり、地域のコミュニティーをとる場合においては、どうしても作業の後の飲食等がございまして、皆さん、これが認められないば大変ねというようなことで、そのお金どうしようかというふうなことで、減額されるのか、されないのか、それが各地域ではお話が出ておりますので、この扱い方ですね、内容的には食料費を認めないというふうなことでございますけれども、何か、皆、今、知恵を出しておられますけれども、なかなか出てこないというふうなことで、食料費が認められないなら、もう事業の中でほとんどが、3分の2ぐらいは食料費になっていると思いますけれども、行政としては、そこら辺で減額するのかどうするのか、ちょっとお話をいただくなればと思っております。

○議長（宮田勝則君）企画商工課長。

○企画商工課長（須藤 博君）お答えいたします。

ご指摘の地域づくりの来年度の補助金につきましては、平成15年度からこの地域づくりの補助金というのを創設いたしまして、来年度でもう16年目を迎えるということになっております。この間も、この補助金の趣旨としては、地域の皆さんが考え、実施される地域づくり活動ということで取り組んでいただいているというところがございます。ただ、近年の実績を見ますと、単なる備品を購入されるとか公民館の維持管理のほうに、そのまま業者に委託されて使われるということで、本来の地域の皆さんで考えて使われるかという部分に結びついているのかというところもございましたので、平成30年度、見直しをさせていただいたところがございます。

ご質問の飲食につきましては、現在、今の中では全額対象外ということではなくて、いきなりハードルを上げるとなかなか、この間、事業をやってきていらっしゃると思いますので難しくなるということも考慮させていただきまして、平成30年度につきましては、飲食費は一応半分まではこの経費として見させていただきますというふうに考えております。

一応、先般の2月初めの区長会議の中で、来年度見直しということで区長様方にちょっとご説明はさせていただいておりますので、この補助金の有効的な活用という部分もご理解いただきながら、推進に取り組んでいただければと思っております。以上でございます。

- 議長（宮田勝則君）西口君。
- 5番議員（西口義充君）食料費の半分を見ていただくというようなことで、やはり領収書をそろえとかんと、それは認められないというふうなことになると思いますけれども、地域においては、お祭りするにもいろんなレクリエーションするにも、やはり飲み物はつきものでございます。やはり極端に、半額とまでいかななくても、だんだんに下げていってもいいんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。
- 議長（宮田勝則君）企画商工課長。
- 企画商工課長（須藤 博君）ご指摘のところは重々わかっております。これから、予算をご承認いただければ、補助金の交付要綱をまた新規につくっていくという形になってまいります。単発での飲食費が全て半分かということではなくて、いわゆるイベント等の行事の趣旨的なものを勘案しながら、全体の事業の中で必要ということで個々に判断させていただきながら、その辺は、運用は弾力的にやればというところは考えております。以上でございます。
- 議長（宮田勝則君）よございますか。
- ほかに質疑ございませんか。
- 7番議員、山下一義君。
- 7番議員（山下一義君）7番議員、山下です。
- ページ数は100ページの款10、項1、農地等災害復旧工事についてお尋ねをいたします。
- 現在、大切畑堤から下小森の上井手、下井手の工事が今始まっております。この工期を、すみませんけれども、わかればお願いしたいんですけれども、大体いつ終わるのか。
- 議長（宮田勝則君）関連ですから、わかる範囲で結構です。
- 久野土木建築係長。
- 土木建築係長（久野 太君）お答えします。
- 上井手の工期については、ちょっと正確な日にちは把握しておりません。申しわけありません。
- 議長（宮田勝則君）暫時休憩します。
- （午前10時39分）
- （午前10時39分）
- 議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。
- 村長より答弁があります。
- 村長。
- 村長（日置和彦君）あそこの工事は、何回も不調不落ということで着工がおくれております。

ただ、ことしの田植えには間に合うようにという形で進めておりますけれども、それぞれが、業者の方も仕事が、手持ちが多いということで、一応、県のほうが発注しておりますので、私どものほうでは詳細までは把握しておりませんが、できるならば田植えに間に合うごつしてくれという話でありますけれども、多分間に合わないほうが強いんじゃないかなというふうに思っております。

できるだけ早くやっていただきたいという気持ちには変わりありませんけれども、そういった状況の中でございますので、いましばらく待っていただけないかなというふうに思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君）山下君。

○7番議員（山下一義君）ということは、年内にはこの上、下、特に下井手が今問題になっております。なぜならば、この前も言いましたように、防火水利あるいは家庭用排水、農業水というふうに、今、ここ2年間ほど水が流れておりませんので、衛生面にも、蚊が非常に多くて、住民の方々もお話を聞きます。そういうふうな面から、できれば下井手でも早く、一日も早く流してもらおうようお願いをしておきます。以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

6番議員、上野正博君。

○6番議員（上野正博君）6番議員、上野です。

ページ数は33ページ、防犯灯管理業務委託料に関してちょっと質問します。

防犯灯の個数というと、震災前と震災後の個数は同じでしょうか。もし、震災後、個数が減っておるならば、委託料も減になるのが普通かと思えます。その下の工事請負のほうで、防犯灯設置工事14万2,000円と出ておりますが、これは新たに取付けるのか、それとも前あったのを補修するのか、それが1点と、よかですか、もう一点。（「はい」の声）

次は、79ページ。

消防費の備品購入費、本年度、3台の積載車の購入ということで、購入に関して、これは入札で行っているのか、それとも、前は日産自動車だったから今回はトヨタというような順番で決めておるのか。

そして、前の古い積載車に関しては、どのように処分されておるのか。もし、ポンプがまだ使える状態ならば、各地域に保管して、水害なんかで冠水した場合に利用できないかということで、そこの地域に保管するのも一つの手ではないかと思えます。以上です。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（西山春作君）まず、先ほどの消防の積載車ポンプ購入の部分ですが、入札かどうかということでしたけれども、一応、今のところは入札でというふうに考えております。

それから、ポンプについての、地元が必要ならというお話でしたけれども、



積載車については当然、多分廃車という形で、それをちょっとどこかにというのは、その積載車の用途柄、ちょっと考えてはいないところですけども、ポンプにつきましては、地元のほうで何がしかの、そういうことで自分たちで管理しながらしたいということがもしあるなら、それは検討させていただきたいというふうに思っております。

それから、防犯灯の工事ですけども、防犯灯の工事につきましては、地元から区長会議といたしますか、ことし、防犯灯の設置が3カ所ほど出ておりますので、その分を計上させていただいております。

それから、防犯灯の管理業務委託につきましては、今のところは、今年度と来年度につきましても、その箇所等をもう一度見直していただきまして、人件費あたりも若干上がったということもございまして、実際に被災されて、村の管理している分についての委託という考え方で上げさせていただいているということでございます。

その1カ所、1カ所という数といたしますか、全体的に村の管理しているルートをずっと点検あたりもしていくということでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（宮田勝則君）6番、上野君。

○6番議員（上野正博君）新たに3灯ふやすということございまして、委託料は前年と同じというようなことでございます。

防犯灯も、もうそろそろLEDに、一遍には無理かと思いますが、徐々にかえていくべきではないかと思えます。これは、村長、ちょっとお願い、LEDにかえるような。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）確かに、LEDにかえるということは、よろしゅうございますけれども、LED、かなり初期投資が高うございます。今の現状を考えると、いましばらくは今あるのを、球切れしたときはかえていくというような形で進めていって、将来的にはLEDにかえるならばということで、今すぐどうのこうのはちょっと厳しいかなというふうに思っております。以上です。

○6番議員（上野正博君）わかりました。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑はございませんか。

1番議員、堀田直孝君。

○1番議員（堀田直孝君）1番議員、堀田です。

今の上野議員の積載車の処分についてですけども、今現在、公用車関係、あとは役場の事務コンピューター関係ですけども、今、インターネットによる公有財産公売というのがあっています。今、財源不足の中に、各自治体、かなりそういう売却によってまた収入を得るという努力をしております。

本村においては、そういうインターネットを利用したり、公売、独自の公

売でもありますが、そういう公売とか、そういう計画はございませんでしょうか。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（西山春作君）今回の予算で言う積載車の部分につきましては、今のところは考えておりません。全体的なお話ということだと思いますけれども、品物といいますか、それによってはそういうことも検討することもあると思いますけれども、今のところは、こちらのほうでは考えていないところでございます。以上です。

○議長（宮田勝則君）1番、堀田君。

○1番議員（堀田直孝君）私は、昔からよく見ているんですけれども、大体積載車の廃車に近いやつも、落札が20万円から30万円ぐらいで落札されております。考えてみますと、車というのは、日本では赤い色をしている車がにせものになりますから、これ大体海外に輸出向けみたいな感じの業者が落札しております。

やっぱり、業者に下取りしても二束三文。これを1台20万円とか30万円という利益を得るのであれば、この復興の中、お金が必要という中では非常に有効かと思しますので、今後検討していただきたいと思えます。これ、要望です。

続きまして、質問いたします。

7ページ、債務負担行為に自動体外式除細動器、俗に言うAEDが計上してあります。また、31ページ、役場庁舎用と59ページ、児童クラブにレンタル用と記載されております。また、39ページ、青少年の森、57ページには児童福祉と教育委員会、かなりAEDが計上してありますが、村の管理するAEDは全てで何台ございますでしょうか。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

（午前10時51分）

（午前10時52分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

答弁を総務課長に求めます。

総務課長。

○総務課長（西山春作君）今現在、正確な台数が不明でございますので、集計の上、ご報告をさせていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（宮田勝則君）1番議員、堀田君。

○1番議員（堀田直孝君）かなりの数がふえておりますが、AEDが設置してあるということは、万が一のとき、蘇生率が高まり、安心感が出てきます。しかし、いざとなったとき、例えばここで私が倒れたとき、ここにおられる職員の方、ちゅうちょなく何人の方が使えるでしょうか。自信がある方は何

人ぐらいでしょうか。はい、ありがとうございます。

ということで、以前、ここの課長さん方は、多分、十数年前と思いますが、役場に消防署職員を呼んで救急蘇生法の訓練を行ったと思います。そのときに、かなり詳しい訓練でしたので、皆さんが普通救命講習の修了書、カードをいただいておりますね。そういう方は、大体もう研修されておりますが、その後、新規職員がかなりの数が入ってきております。

ということで、今後、そういう訓練が、私の記憶では一度も行われていないと、十数年前1回行った。今後、その研修の計画があるのか、ないのか、ちょっとお伺いいたします。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（西山春作君）今現在で、もう計画があるかどうかと言われると、今のところはないんですけれども、職員の場合は、今、堀田議員のほうがおっしゃいましたとおり、前に職員としての講習というのを受けております。

職員も、消防団としては、消防団の新規訓練あたりで新規職員等は消防署のほうで救急の蘇生法につきまして講習を受けるということにしておりますので、順次、新しい職員もそちらのほうでは、このAEDの取り扱いも含めて救急蘇生法の講習を受けるということでございます。

全体としても、おっしゃるとおり、必要とは感じておりますので、今後、検討させていただきたいと思っております。

○議長（宮田勝則君）1番、堀田君。

○1番議員（堀田直孝君）今回の熊本地震でも、全国によい方面で注目を浴びました。この布田川断層直下の西原村で、倒壊家屋から被災した人を救助し、最小限の被害で終わったのも、やはり十数年前から行っていた発災型対応訓練のたまものだと思います。

やはり、AED、非常によい機械です。でも、このAEDは、心肺停止した人をいつまでほっといてもすぐ機能するかというと、違いますね。あれは、とまって、心臓が信号が徐々に、微妙に動いとるときにかけて効果があるもんであって、それがとまった後は、AEDがあっても何も役に立たないということになりますので、やはりこういうAED、各小学校、保育園、福祉施設にあっても、使えなかったら意味がないと思っております。宝の持ち腐れになります。高額な金額でもございますので、要望として、今後、訓練をぜひ行っていただきたいと思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

2番議員、村上高志君。

○2番議員（村上高志君）2番、村上です。

ページ数は77ページです。

消防の報酬について質問させていただきます。

私が議員になりまして、二度、出初め式に出ました。その中で、約50名以

上が不参加になっております。その不参加の理由と、また今後、そういう人たちにも報酬は出しておられますので、今後、消防のあり方に対しての考え方、どういうふうな条例改正や定数削減とか考えておられるのか、お聞きします。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（西山春作君）まず、定数の話ですけれども、定数につきましては、やはり今、消防団の重要性といたしますか、日ごろ仕事しながら、非常勤という形でこの消防、火災、防災等に対して活動をされております。

これを、定数見直しというのは、当然今はこの人数はどうしてもやっぱり必要だという考え方でございますので、この定数については維持をと私のほうでは考えております。

それから、先ほど、年報酬につきましてはのご質問ですけれども、出初め式で欠席者の方が、欠席した団員もいらっしゃるからということだったと思いますけれども、消防団につきましては年報酬という形で支払いをさせていただいております。団員で年間2万9,000円という金額で、役職によって段階的に上がっていくという形でさせていただいております。

これも、非常勤的なことで、夜とか、火災等がございましたら夜間でも土日でも出動すると、できる方は、それからそういう式典関係も出ていただくことでしておりますので、欠席された団員についても、それだけでということでは、ちょっと今のところ、年報酬の見直しというのは考えていないところでございます。以上です。

○議長（宮田勝則君）2番、村上君。

○2番議員（村上高志君）今、出初め式の欠席者と言われますが、出初め式というのは、年度が始まった時点で、もう日にち的なものは決まっておるかと思えます。

また、去年、河原地区の区長の会議のときに、下あげ地区より要望が上がりまして、機能別消防団というのを導入してもらえるよう協力してもらえませんかという話がありました。

私も、勉強不足ではございますが、機能別消防団といたしますのは、出初め式や操法大会は免除されていて、あとの火災、また災害、行方不明者の捜索等には参加するというような団員の役割でございます。県内の市町村でそれを取り入れているのは、45市町村のうち19市町村が取り入れているというような話でございました。

できれば、そういう、西原村も機能別消防団というのを取り入れて、これからの消防団のあり方に、また消防団員が地元で住んでおり、火事や災害のときに活躍できるような、そういう体制をとってもらいたいと思います。村長、一言お願いします。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）今回も地震が発生し、消防団の役割は大変多うございました。震災から撤収まで、4,444名の消防団員が出動し、震災の瓦れきの撤去とかいろいろなことに活躍をしていただきました。

ただいま申されましたこと、機能別消防団と班の統合、いろんな方向もあるかと思えます。消防団の250増名は確保したいなど。ふだんは、住家の火災等には、そういった余り多くの人数は要りませんが、山林火災とか、あるいは大規模災害とかにはやっぱり消防団の力が必要でございます。

今、消防団に言うとは、今、皆さん方が村を守っていただくけれども、我家も守っていただくけれども、いずれ地区の若い者と交代せにゃないかと、そのときは今の現役の消防団は今の若い者があなたたちを守るよと、だから今は仕方がないと、守っていただきたいというふうなことを言っております。年齢になれば退団しなくてはならない。かわって、新しい団員が入ってきますと、そういった形で消防団はお互いが助け合うと。これは、日本最大のボランティア団体でありますので、そういった形でやっていっていただきたいと思えます。

今言いました機能別とかあるとは、以前、聞いておりましたので、そこら辺も一つの検討課題には当たるかなというふうに思っております。すぐさまそれをやろうかということは、消防団の幹部会等も通して話をしていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君）2番、村上君。

○2番議員（村上高志君）消防団の役割で、また年齢も上がってきておりますし、若手の消防団というのがなかなか入ってこない現状で、年老いたというとあれですけども、年齢が過ぎていきますと、いろんな面できつくなっておりますので、玉名市や宇土市が大体、機能別消防団で団員として認められるのが65歳まで、人吉市、山鹿市あたりが70歳までとなっております。あとは、熊本市や八代市は不明と書いてあります。

できれば、前向きに検討していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

（午前11時06分）

（午前11時19分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

ほかに質疑ございませんか。

3番議員、坂本隆文君。

○3番議員（坂本隆文君）3番、坂本です。

ページは7ページです。

一番下の地籍調査のシステム料、リースになります。170万円で、平成30

年から平成34年ということで、本来ならば俵山トンネルの付近、大津町との境目付近で90%以上が、地籍はあと少しで完了というふうに聞いておりましたけれども、震災がありまして、またその辺が、その辺というか全体的に変わってきたのかなというふうに思っております。

今からまた、いろいろな工事等がありますけれども、その辺の境界とか、そういった面ではどういうふうに今からなっていくのでしょうか。

○議長（宮田勝則君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）地籍調査の今後の進捗のお尋ねだと思います。

まず、震災前の平成26年、平成27年の状況についてご報告いたします。

平成26年度については、測量等完了いたしまして、図面等もでき上がっております。法務局への認証、承認がまだできていないということになっております。

それから、平成27年度調査区域につきましては、測量が完了しております。その後の図面の作成ですとか法務局への認証の申請書関係の作業には至っていないという状況でございます。

ですので、必然的にこの辺の事務は発生するわけなんですけど、それとあわせまして、特に断層周辺においては座標の移動が発生しておるところです。これについては、一定方向に一定区間移動しておりますと、これについてはパラメータ補正ということで机上での作業ができます。現在、このパラメータ補正について、国土地理院と国土交通省のほうで実施をさせていただいております。

ただ、今回、ご承知のとおり、地震によりまして移動の方向が非常に複雑といたしますか、パラメータ補正がきかないところはかなり出てくるんじゃないかなと。これについては、再度立ち会い、そして認証までの作業というのが新たに発生するんじゃないかなというふうに思っております。現在、作業中でございますので、どのぐらいの量が発生するかというのも全く未定の状況であります。

それから、今後の進捗について申し上げますと、その辺のパラメータ補正後の現地立ち会いの事務と、それからご指摘のありました未調査区域、位置的にはグリーンヒルの県道向い側、南側ですね、それからグリーンヒル周辺、カントリークラブ周辺から大津町まで、おおむね150haほどあるかなというふうに思っておりますけれども、これについても、先ほど言いましたパラメータ補正後の作業と同時進行になってきますと膨大な事務量になりますので、当然ちょっと業務過多で職員が不足すると、そんなことも鑑みまして、平成31年度から未整備地区の調査に入りたいというふうに考えております。

ですので、今回の当初予算のほうでは、平成30年度において、調査前の基準点の確認ですとか、それから法務局からの図面の取り寄せ、そういった委託料を計上させていただいております。

予定といたしましては、平成31年度に土橋、グリーンヒルの道向かい、南側ですね、それとグリーンヒルの一部を平成31年度に、平成32年度はグリーンヒル周辺から大津町境界まで、平成33年度でカントリークラブ周辺から大津町境界までというようなことで、ざっくりとした計画ではありますが、少しずつでも事務を進めていかんとパラメータ補正後の事務ができんかなというふうに思っておるところです。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

7番議員、山下一義君。

○7番議員（山下一義君）7番議員、山下です。

ページ数は30になりますけれども、交際費についてお尋ねしたいんですけれども、教育長のほうが5万円、それから議長のほうが10万円、村長のほうが30万円の交際費を使っていいという予算が出ておりますけれども、これで足りるのか足りないのか。前村長におきましては150万円あるいは議長においては50万円というふうな内容で提示されたと聞いております。今、震災復旧・復興の状況が非常に続いておる中で、この30万円が多いのか少ないのか、私は大変疑問に思うんですけれども、まず村長のほうからお聞きしたいと思います。

それから、ページ数34の負担金、補助及び交付金の中で、肥後大津たばこ販売協同組合活動補助金とありますけれども、この5万円。これが、多少ではありますけれども、趣旨あるいは目的について、どういう内容で5万円を支払っておられるのかをお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（西山春作君）まず、肥後大津たばこ販売協同組合活動補助金につきましては、肥後大津という、西原村もここに、協同組合のほうにうちの西原村のたばこ販売業をされている方が加入されておまして、活動としては、たばこのほうでは販売促進も兼ねながら、西原村で少しでも税金が入っていただくような形で活動されていると。それから、年に1回だったと思いますけれども、村内のごみ拾いを西原村以外からも来られて清掃活動あたりもされているということで、活動補助金として5万円を支出させていただいているところでございます。

それから、交際費につきましては、今回の予算につきましては昨年と同額を計上させていただいています。これが足りるかと言われると、この交際費から支出する趣旨の部分でいろいろと変わってくるかなと思っておりますけれども、当然、食糧費関連からも各種関係団体等の懇親等が当然発生といえますか、交流等も含めて必要ということ、あるいは情報収集のために必要ということで、その分については食糧費のほうで計上させていただいているということでございます。昨年と同額を今回も計上させていただいたということでございます。以上です。

- 議長（宮田勝則君）7番、山下君。
- 7番議員（山下一義君）他町村は幾らか、ご存じでしょうか。高森町あるいは南阿蘇村、交際費は、村長交際費です。
- 議長（宮田勝則君）総務課長。
- 総務課長（西山春作君）ほかの町村は調べてはおりません。以上です。
- 議長（宮田勝則君）山下君。
- 7番議員（山下一義君）かなり、西原村のほうが安いと思うんですけども、これは村長、上げ下げとは言わんのですけれども、そういう内容で、多少やっぱりこれだけ、さっきも言いましたように、復旧・復興の状況が続いている中で、自腹を切っていくということも多少なりとやっぱりそういうところも、議員の皆さんにも考慮しながら、上げてやらんといかんとは、私が言うといかんのですけれども、そういうふうな考えも、この前の委員会でもそういうふうなお話が出ましたので、私がここで代弁をしております。以上です。
- 議長（宮田勝則君）村長。
- 村長（日置和彦君）村長交際費についてということで、私が山下議員に言わせるような話でございますけれども、それじゃなくして、実際心配していただいております。
- 政治色が強いんで、だめというふうなこともございます。ただ、政治色も使わんと予算関係もとってこられないということもございます。例えば熊本で国会議員の先生方のパーティーとかあるときには、やはり行くと言わんとでは、相手も見ておられますので行かなくてはならないという、それも自腹で行かなくてはならないということもございます。
- 特に、今回、補正予算という形で国から10億円余り、11億円近くいただきました。そのときも3回行きました。3回行って、早い話がこの村長交際費の半分ぐらいは1回で終わるか、3分の1が1回で終わるぐらいは自分の自腹という形でさせていただいております。やはり、飲み会がございまして、そこで初めていろんな話をお聞きいたします。その会合がいかにか大事かということも重々わかっておりますので、それに行かなくてはならないということもございますので、そういった形で、それは1回目の飲み会は村のほうで出していただくということで、1回で終わりませんので、その日で1回、2回、3回とございますので、そこら辺は、お金を取ってこられれば私の手柄でございますので、自分のお金でやっているということもございます。以上です。
- 議長（宮田勝則君）よございますか。
- ほかに質疑ございませんか。
- 8番議員、林田直行君。
- 8番議員（林田直行君）8番、林田です。
- まず、58ページです。



子育てひろばの事業委託料ということで864万円上げています。今までは別でしたが、委託料ということですので、大体、以前話がありましたが、どのような方で、どのようなやり方でやるのかなというのをちょっとお伺いいたします。

○議長（宮田勝則君）住民福祉課長。

○住民福祉課長（塚元利文君）お答えいたします。

子育てひろばにつきましては、平成24年までは、にしはら保育園の教室を利用して行っておりましたが、その後、旧万徳保育園ですかね、あそこの施設を利用して行っておりました。しかし、平成28年度に発生しました熊本地震によりまして万徳保育園がちょっと使えなくなったということで、またにしはら保育園のほうで利用させていただいているような状況でございます。

にしはら保育園におきましても、子どもさんたちと、あと親さんたちが一緒に来られるということで、子どもたちとの交流関係がちょっと、余り環境がよくないということと、あと園児数は少なくなってきておりますけれども、教室利用状況は3歳児等が3人で1クラスとかという形になってきますので、教室自体等はちょっと足りないというか、いっぱいいっぱいの状況ということでございますので、新たに子育てひろば用の建物を建てるならということになってくると思いますけれども、その場合、現在は震災復興で予算を重点的に行っているということで進めておりますので、今現在、もう数年前から話がありましたけれども、子育てひろばにつきましては運営自体を委託するならという形で考えております。

また、委託に当たりましては、運営費と、あと当初は改造費ということで、改造費を400万円と、残りを運営費という形で当初予算には上げさせていただいております。

あと、事業者につきましては、実績のある事業者ということを考えておりまして、現在は一応菊池市のほうでもやってはおりますけれども、阿蘇このとり保育園さんが適任ではないかと考えているところでございます。以上です。

○議長（宮田勝則君）林田君、よろございますか。

8番、林田君。

○8番議員（林田直行君）委託をこのとりさん、私立の保育園になりますが、そういう施設というか団体に委託してやるということで、対象者は減っておりますが、大体何名ぐらいの対象者になるんでしょうか。そうすれば施設改造となりますが、どの辺になるのかな。

○議長（宮田勝則君）住民福祉課長。

○住民福祉課長（塚元利文君）お答えいたします。

今現在、大体平均すると四、五組ぐらいだろうと思います。多いときで大

体10組ぐらいで、少ないときは、やはり1組とか2組の利用というところもあるということでございます。

また、改修につきましては、内壁のほうはちょっと、子どもたちが傷を入れてもいいように1mぐらい板張りにするとか、下のほうにじゅうたんを敷くとか、あとトイレを子ども用が使えるようにするとか、そういった形になってくると思います。以上です。

○議長（宮田勝則君）9番議員、桂悦朗君。

○9番議員（桂悦朗君）ちょっと関連でいいですか。

今さっき言われましたけれども、阿蘇こうの通りのほうでということでは言われました。先日、向こうのほうにも、私たちも委員会で見せてもらいました。その中で、一番心配されているのは、そこに来られる先生方が何名おられるか。やっぱり今から自分たちが募集してするのは大変だということでは言われました。その件についてが一つ。

それと、今度、家を1軒借りるような状況になりますので、家賃等も心配されておりました。それと、何月からそこを利用するのか、そういうものは決まっておりますでしょうか。

○議長（宮田勝則君）住民福祉課長。

○住民福祉課長（塚元利文君）支援の先生たちにつきましては、当初は4名でしたけれども、今現在3名来ておられます。一応、意向を聞きましたら、2名の先生につきましては、もう行ってもいいということでは進めているところでございます。

それとあと……（「改修が終わって、いつから」の声）一応、新年度に入ってから契約をして進めていきたいと思っております。（「契約は4月1日」の声）委託契約になって、はい。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

（午前11時38分）

（午前11時39分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

住民福祉課長。

○住民福祉課長（塚元利文君）開業につきましては、一応契約をしてからということでは考えておりますので、こうのとり保育園のほうでまた打ち合わせになってくると思います。改修費につきましても、一応運営の委託料の中に入っておりますので、今回は一応委託料が870万円ということでは上がってきております。以上です。

○議長（宮田勝則君）桂君、よろしいですか。

桂悦朗君。

○9番議員（桂悦朗君）実際、4月1日に契約するというのであれば、早

くからやっぱり向こうと相談して、そしていつからそこから始めますよということやっておかないと、向こうも困っておると思うんです、多分。まだ、ただ返事をされただけで、幾らですよとただ出されただけだろうと向こうは多分受け取っておられると思うんですね。そして改修もしなくてはならない。

やはり、そこをきちんとして、何月何日から要するにあそこを利用しますよと。ということは、保育園もあるわけですね。保育園もあけてもらったら、いつから要するにそこを、部屋を使えるかと、そういうものもありますので、きちんとしたことをやらないと両方の保育園も困るというふうに思います。

向こうのほうの施設の、家のほうはあいているから、要するに改修後、いつでも入れると思うんですが、こちらの保育園と向こうの理事長ともきちんとして話を進めてください。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）ご心配していただきまして、ありがとうございます。予算を承認していただきましたならば、早速向こうと話をし、まず改修をしていただいて、その後、親御さんと子どもさん、そちらのほうに行っていたくという形になると思います。この承認していただかない限りは、向こうとの契約等もできませんので、その後、担当のほうで契約をして、そういった形でのらばと。

これ、国・県、3分の2補助金がございますので、やたらなことはできませんので、しっかりとした形でさせていただきます。以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

5番議員、西口義充君。

○5番議員（西口義充君）25ページです。

諸収入の延滞金100万1,000円。金額的には、延滞金の100万円という大きな金額ではないかと思うんですけれども、平成28年度の税務課のほうで、わかっている限りでいいんですけれども、皆さん納税義務があるんですけれども、延滞金も相当あるのではないかなと思っております。

住民税に健康保険税、固定資産税、わかる範囲でいいですので、平成28年度で収納率が何%あるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

（午前11時43分）

（午前11時43分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

税務課長。

○税務課長（佐藤光弘君）申しわけございません。この場に平成28年度のデータを持ってきておりませんので、後でお答えさせていただきたいと思います。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

5番、西口君。

○5番議員（西口義充君）総務費の中の、34ページですけれども、賃貸住宅建築融資利子補給補助金204万円。これは、河原活性化のアパートに関しての補助事業であったと思います。もう補助も事業もなくなったということですが、今、何件ぐらい補助があって、その中で終わる部分があれば、あと何件が何年だというのがわかれば、ちょっと教えていただきたい。

これが毎年200万円近くありますので、あと何年続くのかなという思いがありました。河原活性化のほうも、切られると大変かと思えますけれども、ちょっと金額的なことを知りたいもんですから、よろしくをお願いします。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

（午前11時45分）

（午前11時45分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

総務課長。

○総務課長（西山春作君）今のご質問ですけれども、今回の平成30年度予算で計上させていただいている分につきましては、3人分といいますか、3氏の方々に対する部分というふうになっております。

いつまでこれが続くのかというご質問だったと思えますけれども、最終的に、一番新しく建てられたところの分については平成37年度で終了見込みとなっております。以上です。

○議長（宮田勝則君）西口君、よろしいですか。

○5番議員（西口義充君）はい、わかりました。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

1番議員、堀田直孝君。

○1番議員（堀田直孝君）1番、堀田です。

ページ数31ページ、総務費の役務費でございます。

ドローン関連保険料が計上してありますが、この保険の内容、機体が損傷したときの保険なのか、または第三者へ傷害を与えたときの保険なのか、お伺いいたします。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（西山春作君）このドローン関連につきましては、機体の保険及び被害といいますか、賠償関連が起きた場合の保険ということでございます。

○議長（宮田勝則君）堀田君。

○1番議員（堀田直孝君）両方ということですが、昨年9月議会で、私、一般質問させてもらいました。そのときの回答として、村長がドローンの活用として、早速、役場職員に対する操作等の説明会を行った。このドローンは、

高性能の小型カメラを搭載し、空撮システムを備え、活用としては、写真や動画の撮影により大規模災害時の情報収集での活用、特に人が立ち入ることができない場所や直接見ることでできない場所での土砂災害や水害等の現場で被災状況の映像を送信したり、上空から人が人や行方不明の捜索、また公共施設の維持補修管理のための記録・調査、熊本地震関係の復興状況等の記録、西原村の行事や観光関連、さらには原野火入れ、山林火災等に幅広い用途で活用が考えられる。しかし、実際使用する場合、飛行禁止空域など航空法による基本的ルールに従い、法令を遵守し、安全に飛行させるため、今後、使用する職員の安全講習の実施により操作に関する技量を保持し、安全で事故のない運用に努めるとの回答をいただきました。

その後ですけれども、どこの課で管理され、この半年の間に使用状況はどれだけ使用されましたでしょうか。

○議長（宮田勝則君） 村長。

○村長（日置和彦君） ドローンということで、今、災害公営住宅を建設しております。そのもとの場所の位置あるいは基礎ができたところ、あるいは屋根が、今はもう屋根ができておりますので、そういった段階を今撮影しております。これは、誰も彼もが使うと、機体もいろいろ損傷があるかと思っておりますので、今、震災復興推進課で管理し、使用させていただいております。

ほかには、災害等は今は発生しておりませんが、この前も、山焼きのときも失火で入りましたけれども、そこはドローンを飛ばすようなところではない、実際そこで、現場でわかりますので、そこはドローンは使っておりません。今使っておるのは、そういった復興の状況等を空撮しておるといった状況でございます。

○議長（宮田勝則君） 1番、堀田君。

○1番議員（堀田直孝君） 使用はされているということですが、はっきり私、思いますに、やはり現在の復興・復旧のさなかで、パイロットの養成は多分難しいと思うんですね。やはり、このパイロット養成は、いつ、もうあしたあるかもしれないこの災害において、まだ訓練中またはそこに使える職員がいなかったではどうにもなりません。というところで、私、思うに、アフターファイブ、各自治体見ますと結構、例えばラジコンヘリとか趣味を持った方もおられますし、そういうところで職員以外のボランティア組織というのを立ち上げて、我々議員等も含めた中で、趣味感覚でのパイロット養成を行ったらいかかかなと思っております。

あとは、小国町あたりは、専門のところに委託して、その委託したところ、小国町あたりか南小国町ですけれども、その団体が定期的に講習または使える、また使えるだけでは、先ほど村長の答弁にありました航空法の兼ね合いもありますので、いざというときにすぐ申請書が出せるような体制もとっていくべきではなかろうかと思いますが、村長、いかがでしょうか。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）ドローンというのは、講習を受ければ使うことができます。先ほど言いましたように、どこへでも貸し出して使うということは機体の損傷にもつながりはしないかと、危険が伴いはしないかというふうな状況もございますので、今は我々は復興の今の状況を上から写真を撮ってやっておるということでございますので、今のところ、よそに貸し出すということは考えておりません。以上です。

○議長（宮田勝則君）1番、堀田君。

○1番議員（堀田直孝君）貸し出しじゃなくて、村が何か災害があったときにパイロットを養成しとって、すぐちょっと撮ってきてくれというような意味であって、貸し出しとかは全然考えておらんところですよ。あくまでも、村が人員が足りない。そのときに災害があったとき、ちょっとこの災害現場を空撮してきてくれとか、そういう空撮状況を本部に送ってくれとか、そういうことであります。（「委託みたいなもんかな」の声）

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）いつも利用するようなものではございません。どこかに委託したとしても、委託でもわずかな金額になりはしないかと。職員が使えますので、特に若い職員、年配のほうはなかなか、昔にあったラジコンとか何とかは若い者がやっぱり上手でありますので、若い者が今それを、講習を受けてやっておるという状況で、いざというときも若い職員が役場におりますので、そこら辺で対応できないかなというふうに思っております。

○議長（宮田勝則君）1番、堀田君。

○1番議員（堀田直孝君）それでは、今、すぐ使えるという職員、何名おられますでしょうか。

○村長（日置和彦君）今、復興住宅のほうで、名前を言えば永野君あたりがやっておるということでございまして、今、緊急で使うことはございませんので、復興の状況を写真に撮っておるという状況でございます。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

（午前11時53分）

（午前11時54分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

ほかに質疑ございませんか。

9番議員、桂悦朗君。

○9番議員（桂悦朗君）9番、桂です。

72ページの委託料で、揺ヶ池の水質検査ということで3万円上がっております。

その下に管理料として、これはトイレ掃除だろうと思います。その管理料

として40万円上がっているんですが、昨年、水がたまったことあるのかな。水質検査ということは1回もしていないんじゃないかなど。たまっていないと思うんですね。地震後は、大雨が降ったときに、そのときにたまって以来たまっていないということを聞いております。あそこにたまっていないけれども、いつまた大雨で今度たまるかわからない。水質検査、そのときすぐできるわけじゃないので、一応あそこには、水質検査していないのでこの水は飲まないでくださいという形で何かやっておかないと、ひょっとして、たまったとき誰か来て、くみ上げて持って帰ったりしたときに困るので、そういうことはやってもらいたいなど。

それと、トイレ掃除。これ、今、水が出ていない状況ですよ。今、あそこの管理されているのが、水上さんが管理されておるのかな。ちょっとお聞きしたところ、自分ところで水をくんで行って掃除して、そしたらすぐ使われて、すぐ汚くなると。水がないから、もうどうしようもないかなということもちょっと言われたんですね。

そういうことも考えれば、あそこのトイレも、水をどこからか引くか、それか一応あそこ使えない状況にするか、そういうふうにやっておかないと、衛生上ちょっと悪いんじゃないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（宮田勝則君）企画商工課長。

○企画商工課長（須藤 博君）お答えします。

まず、来年度の当初予算の計上でございますが、水質検査手数料につきましては6カ月、半年分ということで、今、見込んでおります。と申しますのが、昨年度が、平成28年度におきまして、一時期、ちょっと地震後、かれておったんですが、何が原因かわかりませんが水が湧いてきたというところで、たまった時期がございました。たまった時期があったものですから、その検査は当然、おくみになることもあるだろうということで早々に検査をした時期がございました。その後、また同じような現象に、また今、枯渇しているという状況でございます。

ですので、来年度予算につきましては、そういったことも勘案いたしまして、今、枯渇しておりますが、6カ月の検査の期間は、とりあえずといいますか確保させていただきたいということで計上させていただいております。

ご指摘のトイレにつきましては、委託料を、今年度も含めて来年度も、今、桑鶴地区の老人会のほうに委託をお願いしております。

トイレにつきましては、ご指摘のとおり、あそこのトイレの水が、お池さんの道路の目の前の谷水といいますか、山からの表流水をポンプでくみ上げて使っていたということですが、山からの水が、それも今流れていないということで、今現在、水が供給できていない状況でございます。

それを受けまして、今現在、村としてはトイレは使用禁止いただきたいと

ということでの対外的な張り紙等掲示はそこにさせていただいておりますが、それでもお使いになられるということで、桑鶴の水上さんのほうのご厚意で自発的に清掃管理されているといったことを伺っております。

この抜本的な水の供給の対策については、今年度も話を伺ってまいりましたので、地元の桑鶴の水道組合等から引くという話もございましたので、まずは桑鶴地区と水上様のほうで水道組合との話で引いていただくのは可能かどうかをまずご協議いただくところをお願いしていたところでございますが、その後ちょっと、なかなかうまくできていないという状況でございます。

ご指摘のとおり、今、水がないという状況で不衛生というのは当然ございますので、何らかの対応を検討させていただきたいと思っております。

○議長（宮田勝則君）桂悦朗君。

○9番議員（桂悦朗君）一応、水が来れば使える状況になります。あそこは水洗になっているんですかね。水がない状況であるもんですから、老人会にと言われておっても、ほとんど水上さんがされているみたいなんですよね。自分ももう高齢だからということで大変だということもちょっと言われていたもんですから、そこらあたりを、老人会と話し合うことも早くしてもらって、そしてあそこの、今、水がないからちょっと使えない状況であれば、そこを使えない状況ということで張り紙をしてもらいという話もされてまいりましたので、そこらあたりを、今後、話し合いをしてもらいたいというふうに思います。いいでしょうか。

○議長（宮田勝則君）企画商工課長。

○企画商工課長（須藤博君）ご指摘の点につきましては、来年度の契約が当然また発生しますので、早目に桑鶴の老人会さんとの協議と、水道につきましては、また検討させていただきたいと思っております。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

（午後 0時00分）

（午後 0時59分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き、午後の会議を開きます。

まず、税務課長より答弁を行わせませう。

税務課長。

○税務課長（佐藤光弘君）午前中、西口議員からご質問のありました平成28年度の徴収率と延滞額でよろしかったですかね、特別会計も含んだところで説明いたします。

徴収率、国民健康保険税も含んだところで、現年分及び滞納繰越分を含んだところで90.00%です。

それから、平成28年度の延滞金ですけれども、税と国保税を合わせまして200万3,260円ということになります。よろしいでしょうか。（「200万3,000



……」の声あり) 200万3,260円です。

○議長(宮田勝則君) 西口君、よろこびますか。

総務課長より、AEDの数について答弁させます。

総務課長。

○総務課長(西山春作君) 先ほど、堀田議員から質問があったと思いますけれども、AEDの数ですけれども、備品、レンタル合わせまして、現在11台ということでございます。以上です。

○議長(宮田勝則君) 堀田議員、よろこびますか。

続きまして、ドローンの件につき、補足答弁を行わせます。

まず、村長より答弁を行います。

○村長(日置和彦君) 先ほど、堀田議員のほうからドローンについてということで、今、利用状況、いろんなことをお尋ねになりましたけれども、詳細については、私も存じ上げないところが多々あったかと思っておりますけれども、昨年の第3回の定例会だったと思っておりますけれども、その中で答弁をさせていただきます。その答弁は、全て各課長が聞いております。ということは、それぞれの課でこういった形で利用されるのか、どういう形で利用しよるのか、それは各課のほうで把握しておりますので、それぞれの各課長から答弁をさせていただきたいというふうに思いますので。

○議長(宮田勝則君) それでは、各課より答弁いたします。

まず、総務課長。

○総務課長(西山春作君) ドローンにつきましては、平成29年7月に西原村の建設業協会から寄贈いただいております、そのとき同時に、業者のほうからある程度の操作方法というのは、各課から出ていただきまして、約20人ほどでは操作方法を学んだところではございます。

活用の中身につきましては、総務課としましては、そういう先ほどのお話にもありましたとおり、災害とかそういうときに足を踏み入れられない場所とかございましたら、そういうので活用していくなればということでは考えておりましたけれども、今のところ、実際にそれを活用したことはございません。

今後もまた、講習のほうは、やはりうちの課でも講習を受けて、正式に操作が可能な形でしてまいりたいと思っております。以上です。

○議長(宮田勝則君) 次に、企画商工課長。

○企画商工課長(須藤 博君) 企画商工課でございます。

職員の操作説明会につきましては、うちのほうから課員が参加しております。

活用につきましては、空撮等での観光動画等のPR動画等にも、今後、活用の利便性といいますか、しやすいところがあるのではないかと承知しております。

ただ、この間、具体的に活用して使ったという状況ではございません。

○議長（宮田勝則君）次に、復興推進課長。

○震災復興推進課長（高本孝嗣君） 昨年の7月に建設業のほうからいただいて、うちのほうといたしましては、早速、この機械がせっかくございますので、皆様方もホームページで見られていると思いますけれども、災害公営住宅を山西地区、河原地区それぞれ3回撮って、同じ箇所から飛ばさせて、その写真を撮影させていただいて、それを載せております。

こういった使い方をして、集落の変わり行きとか変わりざまを、できるだけ撮っていききたいというふうに思っております。

うちのほうは、やはり機械が高価なものでございますので、決められたパイロットといいますか、操縦者ということで、うちのほうの一番若手のところで、午前中、村長のほうからお話があったかと思っておりますけれども、うちの永野君のほうにお任せをしております、いろんな形で、彼がもうなれておりますので、今後も永野君を中心に、うちの復興課または災害関係の、もしあれば、うちのほうで主導させてやりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）次に、教育長。

○教育長（竹下良一君）お答えいたします。

教育委員会では、復興推進課の永野君の協力をいただきながら、現在、NHKと共同の番組として作成している途中の番組の予定があるそうですが、その一環として、今後の村の若い人たちに伝えるために、何らかの方策、何らかの取り組みをしたいということで、今回は中学校の4月の入学式の折にドローンを飛ばして、全校の児童を集めて、震災後の今の中学生の様子を撮影して、今まで撮った番組とその当日撮ったものを保存して、子どもたちに配布できればいいなというふうな計画を、今、中学校と検討しているところでございます。以上です。

○議長（宮田勝則君）続きまして、次に、産業課長。

○産業課長（南利孝文君） 産業課では、特に農業委員会の遊休農地調査、それから農地一筆調査、これ法定で毎年やらなきゃならないということになっておりますので、これが現在、職員あるいは農業委員さん等によって現地調査を行っておったところであります。ここにドローンを使えんかというようなことで、以前検討を進めてきたところで、先般、佐賀県の鹿島市のほうが、その一筆調査にドローンを使っているということですので、農業委員会最適化委員、またうちの職員が研修に行っていました。

いろいろお話を伺います中で、やっぱり航空写真と字図を一致させて地番を確定するという作業が非常に困難で、結局、現地調査するのと同じぐらいの時間がドローンによってもかかっておるということでありますので、そこについては若干検討が今後も必要かなというような結論に至っております。

当面考えられることとしては、非常に現地への遊休農地化が進みまして、現地への立ち入りが困難になっているところがあります。そこについて、職員が何時間もかけて今歩いて行って、やっと1枚の農地を確認しているというふうな状況ですので、そういったところに使えんだろうかというようなことで検討をしているところでございます。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）次に、税務課長。

○税務課長（佐藤光弘君）税務課は、昨年の7月に贈呈がありましたとき、業者の操作説明会に3人ほど参加させていただいております。実際、そのときにもドローンにさわりまして、操縦の模擬体験をさせていただいております。

実際、それからは、うちのほうで活用はしておりませんが、今、産業課長が申したとおり、うちのほうも現況調査というのがありますので、その車で行けないようなところ、歩いていけば大分時間がかかるようなところでは、活用してみたいなというふうなことで今思っているところです。以上です。

○議長（宮田勝則君）住民福祉課長。

○住民福祉課長（塚元利文君）お答えいたします。

住民福祉課では、説明会には1名参加しております。

今のところ、活用しているような状況ではございません。

今後の活用につきましても、課内ミーティング等で、こういった場所で使われるか等を考えながらやっていきたいと思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君）次に、保健衛生課長。

○保健衛生課長（藤吉昌也君）保健衛生課でございます。

保健衛生課も説明会のほうは参加いたしまして、主に環境衛生係、不法投棄関係の現場にちょっと何とか使えないかという部分で、実際、担当のほうとは話をしております。

ただ、やはり操作するには、何回も訓練をいたしまして、1回の操作ではなかなかできないかなという部分で思いますので、今後は永野君あたりの力と、ある程度うちのほうも解体でいろんな部分が落ちついてきましたので、今後、そういう活用について、もう少し課内で協議をさせていただきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（宮田勝則君）保育園長。

○保育園長（前川ちずる君）お答えいたします。

にしはら保育園では、昨年の7月の説明会に3名ほど出席いたしております。その後、保育園としての活用は、いまだ一度も行っておりません。今後の研修等においては、ぜひ参加したいと思っております。

また、保育園としての使い方、利用の仕方なんですけれども、これにおいても、また職員全員で検討したいと思っております。

それとあわせて、昨年の秋以降だったと思っております。アマチュアで個人の方

で、ぜひドローンを園児たちに見せたいという方の申し出がありまして、その中で10分間ほどの見学をしたところなんです。その際、受ける際、子どもたちの安全を守るために、やはりどのぐらいの広さの中で、離れたところから見学が大丈夫でしょうかという安全面を尋ねたら、3m四方離れば大丈夫ですということだったんですけれども、それ以上離れたところから、ちょっと長い距離から子どもたちに見学をさせております。以上です。

○議長（宮田勝則君）1番、堀田君、よろしいですか。

村長。

○村長（日置和彦君）今、講習受けているのは、永野君の名前だけしか出てきておりませんが、午前中終わった時点で、後ろから3名受け取るということですので、ただ、その方々が派遣職員という方ですので、それぞれ永野君に全てを皆、各課が任せるわけにはまいりませんので、それぞれの課でも順次、課で1名ぐらいは操縦の講習を受けるならばというふうに思っておりますので、各課、課長におきまして、そういった形で進めさせていただくならばというふうに思っています。よろしいですか。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございますか。

4番議員、中西義信君。

○4番議員（中西義信君）4番、中西です。では、幾つか質問したいと思いません。

まず、ページ37です。

19番の一番下ですね、地方創生推進交付金阿蘇広域連携事業とありますが、事業そのものの内容とちょっとわかれば、負担金です。

○議長（宮田勝則君）企画商工課長。

○企画商工課長（須藤 博君）お答えいたします。

この事業につきましては、地方創生の推進のために、国のほうからの財政的支援ということで、交付金として制度からいただいているものでございます。この内容につきましては、今年度も実施しておりますが、主に新規就農者の方の受け入れのための農業師匠というのを設置しております。その農業師匠さんの方々の養成であったり、相談窓口の体制づくりというものに対して行うものでございます。

事業といたしましては、阿蘇管内市町村、広域的な連携事業ということで実行委員会というのを組織しております。その中でやるということでございますので、この実行委員会での負担金ということで予算を組んでいるものでございます。

○議長（宮田勝則君）4番、中西君。

○4番議員（中西義信君）わかりました。

すみません、ちょっと戻ります。36ページです。

同じ企画で、一番上です。報酬のところの総合戦略推進委員12名とありま

すけれども、主にどんな方かなと思って。

○議長（宮田勝則君）企画商工課長。

○企画商工課長（須藤 博君）お答えいたします。

平成30年度で計上しております総合計画の策定に関する委員さんへの報酬ということで組んでおります。

また、後ほど、下のほうの委託料でも、作成委託ということで関連で組んでおりますが、今回の総合計画につきましては、平成31年度からまた後期の基本計画がスタートするということでございましたので、平成30年度におきまして、前期の基本計画の検証と平成31年度の後期の基本計画を策定する必要がございます。

それに当たりまして、前回、今つくっております総合計画の策定時の委員さん方を、同じようなメンバー構成で今回も想定しているところでございます。大きく言いますと、議会の代表ということで、議長様と両常任委員長様、あと教育長様と農業委員会の会長とかいうふうな各種構成団体の長の方を入れておりまして、今のところ、11ぐらいで考えているところであります。

○議長（宮田勝則君）4番、中西君。

○4番議員（中西義信君）わかりました。

続きまして、38ページです。

マイナンバーとありますけれども、このマイナンバー活用率といいますか、どれぐらいの方が今登録されているのかなど。カードの申請者といいますか、どれぐらいかわかりますか、率とか。

○議長（宮田勝則君）住民福祉課長。

○住民福祉課長（塚元利文君）すみません、ちょっとそれについては、まだ今、把握しておりませんので、後ほど調べてから、またお知らせしたいと思えます。

○議長（宮田勝則君）4番、中西君。

○4番議員（中西義信君）じゃ、よろしく申し上げます。

続きまして、41ページです。

モニュメントとあります。多分何か、前回、説明を聞いたときは、お世話になった方々の何かとありますけれども、昨年でしたか、一昨年でしたか、山下副議長が質問されたときに、地震に関してのやつは何もする気持ちはなくて、村長の答弁の中に、復興・復旧が先だから、残したり云々は、後、しないという話がありましたけれども、今も多分、村に対していろいろ視察等多いと思います。将来は、そういったやつも、村としても必要ではないかと思って質問しています。

できるならば、例えば海沿いの近いところとかに、電柱とかに、ここは海拔何mとか張ってあるのがあったりします。実際、よく村長がおっしゃられる、1.5m下がっているとか云々、何かそういうのを、目印になるようなも

のを何かつけられないものかなと思って。庁舎ですね、何かここ、当時より下がっています、上がっていますとかと思って。（発言する声）

理屈はわかります。モニュメントが出ていましたので、何かお世話になった方々のモニュメントばかりでなく、そういうのもちよっとは検討したらどうかと思って。ちょっと関連になってしまいました。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

（午後 1時20分）

（午後 1時21分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

答弁を復興課長に求めます。

○震災復興推進課長（高本孝嗣君）改めて、質問がモニュメントということでございますので、このモニュメントにつきましては、ご存じのように、災害公営住宅を、今、建設をやっているわけですが、これに伴いますいろんな指定寄附だったり、いろいろありますけれども、多額の寄附をしていただきました方の巨像をつくるならということでございます。

一応、先ほどお話が中西議員のほうから、復興が先、復旧が先ということですが、一応住宅が建った後に、その辺をあわせて、その方が数億円とか億単位で寄附していただいておりますので、それを記念碑として残すならというふうに思っております。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）中西議員、よろしいですか。

ただいまの巨像という発言ですが、胸像の間違いだと思えます。訂正させますので。

中西議員、よろしいですか。

ほかに。

○4番議員（中西義信君）もうちょい、連続で。

○議長（宮田勝則君）4番、中西君。

○4番議員（中西義信君）今のは失礼しました。ちょっと説明を伺った際、モニュメントと聞いた途端にそのことがちょっと頭にありまして、遠くから視察に来られたときに何かあればいいなと思って、思わずしてしまいました。

ページ48にいけます。

総務の説明会でも言いましたけれども、一番上の監査委員さんの報酬の件です。阿蘇広域でも、実際この件に話がありまして、実際これでいいのかという話が、阿蘇広域の場合は監査本人さんからされまして、外部監査の方が。

今回は別にして、今後、ちょっと検討課題にさせていただきたいと思って、意見として出しております。（「安いということ」の声）すみません、もうちょい値上げがよろしいのではないかと。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

(午後 1時23分)

(午後 1時24分)

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

答弁を村長に求めます。

○村長（日置和彦君）西口監査委員さんもおられますけれども、私も、もともと監査委員をやっておりました。当時から変わらないんじゃないかなと思います。歴代、このような形でいただいておりますので、監査委員さん、特に村の財政状況も把握しておられます。大変厳しいということも把握しておられますので、いましばらくこの状態でさせていただきなればと。

いずれは、数年後と申しますか、いずれはよその町村とまた比較しながら検討していくなればというふうに思います。

○議長（宮田勝則君）よございますか。

4番、中西君。

○4番議員（中西義信君）前回でしたか、職員の方のやつも、若干ではありますけれども、なったわけですから、監査委員さんの件もどうかご検討よろしくをお願いします。

あと、49ページの福祉タクシーの件で、きのうも言いましたけれども、人口が減るんじゃないかと高齢者の方がふえるわけで、きのう質問した後、ちょっとほかの方々からご意見いただいたんですけれども、どういう方がそれに値するののかということあたりが、きちっと民生委員さんまで伝わって、それからちゃんといつているのかというのが、そこら辺をもう一度、住民課長さんにお聞きしたいです。

○議長（宮田勝則君）住民福祉課長。

○住民福祉課長（塚元利文君）福祉タクシーの件。

民生会議のときは、一応話しております。それで、一応、今月末には配布をしてもらうような形には予定しております。以上です。

○議長（宮田勝則君）4番、中西君。

○4番議員（中西義信君）きのうも言いましたけれども、やはり高齢者の方がふえている間ということは、ここに該当する方も本当はふえていくべきだから、予算もふやすような形で、また浸透の方もどんどんしていくべきじゃないかと思っておりますので、そこら辺をもう一度、今回の会合ではちゃんとやっていただきたいという要望です。

○議長（宮田勝則君）要望ですけれども、答弁求めますか。

○4番議員（中西義信君）答弁求めます。

○議長（宮田勝則君）住民福祉課長。

○住民福祉課長（塚元利文君）一応、福祉タクシーにつきましては、高齢者の方の大事な足ということですので、民生委員さんだけでなく、その他、何

か方法があれば、またなるべく広報していきたいと考えております。以上です。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）せっかくの制度でありますので、議員が言われていますように、多くの方に利用していただくなればというふうな思いはしております。

ただ、タクシー券を配布しても、やはり年配の方々、節約するというか、辛抱するというか、なかなか使わない方も多うございます。できるだけ使っていて、いつかも申しましたように、行きは私が払う、帰りはおたくが払うと、2人組で行くならば行きも戻りも使われますので、そういった形でできるだけ利用していただくなればと。

そして、今、高齢者の方々がアクセル間違いで事故を起こしたりとか、運転でなされますので、そういった方々の免許を返上すればそういった交付がございまして、いろんな形で啓発をしていくなればというふうに思います。これは、住民課長のほうの担当でございますので、あちらのほうでやりますので、よろしくをお願いします。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

4番、中西君。

○4番議員（中西義信君）一般質問でも出た話ですから、何とかよろしく願います。

続きまして、ページ82、歯の件です。

数年前から、前教育長のときから、フッ素関係を始めたという記憶があります。去年は、地震の関係で、そんなに深くは入っていませんけれども、私どもと課も、担当もかわりましたから気にしていなかったんですけども、現実にもう2年近くたって、歯の健康状態は上がってきているのかどうかをまずは。

○議長（宮田勝則君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（藤吉昌也君）今の中西議員の質問にお答えいたします。

平成28年の地震のときに、一応中断という形になっております。平成29年に、今年度です、保育園のほうは再開することができました。

ただ、平成29年に学校関係がちょっとまだ、うまいぐあいに話し合いがついておりませんので、そのあたりを教育委員会のほうと話をしまして、教育長のお力で、来年度は何とか実施の方向に進んでいるところでございます。

ただ、3月に1回だけ、河原小学校だったと思いますが、河原小学校のほうでは実施を、今、予定しているところでございます。以上です。

○議長（宮田勝則君）教育長。

○教育長（竹下良一君）補足いたします。

先ほども申し上げましたが、3月15日でございます、今年度初めてでござ



いますが、河原小学校で行います。

その背景には、西原村の保健委員会の調査をいたしまして、震災後、子どもたちの齲歯、虫歯の状況がどんなふうになっているかというのを調べてもらいました。その結果、震災後、子どもたちの齲歯の状況が非常に悪くなっているということがわかりましたので、次年度、各学校の校長先生方にもご理解をいただいて、次年度から早期に始めたいと思っています。以上です。

○議長（宮田勝則君）中西君、よろこびますか。

4番、中西君。

○4番議員（中西義信君）わかりました。やっぱり一番大事なことはないかと思っています。

続けて質問することも同じようなことではないかと思っています。ページは92ページですけれども、心の相談の問題です。

震災が起こって、確かに年配の方々のご心配でありますけれども、やっぱり小中校生の生徒児童の心の問題のケアというのはいかがなものかと心配しています。

実際、ふえたんでしょうか、減ったんでしょうか。相談室に通う、または教室に入れなとか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（宮田勝則君）教育長。

○教育長（竹下良一君）お答えいたします。

山西小学校では、昨年度、今の3年生だったと記憶しておりますが、一気にふえましたが、その後、学校の取り組みで、現在、非常に少なくなっているというふうに聞いております。

ただ、中学校では、そのことが原因かどうかは不明でございますが、不登校あるいは不登校ぎみの子どもたちが現在6名います。その子どもたちの取り組み、中学校も行ってありますが、なかなかよい結果が得られておりません。

それで、教育委員会としても、次年度、この心の教室相談員を活用しながら、教育の保障も兼ねて取り組みを進めていきたいと思っています。

なお、小学校の現在の不登校児童は、各学校とも1名というふうに聞いております。以上です。

○議長（宮田勝則君）中西君、よろこびますか。

4番、中西君。

○4番議員（中西義信君）大変でしょうけれども、頑張ってくださいと思います。

また、きのう、たまたまちょっと配布をいただきました件で一言、一つ伺います。

よその町村では、タブレット等を入れたりしているところもありますけれども、西原中の場合は現状のままですけれども、それでも、きのう、好結果



遊びという、ページ16の14です、すみません。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

（午後 1時37分）

（午後 1時40分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

答弁を教育課長に求めます。

○教育課長（米口三喜男君）連携ということでありまして、予算関係でも計上ありますように、事務局費の中で西原村心身障害児就学指導委員会というような形を年3回ほど開催しております、その中には、住民福祉、保健衛生、保育園、各関係部署と情報の共有化を図って、現在どういった状況かというのを連携して取り扱っているところであります。以上です。

○議長（宮田勝則君）4番、中西君。

○4番議員（中西義信君）どうもありがとうございました。やっぱり連携というのが一番大事だと思っています。そこをちょっとどうしても、けさの説明に来られたときも思ったんですけれども、そこは本当に庁内できちんと連携を取り組んでやっていただきたいと思います。

河原小学校の児童増に関しても、いかに保育園のころから教育委員会と供用してやっていくかが大事になってくると思いますので、そこら辺はお互い気をつけて取り組んでいただきたいと思います。終わります。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

8番議員、林田直行君。

○8番議員（林田直行君）8番、林田です。

ページは39ページです。

その中の、総務費、総務管理費、水資源対策費の中で、28番、繰出金1,751万6,000円ということで、中央簡易水道事業特別会計繰出金となっておりますが、一応、今まで私たちがある中で、繰出金は介護保険、後期高齢者といえますか、そういうものには見ておりましたが、この水道、特別会計ではございますが、一般財源を1,754万4,000円、一般財源を使ってあるということで、中央簡易のほうの、ちょっとあしたの審議になりますが、予算を見ますと、それは企業償還のほうに充てられているということは、企業償還のほうを見ますと、災害ですか、地方公営企業災害復旧事業債のほうだと思いますが、それに充てられるということは、私たちが委員会で各組合、水道組合あたりが修繕のお願いでいろいろ要望書が上がっておったかと思います。

その中で、一応災害復興の基金で、半額でやってもらえんדרらうか、合併するならば8割の補助があるので、それでやってもらって、あのときの村長さんの答弁では、プラスアルファのような感じもちょっとお聞きしておりましたが、この中央簡易水道組合のほうに一般財源をそうやって充てられると

ということに対して、一応、組合水道関係の方々に対しては、どういう感覚を、組合に対しての思いはどう考えられているのかなど。この取り扱い、それについてちょっと、どうなっているのかをお聞きしたいと思います。総務でないでいいと、これは。水道からいくの。

財政は総務だけ。大丈夫ですか。

そっちにお任せします。

○議長（宮田勝則君）土木建築係長ではありますけれども、水道ですけれども、答弁させます。

久野係長。

○土木建築係長（久野 太君）お答えします。

今回の公営企業の中央簡易水道事業への繰出金につきましては、平成28年熊本地震に係る市町村の災害復旧に関する地方財政措置により、起債の元利償還金に対する一般会計から公営企業へ繰出金による交付税措置があり、充当率100%で交付税措置が50%を利用して財源の確保を行っているものであります。

今回の繰出金については、この地震による災害復旧事業債という起債に対しての繰出金であり、この支出については、地方公営企業法で定められているところでございます。

地元水道組合との兼ね合いといいますか、平等性とかをおっしゃったことにつきましては、簡易水道も組合水道においては公営企業水道への統合を進めている中で、今回、この地震が起きましてからは、組合水道については何も補助等の制度がありませんでした。その後、強い地元からの要望で復興金の制度ができたところです。

その後、平成28年12月と平成29年4月には、組合水道に対して、公営企業への統合や基金への説明を行っておりますが、幾つかの組合水道では統合するというところで了解を得ているところでございます。

なお、料金体系の違いによるところから、平等な立場では難しいと考えておりますので、今後は公営企業水道事業を行っている以上、組合水道を統合できるように進めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君）8番、林田君。

○8番議員（林田直行君）大体、執行部といいますか、そっちのほうの考えはわかりましたが、一応、一本化を目指しているから、組合水道には補助をしないではないですが、そういうような受け取り方もできるというような感じ、せんならばという。

ちょっと、意地悪な考え方になるかと思いますが、できれば総合性として、給水人口あたりは、うちが2,000ぐらいで、そっちが5,000ぐらい、中央水道のほうがそんなぐらいで、大分違うとは思いますが、そういうあれで、一般財源もそういう割り振りもできないかなというような要望等もあります

が、水道あたりも一本化すれば、水質あたり、いろいろ管理も、村はいいかもしれませんが、一極集中してしまうと、水源あたりがだめだったら、阿蘇にはあったと聞いておりますが、そういう不良のいろいろな事故あつたりのときにおいては、うちは湧水地区ですね、湧水地区はそれを利用して何かうまくやって、今はいつているんじゃないかと思っておりますので、ただ、水道料の違いでちょっとそこは無理だというのはいかなものかと思いますが、どっちに聞いたらいいかな、村長、どうですか。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）今よく考えてみますと、林田議員のところも組合水道ですね、多分そういったところでご質問かというふうに思います。

ただ、組合水道は、低い料金で設定をなされております。村営水道は、高いということで、なかなか村営水道に加入なされないということでございますが、今回、小森水道、万徳水道は村営水道に加入ということでございました。

この復旧におきましても、最初は何も金がないというような状況でありましたけれども、これは命の水であるということを厚労省に行つて話をしながら、復興の基金のほうで賄っていただけるというふうになってきたところでもございます。

今回は、特別に災害復旧ということで、この起債が使われるということで、この起債はうちの総務課のほうで起債を起こしますけれども、50%は交付税措置があると、充当率100%でありますけれども、50%は交付税措置があるということで、今回、このような形でさせていただきました。

不公平と申されますかね。不公平と言われますと、組合水道に、うちは条例の中で、55%、村が出してやるという条例もございます。これまた不公平じゃなかろうかなと。一方は安い水道料金で賄っておるところに、管をいけかえたならば村が55%出しますよということがあります。もう、最近は、多分一番最後は秋田の県道あたりじゃなかったのか、昔の県道です、あそこじゃなかったのかなと思っておりますけれども、それに高いところの水道料金をもらっているところ、安いところの料金をもらっているところ、その安いところには、村が55%出すという条例もございます。今は、最近、余り使っておりませんけれども、その方法はですね。

そういうところもございますので、今回は村の水道に村の一般会計から出すという考えを持っていただければありがたいというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（宮田勝則君）8番、林田君。

○8番議員（林田直行君）そう言われるところもわかるのはわかりますので、今は交付税措置があるからという。それなら、私たちの組合水道、それも、交付税ではありませんが、村の措置を少しお願いできるなら、今、既存の組

合水道も、望まれているのは一本化でございますが、大きくない水道組合でございますので、そういう何かの合併、先ほどに戻りますが、合併するところには8割補助があって、少しは出してもという話もありました。

そういう感じで、何かそうやって、震災後、半分は地元組合が出さなきゃなりませんので、何かをやってくればというような、これが出たけん、またお願いをというような感じもありますので、できれば、そうすると、大体多くすれば、こう言うといけません、多くの組合水道さんも復旧する金がかかるので、大変だったから合併、しょうなしでしたというような感じも受けておりますので、一応私が先ほど言いましたように、湧水がたくさんあるところはどうかになるので、その中でやっているの、どうかそういうところも検討していただければと思っておりますので、どうですか。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）今回、これを使わなかった場合は100%出さなくてはなりません、起債を起こさんから。だから、こちらのほうで起債を起こして、じゃ償還はこちらの一般会計から出しましょうということであります。

そういったことございまして、地方公営企業法第17条の3というところがございまして。その中に、「一般会計又は他の特別会計から地方公営企業の特別会計に補助をすることができる」ということが載っておりますので、それによって今回させていただいたということございまして。一応、この17条の3というのがございまして、それに沿って今回はさせていただくことございまして、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）8番、林田君。

○8番議員（林田直行君）そういう決まりがあるのは、確かにそれでされるのは間違いないと思います。

そういいましても、それはそれで充当されるということでいいことだと思っております。ただ、村のあれやるのは、確かに素晴らしい財政のやり方と思っておりますが、さっき言いましたように、もう少し組合水道の負担割合を減らしてもらえよう、先ほど条例では5割にはなっていますが、それを強くは言いませんので、ただ、この時期、できればそういう考えを持っておられてくれればいいと思っておりますので、どうかよろしく申し上げます。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

（午後 1時56分）

（午後 1時58分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

ほかに質疑ございませんか。

3番議員、坂本隆文君。

○3番議員（坂本隆文君）3番、坂本です。

ページは70ページ。

款の5、農林水産業費、目の1、林業振興費の節の19の負担金のところの一番下、防火線の設置補助金が274万5,000円あります。

先日、山焼きがございました。何カ所かで火が入ったというふうに聞いておりました、その内容的なものはちゃんと聞いておりませんが、萌の里のほうでも火祭りの本来あるべきものが、お断りの新聞が出ておりました。また、宮山地区のほうでは、熊本市の造林が燃えたというふうになっておりますけれども、その辺の内容と、今後のその辺の対応についてのご意見をお聞かせください。

○議長（宮田勝則君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）先般の火入れにおきます失火についてのお尋ねということでございます。

まず、熊本市造林の失火の経緯についてお話をいたします。

当日は、3月4日の前日の雨のために11日に延期になったという経緯はご存じかと思えます。例年どおり、9時ぐらいをめぐりに、各地区現着の報告が入っております。土曜日1日しか晴れの日がなかったので、担当者が朝4時ぐらいからちょっと現場の確認に行っておりますが、やはり根元あるいは地盤については非常に湿っておる状態だったというふうに聞いております。ただ、現地の風速については0mということで、例年になく風のない朝だったというふうに感じております。例年どおり実施しましたが、やはり燃えないということで、時間をおいての火入れ開始だったかというふうに理解しております。

宮山につきましては、例年どおり、8時37分現着、9時37分火入れ開始。これは、防災ヘリによる上空からの安全確認をした後の火入れ開始ということでございます。なかなか燃えなかったので、しばらく現地での待機があったというふうに報告を受けております。

失火の入電がありましたのが、13時15分でございます。直ちに、役場待機しておりました8分団、それから現地の3分団、それから消防署、防災ヘリへの出動の要請を行っております。

13時35分には、村長と消防団副団長が現地へ向かわれて、現地で直接指揮をとられておられるというふうに聞いております。

それ以降も、近いところで作業しておる分団、班に対しまして、完了したところは直ちに現場へ向かうようにということで、無線でのやりとりを行っております。

14時33分には3分団長により制圧の入電、15時01分に消防署の鎮火の確認というようなのが当日のてんまつでございます。

消失いたしました場所は、坂本議員おっしゃいましたように、熊本市の造林、正式には熊本市の水源涵養林森林整備第2次協定地というふう呼んで

おります。ほかにも、幾つかの団地で広葉樹の植えつけをやることで、水源涵養を行おうというふうな事業に基づいて植林をされたところでございます。

具体的な場所といたしましては、二ノ峯の南側斜面と言うとわかりやすいかと思いますが、2.65haが協定の面積です。うち、おおむね2haほど焼けたんじゃないかなというふうに思っております。樹種は、山桜、ヤマモミジ、コナラ、クヌギなどが植栽されておったところでございます。

失火原因につきましては、16時40分、宮山区長が現地の消火確認後、下山され、役場に来庁されております。西からの風による飛び火というような報告でございます。当日、ご承知のように、鳥子のほうでも飛び火がっております。

当該の箇所につきましては、今の予算のほうで計上させていただいております防火線設置補助、これは270万円ほどですが、9地区18万2,969平米が補助対象でございます。

この失火に関しましては、ハード面では、やはりこういった防火線の設置ということしか、恐らく対応できるものはないんじゃないかなと思います。

現在、宮山については、おおむね10mということで設置されているところですが、今年度初めて植栽された後の火入れということで、こういった失火に至ったということで、非常にレアな、まれなケースでありますけれども、やはり防火線の設置の仕方について、もう少しうちのほうからもしっかり監督せんといかんのかなと。地元にも、その辺もしっかり認識させていただいて、10m幅で場所が足らんとところは、やっぱり12m、15mやっていただくような指導もしていかなんかなと。

公団造林の防火線の設置もあります。これが小森東団地。具体的には、大切畑が火入れを行っておるところですが、以前から10mで防火線を設置しておったところですが、ただ、やっぱり風が強いときは、何度か失火しとるということで、公団と交渉いたしまして、現在12m、防火線をつくってもらっているところですが。

そのように、村のこの補助に対しても、一律に10mということではなく、現場に合わせたやっぱり柔軟な対応というのを今後はしていかんといかんんじゃないかな。そこ辺、申請時点で区長さんと十分打ち合わせをやりながら、必要に応じて、広いところはもっとやっていいですよというふうなことを言わせていただきたいなというふうに思っておりますので、お願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）3番、坂本君。

○3番議員（坂本隆文君）防火線を切っておりますけれども、やっぱりそれで風の関係とかで飛び火をしたりする危険性も大変あります。

私も、先日、山焼きに参加しましたけれども、これ山焼きが区長責任になっております。以前、自分も区長をしたときに初めて知りましたけれども、



そのときに思ったのが、やはりいろんな方々がいて、またそれが、日にちがずれるだけでボランティアの方々も減ったり、またその日は休んでいるけれども、次の週になると仕事が入ったりということで、山焼きのほうも大分人間が、日がずれただけで、ふえるのではなくて、やっぱり減ってきますので、その関係上でも燃やし方とかにも注意していただきまして、そこまで燃やす人が先に、今回は自分たちのところも行っておられて、消す人が後ろにいたんですけれども、その間100mぐらいあったんですけれども、その辺は人が1人もいなかったと。後ろから見ていけば、ちょっと恐ろしかったというのがありますので、その辺のことも区長さん方たちと話し合いながら、山焼きだけで済むような山焼きにさせていただきたいと思えます。以上です。

○議長（宮田勝則君）要望ですので、答弁は求めませんか。

○3番議員（坂本隆文君）答弁も、ありますればお願いします。

○議長（宮田勝則君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）ご指摘いただきまして大変ありがとうございます。

現在、火入れに関しましては、平成21年、大分県で4名の死亡事故。これも記憶にまだ新しいところだと思います。また、平成22年、静岡県で3名。また、近年でも、阿蘇のほうでも死亡事故が発生しとると。

この死亡事故を受けまして、平成23年から西原村では、安全管理についてということで、区長さんに、こういったところを安全管理してくださいというようなチラシを、毎年、区長会議の際に、火入れ打ち合わせ会のときに配布をしておるところでございます。

ただ、その後も阿蘇のほうで、特に事故があった後でございますけれども、実施のチェックリストといいまして、火入れの手順ですとか役割分担、直接書き込んで具体的にチェックできるような、そういった様式を区長さんにお配りしておるところです。集落によっては、それを地区の寄り合いの時点で一つ一つ皆さんと確認しながら作成されているところもあるという状況です。ただ、これについては、まだまだ提出のための作成というようなところもあるというふうに聞きますので、こういったところをもっと徹底していただくということを、まず考えております。

それとあわせまして、その中に、一回そのチェックをやったら、もう後は当日だけというようなことになっておりますので、日にちが変更したときの、その辺の手順の変更とか、そういったものもチェックするようリストにしていって、きちんとチェックをした上での、人数が減った場合とか、実施ができるような、そういったことをやっていきたいと。

農作業事故なんかもそうなんです、やっぱりなれとか油断とか、そういったのが事故につながっているというのが強い印象でございますので、わかっていてもチェックするというようなくせを地区につけていただくような、そういった取り組みをしていきたいと。その中に、その防火線がちゃんと切

られているかとか、そういったことも今後、チェックリストのほうをもうちよっと充実させていくような、そういった形で進めていければなというふうに考えております。以上でございます。

○議長（宮田勝則君） よございますか。

ほかに質疑ございませんか。

1 番議員、堀田直孝君。

○1 番議員（堀田直孝君） 1 番、堀田です。

ページ数で67ページ、農林水産業費の農業費の節19負担金、補助及び交付金ですけれども、この中に農業用廃プラスチック処理補助という記載がありますけれども、金額は15万円程度ですけれど、きのうの質問と少し似ていますけれども、これは農協の組合員の方だけでしょうか、それ以外の方まで対象とされているのでしょうか。

○議長（宮田勝則君） 産業課長。

○産業課長（南利孝文君） これ、防災無線でも広報しております。組合員以外の方も提出していいという形で取り組んでおるところであります。

○議長（宮田勝則君） 1 番、堀田君。

○1 番議員（堀田直孝君） きのう、答弁いただいたときに、できるだけ部会関係には補助ということで、個人にはなかなかというところの回答を得たかと思えます。

帰って考えたときに、やっぱりこの行政は、国民の三大義務という中に納税の義務というのがあります。そうした場合、組合員以外の農家の方、全てにおいてですけれども、納税の義務を果たすからこそ、福祉を受ける権利、教育を受ける権利、いろんな権利が出てくると思うんですね。

ですから、やはり納税の義務を果たしている方においては、個人経営であろうが、そういう方に対しては、できるだけ補助金、ちゃんと納税の義務を果たしているということで権利を与えていただきたいと思います。これ、要望です。

○議長（宮田勝則君） 産業課長。

○産業課長（南利孝文君） ご指摘はごもっともでございます。なるべく検討していきたいと思っております。

ただ、甘藷部会等、特に私、親しくといいますか、近しく支援させていただいておりますけれども、やはり部会に参加して、加入して、出荷する際には六十何通りかの分類をして、箱詰めをして出荷しなきゃいけないと。もちろん、いろんな事情があると思います。高齢化のためとか、あるいは兼業家のためとか、さまざまな事情があると思いますが、やっぱりそういったことができないので、あるいはそれが面倒だからというようなことで部会を離れられているというようなことも現にあるかというふうに思っております。

以前、農薬取締法が改正されました折に、これ全体に周知せんといかん

ということで、農協については部会員さんを通じてすぐに周知ができましたが、部会員さん外に対して周知をしたいということで、恐らく100名ぐらいいらっしやったと思いますが、直接通知を差し上げて、招集しまして講習会を開きましたが、3回、4回やっても全員参加には至らなかったというような経緯もございます。

やはり、積極的に取り組まれる農家さんに対しては、やっぱり積極的な支援というふうなことは考えていかんといかんと思います。

そういった意味で、農協を主体としたということを申し上げたところでございますので、全く農家さん、部会にかたっとらんなら支援しないという趣旨ではございませんので、その点はちょっとご理解いただきたいかなと思います。

○議長（宮田勝則君）1番、堀田君。

○1番議員（堀田直孝君）はい、了解いたしました。

やはり、2通りありますね、農家。やる気がない、やれない、それと一生懸命やる方。そういう方の事情はあるかとは思いますが、積極的に、先ほど役場というのは公正・公平が本分だと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、ページ29、総務費、総務管理費、一般管理費の報酬に産業医年報酬21万9,000円が計上してあります。これは、労働安全衛生法に基づく衛生委員会、本村では多分、労働安全衛生委員会だったかと思いますが、西原村職員安全衛生管理規程では、責任者を「副村長の職にあるものをもって充てる」と規定してありますので、副村長にお尋ねいたします。

1番目に、この衛生委員会の構成メンバー、どのようなメンバーで構成されているか、産業医はどなたになっているか。

それと2番目、委員会の業務はどのようなものか。

3番目、平成29年度において、何回この衛生委員会を開催されたかをお聞きします。

○議長（宮田勝則君）副村長。

○副村長（内田安弘君）お答えいたします。

ここに書いてあります産業医に絡むお話ということで、衛生委員会、私のほうが一応規定上、委員長という話になっております。

産業医は、今、永廣先生にお願いしているところでございます。

メンバーは、私が委員長、それから役場執行部、それから組合の役員等々で構成しております。

目的は、職場環境の改善というところでございまして、衛生委員会、本来は、一般的な話として、劣悪な職場環境、行政の場合は、例えば照明の問題だとかという、現業職が余りに西原村の場合ありませんので、そういう執務環境の改善というのが目的かと思えます。

ただ、近年、長時間労働等で精神的にかなり厳しい状況におられる方もいらっしゃるということですので、今後はそのような方たちの、いわゆる残業も含めた職場環境の改善についても目を向けていかなければならないというふうに思っております。

開催実績ですけれども、今まで、まだありません。ただ、さっきも言いましたように、先ほど、いわゆる組合との交渉の中でも議題として議論しておりますので、なるべく早目に組合との間において、先ほど言いました、精神的にかなり厳しい職場環境をどう改善するかという事柄についても協議をしていきたいというふうに思っております。

○議長（宮田勝則君）1番、堀田君。

○1番議員（堀田直孝君）委員会が開催されていないということですが、平成28年度の決算、去年、決算、確認したんですけれども、何もされていないのに、去年も産業医にお金を払われているということはこういったことでしょうか。

○議長（宮田勝則君）副村長。

○副村長（内田安弘君）お答えいたします。

産業医の年報酬という形ですので、顧問弁護士と同じように、いろんな形での相談事は行う、そのための年報酬です。ですから、委員会を開催する、その出席をして費用弁償的に報酬を支払うという話ではありませんので、委員会の開催と、それから産業医の年報酬、これは少し分けて考えていただけたらというふうに思います。

○議長（宮田勝則君）1番、堀田君。

○1番議員（堀田直孝君）そこは理解しております。

その中で、委員会の出席だけじゃなくて、産業医ということで活用の方法が、去年、一般質問しております、職員のメンタルケアというところでしておりますけれども、その中で、例えば今回、地震で職員皆心労があつてメンタルを壊した、その中で休んだ、休職をした、そこで産業医がかかわるところ、相談、そういうところがかなりあったのではなかろうかと思えます。その辺の、どれくらい産業医を活用したかというところをお聞きします。

○議長（宮田勝則君）内田副村長。

○副村長（内田安弘君）お答えします。

多少、今ありましたように、メンタル的な分野が非常に課題だということでした。ただ、永廣先生、確かに産業医という形になりますが、分野的には多少違うのではないかなというふうに思っておりますので、昨年は熊本県の精神保健福祉センター、そこをお願いをしまして、職員のいわゆるヒアリング、アンケート調査から、それから多少気になる方々については、所長、それから担当の職員に出向いてもらってヒアリングをし、その結果をある程度返してもらっているというふうに聞いております。

そのヒアリングの中で、ある程度指導もされているというふうに聞いておりますので、永廣先生からの指導ということではありませんけれども、職員に対する、心に対するケア等は昨年で行ったところでございます。

○議長（宮田勝則君）1番、堀田君。

○1番議員（堀田直孝君）私が一番気になったのが、メンタルを壊して休職をする、そのときに2人の医者の方の診断が必要となります。そのときに、診断書は、主治医、それと1人だけの診断ではいけないというところで、あと1人の診断というのが産業医ではなかったかと思えます。

うち、何人か休職しておりますが、そのあたりは産業医の診断書が出ているのでしょうか。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（西山春作君）今、おっしゃるとおりで、休職の場合は、休職に入る場合と復帰の場合も、お2人の医師の方の診断書が必要というふうに規定で決めております。1人は、まずおっしゃるとおり主治医。それから、もう一人、その方だけじゃなくてもう一つ、やはり2人の意見といいますか、それでという形にしております。

それが、もう一人は産業医ということでは決めてはございませんので、よろしくをお願いします。

○議長（宮田勝則君）1番、堀田君。

○1番議員（堀田直孝君）ということは、診断書を出す人間というのは、病院からもらうということは多受診になりますよね。ですから、健康保険で多受診はやめましょうというほうから多受診を求めるといよりも、こういうのは産業医のほうからの診断書が一番いいのではないかと私は思います。

○議長（宮田勝則君）1番、堀田君。今の、言い切りになってはいますけれども。

○1番議員（堀田直孝君）と思いますが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（宮田勝則君）内田副村長。

○副村長（内田安弘君）現在の休職等に係る職員の、いわゆる心の問題ということで、やはりそこは専門医の診断書を重要視するということです。

先ほど申しましたように、永廣先生、ある程度の知識はあるかと思えますけれども、専門医という形ではありませんので、産業医の診断書をとるという明確な規定がない中で、やはり専門医の見解を、2人の見解をとることが一番いいのではないかなというふうで運用しています。

確かに、多受診ということもあるかもしれませんが、やはり1人の見解では、特に精神的な分野の判断は非常に厳しいものがありますので、2人のご意見を総合的に勘案した上で、ある程度判断しているというところでございます。

○議長（宮田勝則君）1番、堀田君。

○1番議員（堀田直孝君）ということであれば、ただ西原村におられるから産

業医をお願いしているというだけで、必要な医者というのが、今ここ、村においては、メンタル関係の専門なのか総合病院なのか、ちょっと疑問に思いますが、もう、あとはお願いです。

こういう職員が、西原村は、災害に対して初期対応は非常に早くて、皆ほかから認められておりますが、病気する職員の数がほかの町村に比べて多いんじゃないかと思えます。ですから、やはりこういう制度があつて、報酬も払っているのであれば、もっともっと活用すべき、もっともっと委員会の開催をすべきじゃないかとは思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○議長（宮田勝則君）副村長。

○副村長（内田安弘君）先ほど申しましたように、委員会の開催については、組合との話し合いの中でも、その必要性、考えておりますので、なるべく早目に組合と相談しながら開催したいというふうに考えています。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第24号、平成30年度西原村一般会計予算について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よつて、議案第24号は原案どおり可決されました。

日程第2、議案第25号、平成30年度西原村国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

（保健衛生課長 藤吉昌也君 登壇 説明）

○保健衛生課長（藤吉昌也君）議案第25号についてご説明いたします。

議案第25号、平成30年度西原村国民健康保険特別会計予算、熊本県阿蘇郡西原村。

1枚めくつていただけますでしょうか。

平成30年度西原村国民健康保険特別会計予算。

平成30年度西原村国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億1,550万3,000円と

定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億2,000万円と定める。

歳出予算の流用。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳入歳出の各項の経費を流用することができる場合は、次のとおり定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算に過不足が生じた場合における款内での、これらの経費の各項間の流用。

平成30年3月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

予算につきましては、平成29年度までは、国からの補助金、社会保険診療報酬支払基金等から交付金、連合会から共同事業交付金は、それぞれ村に直接交付されていましたが、平成30年度からは全て県の歳入となります。それに伴い、当初予算の歳入では、廃款、廃目となる項目が多くあります。

平成30年度から、村への歳入は、県支出金の保険給付費等交付金、普通交付税と特別交付税が主なものになります。

歳出につきましては、国民健康保険事業費納付金という項目が新しく新設され、被保険者から納付された保険税を財源として県に支払います。各市町村から納められた納付金と国や支払基金からの補助金、交付金をもとに、県は市町村へ普通交付金等を支払うこととなります。

以上が変わった点でございますが、中身に入らせていただきたいと思います。

主な歳入につきましてご説明させていただきます。

7ページをお願いいたします。

款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税、本年度予算額1億7,280万円、同じく目2退職被保険者国民健康保険税312万6,000円でございます。これにつきましては、平成30年2月上旬の調定を基準に、収納率を考慮して算出しています。

続きまして、8ページをお願いいたします。

款4県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金6億5,810万7,000円の予算でございます。この交付金につきましては、出産一時金、葬祭費、審査支払手数料を除く保険給付費を全額負担する普通交付金、保険者努力支援分、都道府県特別調整交付金分、都道府県繰入金、特定健康診査等負担金の項目がある特別交付金として入ってきます。

9ページをお願いいたします。

款6繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金6,085万8,000円で

ございます。主な内容といたしましては、保険基盤安定繰入金など、法定内の繰り入れを一般会計からお願いしております。

款7繰越金、項1繰越金、目1繰越金2,000万円でございます。

歳入については以上でございます。

続きまして、歳出のほうにお願いいたします。

12ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費447万1,000円。これにつきましては、健康保険の事務費でございます。

続きまして、13ページをお願いいたします。

13ページの真ん中ぐらいですが、款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費、同じく目2退職被保険者療養給付費、一般被保険者療養給付費5億5,000万円です。退職被保険者療養給付費分が1,000万円でございますが、これにつきましては、過去3年間の実績に基づき、今回、予算計上のほうをさせていただいております。

続きまして、14ページをお願いいたします。

款2保険給付費、項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費7,500万円、目2退職被保険者高額療養費100万円でございます。これにつきましても、過去3年間の実績を考慮して予算計上のほうをさせていただいております。

続きまして、15ページをお願いいたします。

これが、新しく県のほうへ納める納付金として項目が追加されております。

款3国民健康保険事業費納付金、項1医療給付費分、目1一般被保険者医療給付費分1億8,263万3,000円、目2退職被保険者医療給付費分62万6,000円でございます。これにつきましては、先ほど申しましたとおり、平成30年より新設されたものでございます。医療給付費の事業納付金とは、県が市町村に交付する保険給付費等の交付の費用に充てるため、県に納める納付金でございます。その財源は、主に保険税となっております。県全体での必要な保険給付の総額から、市町村ごとの医療費水準や所得水準を考慮して熊本県が決定するものでございます。

続きまして、同じ納付金の中でございますが、項2後期高齢者支援金等分、目1一般被保険者後期高齢者支援金等分5,181万3,000円、目2退職被保険者後期高齢者支援金等分20万5,000円でございます。これにつきましても、県のほうから納付金として示してきております。

項3介護納付金分につきましても2,021万6,000円。これにつきましても、県のほうからの納付金という形で示してきております。

続きまして、16ページをお願いいたします。

款6保健事業費、項1特定健康診査等事業費、目1特定健康診査等事業費517万2,000円でございます。これにつきましては、特定健診に対する委託料



を計上させていただいております。

最後に、18ページの予備費に、今回、1,000円だけ計上をさせていただいております。

以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

1 番議員、堀田直孝君。

○1 番議員（堀田直孝君）1 番、堀田です。

ページにして14ページ、保険給付費なんですけれども、これに出産一時金と、その下に同じ給付費、葬祭費も計上してあるわけです。

前回、議案第13号で、葬祭費が3万円から2万円に、皆さん認められましたが、この条文を読むと、葬祭費には2万円とちゃんと提示してありますが、この出産一時金については、第8条の「前項の規定にかかわらず」、ちょっと省略しますが、「これに相当する給付を受けることができる場合には行わない」、何か金額を提示していないんですね。

ということは、各町村、この一時金、ばらばらでいいのか。葬祭費は、申し合わせで決めてしまった、2万円。町村によって、同じ給付費のところでのこの差があるということは、これを決めるときに、医師会、そういうところの圧力があつたのではなかろうかと私は推測いたします。なぜならば、出産は医療機関でお金を払いますので、どれだけでも自分たちに入ってくる。葬祭費は、もう終わった後ですので、自分たちの負担にはならない、利益にならないということをちょっと考えるところですが、藤吉課長はその辺はどう思われますか。

○議長（宮田勝則君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（藤吉昌也君）出産一時金につきましては、これは保険共通でございますが、42万円ということで定めてあります。

今、堀田議員が言われましたとおり、出産一時金につきましては、多分私たちが子どもを持ったときは20万円ぐらいだったかなというふうに思います。そのあたりで、やはり出産されたお母さんを手厚く保護するということがございませぬが、そのあたりで出産費につきましては、年々上がってきております。

ただし、あくまでも上限が42万円ということで、医療機関におきましては、それ以下の医療機関も現実的にはありますので、その分につきましては、費用が安く済んだところについては、その出産された方に払い戻しをしているという状況でございます。以上です。

○議長（宮田勝則君）1 番、堀田君。

○1 番議員（堀田直孝君）やっぱり、ちょっと納得がいかないのが、葬祭費は30万円、出産一時金は290万円、約300万円なんです。約10倍の予算が、そ

んな差があつていいのかと思うんですけども、財源のところ、その他というところで112万円ありますが、これは、その他の財源はどういった性質のものでしょうか。

○議長（宮田勝則君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（藤吉昌也君）お答えいたします。

ちょっと待ってください。ちょっと、すみません。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

（午後 2時45分）

（午後 2時57分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

藤吉保健衛生課長に答弁を求めます。

○保健衛生課長（藤吉昌也君）まことに申しわけございませんでした。

その他の財源といたしましては、9ページの6-1-1の中の3でございますが、出産育児一時金等繰入金112万円がこの分の一般財源として、その他の財源として入ります。これにつきましては、前年度、平成29年度の出産一時金の支給に対します一般会計からの法定繰り入れということで、去年が4件、出産一時金を払っておりますので、出産一時金4件、168万掛ける3分の2が一般会計からの繰り入れということでございます。その分がその他の財源ということになります。以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）先ほど質疑があつた答弁を、住民福祉課長が答弁いたします。

住民福祉課長。

○住民福祉課長（塚元利文君）お答えいたします。

先ほど、中西議員からご質問がありました住基カードの発行枚数ですけども、住民福祉課のほうで一応受け付けをして、県のほうに申請書を送るといふ形で、県のほうから発行するという形になっております。

2月末現在で444枚発行しているということでございます。以上です。

○議長（宮田勝則君）4番、中西君、よございますか。（「住基カードじゃなく、マイナンバーカード」の声）住民福祉課長。

○住民福祉課長（塚元利文君）すみません、訂正いたします。

今、住基カードと言つたのは、マイナンバーカードの間違いでした。すみません。

○議長（宮田勝則君）よございますか。

ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第25号、平成30年度西原村国民健康保険特別会計予算について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第25号は原案どおり可決されました。

日程第3、議案第26号、平成30年度西原村介護保険特別会計予算についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

（保健衛生課長 藤吉昌也君 登壇 説明）

○保健衛生課長（藤吉昌也君）議案第26号についてご説明いたします。

議案第26号、平成30年度西原村介護保険特別会計予算、熊本県阿蘇郡西原村。

1枚めくっていただけますでしょうか。

平成30年度西原村介護保険特別会計予算。

平成30年度西原村介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億5,599万8,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの総額は、1,000万円と定める。

歳出予算の流用。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

（1）各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

平成30年3月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

歳入の主な内容について、ご説明いたします。

6ページをあけていただきたいと思います。

介護保険料につきましては、保険料の改定をご了承いただきましてありがとうございます。それに伴います保険料の予算を出しております。

款 1 保険料、項 1 介護保険料、目 1 第 1 号被保険者保険料 1 億5,797万1,000円でございます。これにつきましては、1月時点での被保険者数を考慮して算出をしております。予算計上のほうをさせていただいております。

款 3 国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 1 介護給付費負担金 1 億2,502万9,000円でございます。これにつきましては、平成30年度の給付見込みであります介護サービス諸費、高額サービス諸費、特定入居者サービス費等を合計した額に、国の負担率を乗じて予算計上させていただいております。

同じく、項 2 国庫補助金、1 目調整交付金4,258万7,000円でございます。これにつきましても、先ほど申しましたとおり、国の定めた調整率に乘じまして計上させていただいております。

款 4 支払基金交付金、項 1 支払基金交付金、目 1 介護給付費交付金 1 億9,069万2,000円でございます。これにつきましては、2号被保険者である40から64歳までの保険者の保険料で、平成30年の給付費の見込みをもとに算出しております。この金額につきましては、支払基金の介護給付金第 2 号被保険者の負担割合に乘じて計算させていただいております。

7 ページをお願いいたします。

款 5 県支出金、項 1 県負担金、目 1 介護給付費負担金 1 億450万7,000円でございます。これにつきましても、先ほど国庫金と同様でございますが、県費の負担金割合に乘じて計上させていただいております。

続きまして、款 6 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目 1 介護給付費繰入金 9,177万円でございます。これにつきましては、介護給付費等、市町村の負担割合に乘じまして一般会計からの繰り入れを計上させていただいております。

同じく、目 2 でございます。その他の一般会計につきましては、事務的経費にかかる分を一般会計のほうから繰り入れをお願いしております。

歳入につきましては、以上でございます。

続きまして、歳出のほうについてご説明させていただきます。

9 ページをお願いいたします。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費775万9,000円でございます。これにつきましては、13委託料、地域包括支援センター運営業務委託料等でございます。

10 ページをお願いいたします。

款 2 保険給付費、項 1 介護サービス等諸費、目 1 介護サービス等諸費 6 億5,726万3,000円でございます。これにつきましては、第 7 期介護計画で想定しております平成30年度の給付見込み額をもとに計上させていただいております。

同じく、項 3 高額介護サービス等費、目 1 高額介護サービス等費1,500万円でございます。これにつきましても、第 7 期の計画によります平成30年度

の給付見込み額をもとに計上させていただいております。

続きまして、11ページをお願いいたします。

款2 保険給付費、項4 特定入所者介護サービス等費、目1 特定入所者サービス等費3,200万円でございます。これも同じく、第7期の介護計画で想定しております介護給付費の見込み額により計上をさせていただいております。

款3 地域支援事業費、項1 介護予防・生活支援サービス事業費、目1 介護予防・生活支援サービス事業費670万1,000円、目2 介護予防ケアマネジメント事業費154万8,000円でございます。これにつきましては、介護予防・日常生活支援事業に伴うサービス事業者の委託料及び要支援者事業対象者の訪問看護及び通所介護の給付とケアマネジメント作成料を、平成30年度の見込み額として計上させていただいております。

款3 地域支援事業費、項2 一般介護予防事業費、目1 一般介護予防事業費311万7,000円でございます。これにつきましては、ミニデイサービス事業等の委託料として計上させていただいております。

続きまして、12ページをお願いいたします。

款3 地域支援事業費、項3 包括的支援事業・任意事業費、目4 生活支援体制整備事業費504万2,000円でございます。これにつきましては、平成29年度から社協のほうに委託して事業を展開しておりますが、主な内容としましては、高齢者の介護予防にかかわるサービスの提供体制の検討及び高齢者の地域で支え合う体制づくりのために、事業として事業費を委託料として組ませていただいております。

同じく、目5 認知症総合支援事業費385万円でございます。これにつきましては、高齢者で認知症の方が今後増加されると予想されることから、平成29年で社協のほうにまず委託しました認知症地域支援推進員等設置促進事業135万円と、今年度から新しく実施をいたします認知症初期集中支援事業費250万円を計上させていただいております。認知症初期集中支援事業については、益城病院のほうに委託をし、認知症の疑いがあるとかそういう方については、訪問指導等を強化していく事業でございます。

款3 地域支援事業費、項4 地域包括支援センター管理費、目1 一般管理費1,093万9,000円でございます。これにつきましては、包括支援センター関係の委託料が主でございます。

歳出については以上でございますが、事業実施につきましては、ほとんどやはり社協、その他の外部事業者のほうに委託をいたします。ただ、一般質問でもお答えいたしましたとおり、やはり今後、役場と委託業者、地域の方といろんな連携をとりながら、この予算を執行させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

す。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第26号、平成30年度西原村介護保険特別会計予算について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、議案第26号は原案どおり可決されました。

日程第4、議案第27号、平成30年度西原村後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

(保健衛生課長 藤吉昌也君 登壇 説明)

○保健衛生課長(藤吉昌也君) 議案第27号についてご説明申し上げます。

議案第27号、平成30年度西原村後期高齢者医療特別会計予算、熊本県阿蘇郡西原村。

1枚あけていただきたいと思えます。

平成30年度西原村後期高齢者医療特別会計予算。

平成30年度西原村後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億6,907万5,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

歳入歳出予算の流用。

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳入歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

(1) 各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成30年3月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な歳入についてご説明させていただきます。

6ページをお願いいたします。

款1後期高齢者医療保険料、項1後期高齢者医療保険料、目1特別徴収保険料2,963万8,000円、目2普通徴収保険料1,469万8,000円でございます。後

期高齢者医療の保険料につきましては、熊本県後期高齢者医療広域連合の算出した額に、特別徴収分の保険料額については67%、普通徴収分につきましては33%で計上させていただいております。

続きまして、款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1事務費繰入金782万8,000円でございます。これにつきましては、広域連合で算出した額を一般会計からの繰り入れとしてお願いしております。

同じく、目2保険基盤安定繰入金2,383万3,000円でございます。これも、広域連合のほうで算出しました金額で、低所得者に属する被保険者及び被保険者の扶養であった保険者について、保険料を一定した割合に減額し、負担減額をする目的で一般会計のほうからの繰り入れをしていただいております。

同じく、目3でございます。療養給付費繰入金9,111万1,000円でございます。これも、広域連合で算出された額で、医療費相当額の12分の1を一般会計のほうから繰り入れしていただいております。

次に、8ページをお願いいたします。

歳出でございます。

下のほうになりますが、款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金1億6,596万5,000円でございます。これにつきましても、広域連合に納付する納付金でございます。

以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第27号、平成30年度西原村後期高齢者医療特別会計予算について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第27号は原案どおり可決されました。

以上で本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、次の会議は16日午前10時より行います。

本日はこれをもって散会します。

午後 3時27分 散 会





第 5 号 ( 3 月 1 6 日 )

## 平成30年第1回西原村議会定例会会議録

平成30年3月16日、平成30年第1回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

平成30年3月16日（金曜日） 議事日程第5号

- 日程第 1 議案第28号 平成30年度西原村中央簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第 2 議案第29号 平成30年度西原村工業用水道事業会計予算について
- 日程第 3 議案第30号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第 4 議案第31号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第 5 議案第32号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第 6 議案第33号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第 7 議案第34号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第 8 委員会の閉会中の継続調査

1、応招議員 (10名)

1 番	堀 田 直 孝 君
2 番	村 上 高 志 君
3 番	坂 本 隆 文 君
4 番	中 西 義 信 君
5 番	西 口 義 充 君
6 番	上 野 正 博 君
7 番	山 下 一 義 君
8 番	林 田 直 行 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	宮 田 勝 則 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (9名)

2 番	村 上 高 志 君
3 番	坂 本 隆 文 君
4 番	中 西 義 信 君
5 番	西 口 義 充 君
6 番	上 野 正 博 君
7 番	山 下 一 義 君
8 番	林 田 直 行 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	宮 田 勝 則 君

4、欠席議員 (1名)

1 番	堀 田 直 孝 君
-----	-----------

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	坂 園 まゆみ 君
議会事務局書記	松 永 誠 司 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	日置和彦君
副村長	内田安弘君
教育長	竹下良一君
総務課長	西山春作君
企画商工課長	須藤博君
教育課長	米口三喜男君
会計管理者	中村義光君
税務課長	佐藤光弘君
産業課長	南利孝文君
建設課長	吉田光範君
震災復興推進課長	高本孝嗣君
住民福祉課長	塚元利文君
保健衛生課長	藤吉昌也君
保育園長	前川ちずる君

○議長（宮田勝則君）おはようございます。

本日は堀田議員より欠席届が出ております。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第5号のとおり行いますが、昨日行われました議案審議、質疑の中で、議案第24号の平成30年度西原村一般会計予算の質疑の中で中西議員の質疑を一部削除したいと思います。

発言されました中西議員、よございますか。

○4番議員（中西義信君）はい。

○議長（宮田勝則君）議長権限により、その質疑を削除します。

昨日のもう一点です。

もう一点、議案第27号、平成30年度西原村後期高齢者医療特別会計予算の説明の訂正がありますので、保健衛生課長に求めます。

○保健衛生課長（藤吉昌也君）おはようございます。

議案第27号につきまして、1ページをめくっていただきたいと思いますが、朗読の中で、第2条ですが、歳出予算の流用を歳入歳出予算の流用と私は読み間違えていました。それと、第2条の中も一緒でございます。歳出予算を歳入歳出予算ということで読み間違いしておりましたので、歳出のほうに訂正をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（宮田勝則君）よございますか。

それでは、本日の審議に移ります。

日程第1、議案第28号、平成30年度西原村中央簡易水道事業特別会計予算についてを議題とします。

内容の説明を建設課長に求めます。

（建設課長 吉田光範君 登壇 説明）

○建設課長（吉田光範君）おはようございます。

議案第28号についてご説明いたします。

議案第28号、平成30年度西原村中央簡易水道事業特別会計予算、熊本県阿蘇郡西原村。

あけていただきまして、1ページをお願いいたします。

平成30年度西原村中央簡易水道事業特別会計予算。

平成30年度西原村中央簡易水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,791万8,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

歳出予算の流用。

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成30年3月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容につきましてご説明いたします。

6ページをお願いいたします。

款1水道事業収益、項1営業収益、目1給水収益、節1水道使用料は、前年度と同額の5,700万円を計上しております。

目2その他営業収益、節2工事申込金は、30件の新規加入分として加入金324万円を見込んでおります。

項2営業外収益、目1補助金、節1他会計補助金として、一般会計より災害復旧事業債償還繰入金として1,751万5,000円を計上しております。

款2繰越金には、昨年より126万円の増の1,000万円を計上しております。

続きまして、8ページをお願いいたします。

歳出予算でございます。

款1水道事業費、項1営業費用、目1業務費につきましては、主なものは、節2給料から節4共済費までは担当職員の人件費でございます。節11需用費では、消耗品費にメーター機購入費等を137万1,000円、光熱水費に水源地、配水池の電気料を740万円、修繕費に水道施設修繕費100万円等でございます。

次の9ページの節13委託料には、漏水調査委託料150万円、シルバー人材への水道メーター検針委託料を122万4,000円、水道事業試算調査業務委託料670万円を計上させていただいております。節15工事請負費には、県道堂園小森線の道路拡張工事に伴う水道管布設工事に500万円を予定させていただいております。

目2災害復旧費、節11需用費へ応急復旧修繕費として100万円、節13委託料に熊本地震関係調査等委託料としまして100万円、節14使用料及び賃借料としまして、応急復旧配管のリース代として100万円、節15工事請負費に熊本地震に伴う復旧工事費として500万円を計上いたしております。

続きまして、10ページでございます。

10ページに、項2営業外費用、目1企業債償還金として、昨年度より1,751万4,000円増の3,676万3,000円を計上しております。

目2消費税相当額に200万円、項3予備費に642万2,000円を計上しております。



以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

6番議員、上野正博君。

○6番議員（上野正博君）6番、上野です。

水道事業費の工事負担費の500万円について、ちょっとお尋ねします。

これは、みどりの館の前かと思いますが、あの工事がもう2カ月、3カ月、ストップしたままの状態ですけれども、どのような状況なのか、説明をお願いします。

○議長（宮田勝則君）建設課長。

○建設課長（吉田光範君）お尋ねの中身は、9ページの災害復旧費の中の15の請負工事費の500万円だと思います。これにつきましては、今、下布田まで本管、ある程度災害復旧終わってしまして、災害復旧事業以外の部分で、本管以外で、枝線とか、そういうものがまだ復旧できていない部分の工事請負費を一応つかみで上げさせていただいております。

みどりの館の前の、あそこのバリケードをさせていただいておりますが、あれは減圧弁があそこに、今、大峯から布田の下布田方面に送っております。それに絡みまして、あそこに減圧弁を据えさせていただいております。それにつきましては、リースなもので、ちょっと埋めることができませんもので、今の状態を保たせていただくならと思っております。

まず、先日も申しましたように、下布田の集落再生、そういう事業絡みで、本管布設がある程度進まない、あの減圧弁はちょっと撤去はできないという状況でございます。なるだけ、交通の支障になるもので、うちのほうも撤去したいと思っておりますけれども、それは時期を見て、なるだけ早目に対処したいと思っております。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）よございますか。

ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第28号、平成30年度西原村中央簡易水道事業特別会計予算について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第28号は原案どおり可決されました。

日程第2、議案第29号、平成30年度西原村工業用水道事業会計予算についてを議題とします。

内容の説明を建設課長に求めます。

(建設課長 吉田光範君 登壇 説明)

○建設課長(吉田光範君) 議案第29号につきましてご説明いたします。

議案第29号、平成30年度西原村工業用水道事業会計予算書。

平成30年4月1日から平成31年3月31日、西原村。

2ページをお願いいたします。

平成30年度西原村工業用水道事業予算書。

第1条、平成30年度西原村工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。

第2条、業務の予定量は、次のとおりと定める。

(1) 給水事業所数8カ所、(2) 年間総給水量21万7,175<sup>m</sup><sup>3</sup>、(3) 1日平均給水量595<sup>m</sup><sup>3</sup>、(4) 主要な建設改良費0円。

収益的収入及び支出。

第3条、収益的収入及び支出は、次のとおりと定める。

収入。

第1款水道事業収益1,781万9,000円、第1項営業収益1,055万2,000円、第2項営業外収益726万6,000円、第3項特別利益1,000円。

支出。

第1款水道事業費用1,781万9,000円、第1項営業費用1,716万7,000円、第2項営業外費用45万円、第3項特別損失1,000円、第4項予備費20万1,000円。

資本的収入及び支出。

第4条、資本的収入及び支出の予算額は、次のとおりと定める。

資本的収入、資本的支出はございません。

次のページの3ページでございます。

議会の議決を経なければ、流用することができない経費。

第5条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、または、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費426万7,000円。(2) 交際費は0でございます。

利益剰余金処分。

第6条、繰越利益剰余金のうち500万円を次のとおり処分するものとする。

(1) 減責積立金0円。(2) 利益積立金0円。(3) 建設改良積立金500万円。

たな卸資産購入限度額。

第7条、たな卸資産の購入限度額は8万円とする。

平成30年3月8日提出、西原村工業用水道事業管理者、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容につきましてご説明いたします。

15ページをお願いいたします。

平成30年度西原村工業水道事業予算説明書。

収益的収入及び支出。

収入。

款1水道事業収益、項1営業収益、目1給水収益、節1料金収入1,055万1,000円の計上でございます。本年度の給水事業所も、冒頭にありましたように8カ所でございます。1日の給水量としましては、595tを予定しております。超過料等につきましては、当初予算では加味しておりません。

また、平成26年度予算より、会計制度の変更により企業会計となり、歳入項目に項2営業外収益、目3長期前受金戻入、節1長期前受金戻入として138万7,000円を計上しております。

目4雑収入、節1雑収入としまして586万1,000円を企業負担金収入、その他として計上しております。

16ページをお願いいたします。

支出の水道事業費用につきましては、目3総係費が前年比に比べまして593万4,000円の増額としております。内容につきましては、施設更新計画作成委託料としまして増額をさせていただいております。

17ページをお願いいたします。

目4減価償却費が前年比19万8,000円、減の301万1,000円。

款4予備費も前年比408万3,000円減の20万1,000円を計上しております。

主なものとしましては以上でございます。ご審議方よろしく願います。

訂正をお願いいたします。

2ページの第4条のところで、予定額を予算額と言っておりましたので、訂正をお願いします。

続きまして、次のページの第6条でございます。

減責と言いましたが、減債が正しいところでございます。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第29号、平成30年度西原村工業用水道事業会計予算について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、議案第29号は原案どおり可決されました。

日程第3、議案第30号から日程第7、議案第34号までの工事請負変更契約の締結についてを一括議題としますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 異議なしと認め、一括議題といたします。

内容の説明を各議案の担当課長に求めます。

議案の順番ごとにお願ひ申し上げます。

総務課長。

(総務課長 西山春作君 登壇 説明)

○総務課長(西山春作君) それでは、議案第30号についてご説明いたします。

議案第30号、工事請負変更契約の締結について。

次のとおり工事請負変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

平成30年3月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

1、契約の目的、総消第1号、西原村デジタル防災行政無線同報系システム整備工事。

2、変更前の契約金額4億8,232万2,600円(税抜き額4億4,659万5,000円)。変更後の契約金額4億6,602万円(税抜き額4億3,150万円)。

3、契約の相手方、所在地、熊本県熊本市中央区本庄6丁目17番21号、会社名、株式会社九電工熊本支店、代表者、執行役員支店長陶山和浩。

今回の工事請負変更契約につきましては、議会のご同意によりまして、平成29年3月の第2回西原村臨時会で契約締結の議決をいただきまして、平成30年1月の第1回臨時会におきまして変更契約の締結の議決をいただきました西原村デジタル防災行政無線同報系システム整備工事につきまして、今回、契約金額の減額が必要となりましたので、再度、議会の議決を求めるものでございます。

今回の議案の契約変更理由といたしまして、概要を申し上げますと、機器費で、気象観測装置等設置用の鋼管柱をコンクリート柱へ変更、3本ほどしております。その分が130万円ほど減額。

それから、労務費といたしまして、特に戸別受信機設置工事におきまして、戸別の住宅ごとの受信電波レベルの現地調査、戸別受信機の受信測定モード

のアンテナ受信レベルによりますけれども、そのことや申請・申し込み等によりまして、当初設計時での集落・地域エリアでの現地調査等により、予定しておりましたものよりも受信をするレベルが良好で、設置予定の数量に大幅な変更減がございました。

戸別受信機の設置工事といたしまして、当初1,900台ほど予定しておりましたけれども、200台ほど減少いたしまして、130万円ほどの減額となっております。

それから、特に戸別受信機のアンテナ設置工事、これが当初予定で1,250カ所を予定しておりましたけれども、1,100カ所ほど減少して、この分が1,320万円ほど減額というふうになっております。

これらのことによりまして、今回、契約金額の減額をお願いするものでございます。

デジタル防災行政無線同報系システム整備工事については、緊急防災・減災事業債、これは起債充当率が100%で交付税措置が70%というものでございます。これらを財源として活用しているところでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）次に、企画商工課長。

（企画商工課長 須藤 博君 登壇 説明）

○企画商工課長（須藤 博君）議案第31号について説明いたします。

議案第31号、工事請負変更契約の締結について。

次のとおり工事請負変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

平成30年3月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

1、契約の目的、地創拠整交金西企工第1号、西原村青少年の森「風の里キャンプ場」施設建築工事。

2、契約金額9,558万円（税抜き額8,850万円）。

3、契約の相手方、所在地、熊本県菊池郡大津町室2137番地2、会社名、株式会社宇都宮建設、代表者、代表取締役宇都宮誠二。

4、変更前の工期、平成30年1月11日から平成30年3月26日まで。変更後の工期、平成30年1月11日から平成30年8月31日まで。

今回の提案は、平成30年1月の第1回臨時会におきまして契約締結の議決をいただきました西原村青少年の森「風の里キャンプ場」施設建築工事につきまして、契約変更が必要となりましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

平成29年2月に内閣府の交付決定を受けました後、入札を行ったところ、

熊本地震の復旧・復興事業に係る事業の集中による作業員の不足や資材価格の高騰などの影響により、2回の入札不調となりました。3回目の入札で契約を行うことができましたが、当初計画しておりました着工予定月より約4カ月程度のおくれが生じております。

今後の工事施工期間を考慮しますと、入札不調による工事着手のおくれにより予定工期期間の確保に支障が生じ、当初予定しておりました契約工期内の完成が困難となっております。

当該工事の適切かつ安全な施工実施のための期間を確保するため、施設工事期間を延長する必要があることから、工事請負変更契約の締結について提案させていただくものです。

以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（宮田勝則君）次に、建設課長に求めます。

（建設課長 吉田光範君 登壇 説明）

○建設課長（吉田光範君）議案第32号について説明させていただきます。

議案第32号、工事請負変更契約の締結について。

次のとおり工事請負変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

平成30年3月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

1、契約の目的、災補道第2463号、田中高遊線道路災害復旧工事。

2、契約金額4,502万448円（税抜き額4,168万5,600円）。

3、契約の相手方、所在地、熊本県菊池郡大津町大林310番地、会社名、肥後木村組株式会社、代表者、代表取締役澤村奈古。

4、変更前の工期、平成28年10月17日から平成30年3月26日まで。変更後の工期、平成28年10月17日から平成30年10月31日まで。

今回、提案させていただきました議案につきましては、平成28年10月の第4回臨時議会におきまして議決をいただいたわけでございます。さらに、平成29年3月定例会、平成29年6月定例会、それと平成29年12月定例会におきまして工期の変更を議決いただきました村道田中高遊線道路災害復旧工事につきましては、再度の工期の変更が必要になりましたので、工事請負契約の変更をお願いするものであります。

添付しております裏の箇所図をごらんください。

現場は、田中高遊線の、元のホテル付近から延長127mののり面吹きつけのモルタルが崩落した道路災害復旧工事でございます。

現在の進捗率としましては30%程度でございますが、仮設防護柵の設置、のり面の吹きつけモルタルの撤去は既に済んでおりますが、地山の土質が、調査したところ、当初設計ではのり面の安定が図れないということがわかり

ました。復旧工法の変更を進めていく中で、国土交通省との重要変更協議に不測の日数を要したために、工期内の完了が困難となり、工期の変更を行うものでございます。

以上でございます。審議方よろしくお願いたします。

続きまして、議案第33号についてご説明いたします。

議案第33号、工事請負変更契約の締結について。

次のとおり工事請負変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

平成30年3月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

1、契約の目的、災補道第2461号、田中高遊線道路災害復旧工事。

2、契約金額5,880万6,000円（税抜き額5,445万円）。

3、契約の相手方、所在地、熊本県阿蘇郡西原村大字河原1086番地、会社名、有限会社堀田建設、代表者、代表取締役堀田賢司。

4、変更前の工期、平成28年10月17日から平成30年3月26日まで。変更後の工期、平成28年10月17日から平成31年3月26日まで。

今回、提案させていただきました議案につきましては、平成28年10月の第4回臨時議会におきまして議決をいただいております。さらに、平成29年3月定例会、平成29年9月定例会におきまして工期変更の議決をいただきました村道田中高遊線道路災害復旧工事でございます。

めくっていただきまして、箇所図をごらんください。

堀田工務店作業場先から布田川方面に向かいまして1つ目のヘアピンカーブ下までの復旧延長485.5mの災害復旧でございます。

内容としましては、コンクリートブロック積み、路肩の復旧、アスファルト舗装、側溝及びガードレールの設置でございます。

現場復旧工事の進捗率としましては10%程度でございます。

先ほどの議案第32号で申し上げました工法変更協議によるのり面復旧のおくれ等が発生しております関係上、第33号の議案につきましても、全面通行どめをすることができず、のり面の復旧を終わらなければ今回の第33号の工事ができないために提案しております。関連した工事でございますので、第32号が終わり次第、第33号に取りかからなくてはならないということで提案させていただきます。

以上の理由で工期の変更をお願いするものでございます。ご審議方よろしくお願いたします。

続きまして、議案第34号について説明いたします。

工事請負変更契約の締結について。

次のとおり工事請負変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項

第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

平成30年3月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

1、契約の目的、災補道第2496号、星田北平線道路災害復旧工事。

2、当初契約金額6,389万2,800円（税抜き額5,916万円）。変更契約金額6,044万8,680円（税抜き額5,597万1,000円）。

3、契約の相手方、所在地、熊本県阿蘇郡西原村大字河原1086番地、会社名、有限会社堀田建設、代表者、代表取締役堀田賢司。

この議案につきましては、平成29年6月の第2回定例会におきまして議決をいただき、さらに平成29年12月の第4回定例会におきまして工期の変更の議決をいただいております。

次ページの箇所図をごらんください。

この災害復旧工事は、熊本高森線の旧道部分の堀切峠付近の復旧延長220.4mの工事でございます。

内容としましては、コンクリートブロック積み、のり枠、コンクリート舗装、ガードレールの設置工事でございます。

現在、工事の進捗としましては、舗装工事まで完了をしております。

最終的な数量の変更に伴いまして工事請負の契約を変更したく、今回、提案させていただいております。

以上でございます。審議方よろしくお願いたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより一括して質疑に入ります。なお、質疑の際には議案番号を述べて質疑してください。質疑ございませんか。

9番議員、桂悦朗君。

○9番議員（桂悦朗君）9番議員、桂です。

議案第30号、デジタル防災なんですけど、先ほど言われました戸別受信機、これの仮設住宅、それとみなし仮設住宅には、今、どういう状況になっているのか、そこからちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（西山春作君）仮設住宅の状況につきましては、みなしのほうは村外分はちょっとありませんけれども、建設型の仮設住宅のほうにつきましては、7日現在で、住居戸数261で、実施工事を84戸すると。それから、もう既に新しい家につけたいからというのもございますので、実際は85戸ほど設置が済んでいるということでございます。

○議長（宮田勝則君）9番、桂君。

○9番議員（桂悦朗君）この前のちょっと説明の中で、アンテナをつける工事があるのでということだったんですね。



このデジタル防災は、何年の何月ぐらいまでで大体終わる予定なのか。

それと、その後に今度はアンテナをつけなくちゃならない工事が出てくるですよ。新築されるところも、今すぐ新築できるところもあるけれども、2年、3年かかってされるところもあると思います。その人たちが、今、仮設に入っておられる。そうしたら、今度は、持って帰ったときに、アンテナ工事をしなくちゃならないということも起き得るわけですよ。そういうときにはどうなるのか、そこをお聞きしたい。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（西山春作君）今回のデジタル防災行政のシステム整備工事につきましては、工期が3月23日となっておりますので、そこでこの工事としては終了ということですが、当然、おっしゃいますとおり、仮設住宅等で、今後、家を建てられたりした場合には、その部分で設置あるいは今つけてある分は移動したりということになると思います。

ですから、その分については普通のといいますか、こちらのほうの、今でも増設とか修理とか、そちらはやっておりますけれども、一般会計のほうでしていくということで予定しております。

○議長（宮田勝則君）9番、桂君。

○9番議員（桂 悦朗君）ということは、工事代は一般会計のほうから出すということですかね。それでいいんですかね。

ということは、実際、今、仮設に入っておられる方も、要するに新築したら家のほうにつけるといって言われているということなんですが、本来であれば戸別受信機、本当は仮設のほうには全部配ってもらっておって、持って帰ってつけるような状況にしないと、多分聞こえないところは何にも、今、放送されておるの、わからないんじゃないかなと思うんですね。

うちも、今、みなし仮設にいますんですが、みなし仮設も前の戸別受信機がついているんですが、新しいのがついていない。そういうので、今、仮設なんかは、要するに聞こえるところへ持って行って置けばできますので、アンテナをつけるということは少ないかもしれませんが、そういうところはちょっと考えてやってもらわないと、わからない人たちがいるんじゃないか。

それは、持って帰ったときだけ、こんな工事代がかかるということがあって、もう新しい家のほうでいいと言うておられる方も何かおられるみたいで、この前ちょっと聞いたらそういうふうに言われたので、そういうところをきちんと、戸別受信機だから、仮設のほうも皆さんに配っておって、そして今度、家を建てられたらこれを持って行ってくださいと言ったほうがいいんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（西山春作君）まず、つけていないところは、ちょっと戸別受信機を設置されていないところは聞こえないんじゃないだろうかというお話だっ

たと思いますけれども、その分については、仮設住宅のほうは1カ所、屋外局といいますか、パンザマストといいますか、それを建てさせていただいておりますので、そちらのほうを利用させていただくなら聞こえるかなとは思っております。

それから、全てに配ってもらったらどうかということでしたけれども、これは、ここの応急仮設住宅の敷地については、各戸全部の戸数のところにアンケートといいますか、申し込みの通知を全てに配布しておりますので、そこで集会所のほうに回答を出してくれということで、個人的ないろいろと書いてありますので、それをアンケートをとった結果でしてくださいというところがそれでしたものですから、それに沿って設置をさせていただいているということでございます。

あと、設置する場合には、集落が集まっているところは、その集落のところに設定を、集落ごとに設定ができますので、それをして、そこに設置をしているということで、あとは受信レベルに影響がなければ、そのまま持っていっていただければいいということなんですが、当然、幾つかの場所、地理的なものとか電波の状況によりまして、おっしゃいましたとおり、外部アンテナが必要となるところについては、現地に設置してみないとちょっとわからないという状態もございますので、その時点ですていくということで、これがいつになるかというのが、なかなか明確にわからない部分もございますので、その都度対応させていただくならというところで予定しております。以上です。

○議長（宮田勝則君）桂議員、よございますか。

暫時休憩します。

（午前10時53分）

（午前10時57分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、討論と採決は各議案ごとに行います。

議案第30号について、討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第30号、工事請負変更契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

- 議長（宮田勝則君）全員起立であります。  
よって、議案第30号は原案どおり可決されました。  
次に、議案第31号について、討論ございませんか。  
（「討論なし」の声）
- 議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。  
これより本案を起立により採決します。  
議案第31号、工事請負変更契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
（起立全員）
- 議長（宮田勝則君）全員起立であります。  
よって、議案第31号は原案どおり可決されました。  
次に、議案第32号について、討論ございませんか。  
（「討論なし」の声）
- 議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。  
これより本案を起立により採決します。  
議案第32号、工事請負変更契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
（起立全員）
- 議長（宮田勝則君）全員起立であります。  
よって、議案第32号は原案どおり可決されました。  
次に、議案第33号について、討論ございませんか。  
（「討論なし」の声）
- 議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。  
これより本案を起立により採決します。  
議案第33号、工事請負変更契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
（起立全員）
- 議長（宮田勝則君）全員起立であります。  
よって、議案第33号は原案どおり可決されました。  
次に、議案第34号について、討論ございませんか。  
（「討論なし」の声）
- 議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。  
これより起立により採決します。  
議案第34号、工事請負変更契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
（起立全員）
- 議長（宮田勝則君）全員起立であります。  
よって、議案第34号は原案どおり可決されました。

日程第8、委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員会委員長、上野正博君、総務福祉常任委員会委員長、桂悦朗君、産業教育常任委員会委員長、林田直行君、以上の方から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申し出のとおり閉会中の継続調査申し出がっております。

事件、理由等については記載のとおりです。

お諮りします。各委員長の申し出どおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 異議なしと認め、よって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の議事日程及び会期日程は全部終了しました。

これをもって閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 異議なしと認め、これをもって平成30年第1回西原村議会定例会を閉会します。

午前11時04分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

熊本県阿蘇郡西原村議会議長 宮 田 勝 則

7 番議員 山 下 一 義

8 番議員 林 田 直 行